

# 鹿児島県史料

薩摩藩法令史料集六

## 解題

本巻には、「島津家列朝制度」・「島津家歴代制度」(『鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集』一〜五に所収)と共に薩摩藩の基本法令集である「薩摩例規雑集」(以下、「例規雑集」と略)一卷〜二十五巻を所収する。

### 一

「例規雑集」が編集された時期については明らかでない。編集方針などを「島津家列朝制度」・「島津家歴代制度」に習い、その補完を意図して編集されたことは間違いない。そのため、所収文書において「島津家歴代制度」とも多くの重複があるが、「島津家歴代制度」が文化十一年を下限とする文書を所収しているのに対し、「例規雑集」は明治十五年までの内容を含む文書を所収することは、編集時期の一つの目安となる。

「例規雑集」には編集者などについての記述は一切ない。しかし、所収史料中に、「島津家御家記」編集に従事していた市来広貫が、嘉永六年より薩摩置県までの国事執筆の事実を編集した「島津家国事執筆史料」の一部も所収され、また巻十一の七二三「小松家家譜抜抄」中に、「此文ヲ以広貫考ルニ、当時高一石分之所務ハ五斗納ナリシ証ナリ、四斗納トナリシハ其後ノ事ナラン」との註記がある。このことからして「斉彬公史料」・「忠義公史料」などの編者である市来広貫が「例規雑集」編集の中心者であることは許されるのではなからうか。

### 題

### 二

市来は、原口虎雄氏が「明治もあとになってから六十一巻〜七十巻を市来廣貫らの努力で乱雑に附加したただけのもの」

〔藩法集 8 鹿兒島藩〕解題〕と酷評する「島津家歴代制度」を編集している。「島津家歴代制度」に加え、同一系統の法令集である「例規雑集」が編まれたのは、「島津家歴代制度」の欠如を補うためであるから、新たに付け加えられた項目、史料にこそ編集の特徴があることになる。

その特徴ある項目の一部については、後に述べることにして、先ず「例規雑集」に見られる編集上の問題点を指摘しておく。

第一は、編集上、複数の文書が一纏めにされているのではないかと云うことである。

「島津家歴代制度」でも文書全体ではなく、項目に該当するヶ条のみが収録されたり、要領筆記的に一部分の収録、削除が見られるが、「例規雑集」でもこれは同様である。

卷二の一二の七ヶ条目の但し書きは、「当時之与頭衆モ御役被差免候以後ハ何レモ御家老直触ニ罷成筈ニ候間、御格式不乱様可有沙汰事」とある。この部分は、『鹿兒島県史料 薩摩藩法令史料集三』三四〇七に所収されており、但し書きの部分は「(省略) 御家老直触ニ罷成筈候、其身計与頭以上ノ御役被仰付候人、御役御免タリトイフトモ家督内ハ御家老与に被入置、隠居已後家督ノ家内ニ可被召入候条、御格式不乱様可有沙汰事」とある。前者の但し書きでは、格式を乱すことの具体例が省略されているのであり、適切な採録とはいえない。また、三四〇七の史料は二四ヶ条からなり、享保九年に布達されたものである。しかし、一二の史料は一八ヶ条からなるが、三四〇七とはヶ条の順序も異なり、また合致するのは八ヶ条のみである。そのため一文書から採録された史料であるかは疑わしく、年次欠であることから、複数の史料から家督継目・与に関する項目に叶うようなヶ条が抜かれ、単一の史料であるかのごとき体裁を整えた疑いが強い。

第二は、既知の知識に照らすと、単純な間違いではないかとみられる註記があることである。

(1) 卷一の一の史料に「外城々内トハ、万治ノ頃マテハ各郷ヲ外城ト唱へ、享保ノ初諸郷ト改メ封内百二十四外城

毎二各一城ヲ設ケ(略)」とある。「島津家歴代制度」三五七にあるように、外城を郷と唱えるように命じたのは天明四年四月である。また、郷数は延享元年に今和泉郷が置かれた後は一一三郷となり一定した。『鹿兒島県史』第二卷によれば、寛永十六年、私領を除く外城は八七ヶ所であり、延享元年以降の私領は二一ヶ所であることから、一二四の外城は到底近世初期の外城数とは云えない。一二四の外城数がどこから出てくるのか不明であり、編者の思い違いであろう。

(2) 卷五の三九四の史料には苗代川焼についての註記がつぎのようにある。

(略) 苗代川焼ハ朝鮮人伝来ノ器ナリトイフハ非ナリ(略) 星山氏鹿兒島立野ニ移テ焼ク、是ヨリ立野焼トイフ、朝鮮人ヲ苗代川ニ移シ玉フノ時、産業ナキカ故に陶ヲ星山氏に学ハシメテ産業トセシム(略)

帰化朝鮮人の星山氏から陶業を学び苗代川焼が始まったので、苗代川焼は朝鮮人伝来の器ではないと註記するが、串木野に上陸した朴平意などが苗代川に移り、慶長九年三月、苗代川で始めて築窯したとするのが通説である(『鹿兒島県史』第二卷)。

(3) 卷十一の七二三の史料では、「(重張は) 関ヶ原ノ役ニ從軍シテ大ニ功アリ、慶長七年正月十五日鹿兒島ニ帰ル、関ヶ原ノ役ハ同六年八月十五日ナリ(略)」と註記する。関ヶ原合戦は慶長五年九月十五日に決着するのであり、この記述は単純な思い違いであろう。

三

右に若干指摘したように、註記には問題点がありながらも、本史料集に「島津家歴代制度」を補完する史料を含んでいる。個人的な関心から興味のある史料として目に付いた個別史料二点について先に述べ、つぎに農政の基本である検地と門割制度について述べる。

1 借財

薩摩藩の借財高は、原口虎雄『鹿児島県の歴史』には、元和二年一千貫余・寛永九年七千貫余・同十七年二万一千貫余・寛延二年三万四千貫余・宝暦四年四万貫余・享和元年七万二千六百貫余・文化四年七万六千二百二十八貫余・文政十三年三十二万貫余と、八ヶ年について総額のみを挙げている。この年次外の借財高は、『鹿児島県史』第二巻によると、寛永八・九年七千貫、或は二万貫目、同十一年八千貫目、寛文七年一万二千九百一貫目（利息を含めると二万貫余）、宝永七年三四万五千両（江戸二万七千九百両・国元六万八千五百両・京都一三万六千両・大坂一〇万千両・長崎一万千五百両）、文化三年一万七千六百五十八貫目、文政元年九〇万七千四百両（江戸八万八千八百七十五両・京都凡二五万二千三百六十七両・大坂凡五二万六千三百三十一両・国元凡四万六千七百三十一両）とあり、宝永七年、文政元年分には借用地の内訳がある。

卷十二の七五八の史料は、宝永七年、宝暦五年の借用高が借用地の内訳まで記されている。この内、宝永七年の借用額は『鹿児島県史』の掲載額と同じであるが、宝暦五年八万九千七百五十両余（江戸三万九千九百両余・京都二五万五千七十八両余・大坂五三万七千四百一十一両・国中五万三千六百六十両）は初見である。

## 2 人口

藩による人口調査は、藩状を把握する基礎史料となるため、どの藩でも毎年、或いは数年ごとに調査される。薩摩藩の人口は、行政単位である郷毎に宗門手札改めによってなされる。調査結果は郷毎に作られる『宗門手札改帳』で知られるが、郷行政の中心である御飯屋に保管されていた文書が纏まって残されている郷は少ないために、『宗門手札改帳』が経年的に残されている郷は僅かであり、多数の郷では全く残存していない。本来ならば、各郷の調査結果が上申され、藩により集計されたはずであるが、残念ながら薩摩藩には藩の行政史料が残されていないこともあり、宗門手札改めがなされた年次毎の人口総数を知ることができない。『鹿児島県史』第二巻には、明和九（安永一）年・寛政十一年・文政九年の三ヶ年の人口が掲載されているだけである。

卷二十の二二九八の史料には、元文二年（八一七六三五五人）・延享二年（八四万三八〇八人）・宝曆三年八七万二〇八三人・同一一年（八七万九五三九人）・明和九年（八八万三九六九人）・天明六年（八四万二四〇六人）・寛政十二年（八五万三三九一人）の七ヶ年の人口が記される。明和九年は『鹿児島県史』掲載分と重なっているため、新たに分かった領内人口は六ヶ年分である。なお、『鹿児島県史』の寛政十一年と本史料の寛政一二年の人口は同数であり、また重複する明和九年の人口は当然のことながら同数である。

### 3 検地・門割について

近世の石高制は、石高と云う単一の基準により身分の異なる武士、百姓を支配する統一的支配原理であり、その石高は検地によって作られる。

薩摩藩農村を語る場合、①農村に住み、自作自収を生活の基盤とする郷士の存在、②農業の経営単位と年貢徴収単位は名頭と名子の組み合わせからなる複合家族を耕作者とする門である、と云う薩摩藩独自の制度に注意しなければならぬ。取り分け貧窮郷士の増加は、後述するように、門にも大きな影響を与えることになる。ここでは、薩摩藩で行われた四回の領内検地と石高の変化に触れ、ついで万治検地と享保検地による特徴について述べる。

薩摩藩における石高の創出は天正十九年であり、国元から報告させた百姓数・田畠面積・収納量などを基にして「島津氏に割り当てた軍役量をにらみ合わせながら京都で決定」したのである。報告された種々のデータにより算出された高に、石田三成が後日のためと称して八万石を加え、惣高三八万石を島津領高と決定して御前帳が作成された（松下志朗『幕藩制社会と石高制』第四章）。この石高は現地を丈量して得られる石高ではなく、机上の計算により作り出されたのである。このような手続きにより早急に石高が決定したのは朝鮮出兵を目前にし、統一した軍役賦課の基準が必要であったからである。しかし、朝鮮出兵では、島津氏の経済基盤の弱さと家臣団統制の弱さを露呈し、渡海のための船が到着せず「日本一之遅陣」（『鹿児島県史料 旧記雑録後編二』八八三）となり、面目を失った。そのため、豊臣秀吉

は早々に島津領内の検地を命じ、併せて忠節を尽くす者に恩賞・加増として与える浮地を含め、知行すべき石高の内訳をも指示した。

検地は文禄三年九月に始まり、翌年二月には終了し、六〇万八七二六石の石高が打ち出された。「薩隅日田賦雜徴」(以下、「田賦雜徴」と略)では、文禄検地の高を六〇万五八六三石余とし、高の作り様の委細は分からないとしながらも、検地帳の分析から、近世の高作りの基準通りの玄米一石を高一石の結論を導き出している。

天正十九年の石高からすれば過大な石高打ち出しがなされたことにより、高の不平均が生じ、知行、貢租上の不都合があった(『鹿兒島県史』第二巻)。文禄検地の杜撰さとそれによる影響を無視できなくなっており、その是正のために検地が必要であった。

薩摩藩は、江戸時代、慶長・寛永・万治・享保の四度にわたり全領にわたる検地を実施するが、その外にも御救のためなどの部分的検地は行われた。

江戸時代、軍役賦課の基準となる石高は、元和三年、島津家久宛の御判物で示される薩摩国・大隅国・日向諸県郡の六〇万五六〇七石であり、これが御判物高、すなわち表高である。なお、寛永十一年の家光御判物には琉球高一二万三七〇〇石が加えられている。

慶長検地以降実施される検地によって算出される石高は、石高を幕府へ届け出る必要のない内高であり、その検地も内検と云う。

慶長内検は、慶長十六年に始まり同十九年に終了した。石高は六一万九〇五五石である。

慶長内検について、「田賦雜徴」には「粗大豆式石を分米壹石に成し高作候得者、惣高三拾七万七千九百七拾四石八升六合五勺之筈にて、大分御高引入候に付、御検地以後粗壹石五升にて高壹石之賦、高頭右之通六拾壹万九千五百五石八斗余に為被相究にて可有之哉」とあり、文禄検地と同基準、すなわち粗五合摺りの玄米高では大幅の不足高が生ずる

ことから、粗一石五升を高一石と高作りの基準を変え文祿高に相応する高にしたのである。

寛永内検は、寛永九年に始まり、十年に検地は終了し、翌十一年門割が行われた。石高は五万二千六百八石である。この内検の高について、「田賦雜徴」にはつぎのようにある。

寛永十年之御検地帳には、粗壹石五升にて高壹石に為相究帳有之候得共、因田帳には粗九斗六升にて高壹石に相究有之候、然ば最前は粗壹石五升にて高作候得共、御高引入候に付御検地以後に粗九斗六升にて高作替為有之と相考申候

すなわち、慶長内検と同様の方法で高を作ったところ不足高が出たので、高一石を粗九斗六升で作り替えた、と云うのである。以後、薩摩藩は粗九斗六升を高一石にすることになる。また、道之島・琉球の石高は、薩隅日とは異なる基準が設けられ高が作られた。道之島は寛永元年新竿により粗一石五升を高一石とし、琉球は寛永十二年、元高一〇〇石に付き七石三斗六升五合一勺ずつの盛増と云う帳簿上の操作により新高が決定した。

万治内検は、明暦三年に始まり、万治二年に検地が終了した。石高は六〇万九千三百七十八石である。なお、黒田安雄氏は、万治内検の石高が寛永内検の石高より増加したのは、「諸外城田畠例竿之上高之増茲に相究、諸外城嘍竿頭に而御検地為仕、其上に而致再検高相究」ることを郡奉行が行っていたからであるとする（黒田安雄「薩摩藩享保内検の一考察」秀村選三編『薩摩藩の基礎構造』所収）。すなわち、例竿により予め高の増加分を決定し、それに合わせるように検地を行ったのである。この方法による石高の決定は、享保七年に始まり同十二年に終了する享保内検でも行われ、薩摩藩での内検の内最高の七二万一〇四〇石が作られたのである。

右に見てきたように、高作りの基準を変えながらも、寛永内検では文祿検地高よりも引き入れとなり、慶長、万治の内検でも文祿検地高前後の高を作り出すことができたにすぎない。文祿検地高が過大な高であるとしても、慶長内検では高の基準を変えることにより文祿検地高よりも増加させているのであるから、さらに一石の高基準を引き下げた寛永

内検では増高となるべきところ、逆に減高となる。このことの意味するところは耕作条件の悪化、すなわち耕地荒廢の進行を意味する。

高基準の引き下げによる石高の維持又は増加は、百姓からの取奪を強化させることになる。これに対する藩の対応は、万治内検の具体例の中に見ることができるといえる。

桑波田興氏は万治内検についてつぎのことを指摘する。

①寛永内検でも、門・屋敷農民の再生産条件の整備、無主耕作地に対する労働力の配置、門・屋敷所属の労働力の把握に注意を払い、経営体の安定を計った。②万治内検直前には、農業経営単位として自立再生産不可能な、あるいはその可能性の極めて少ない門・屋敷があった。③検地後は、門・屋敷数は減少するが、門高の増加、労働力の増加がみられる門・屋敷が出てくる。④浮免が新たに出現する。

以上のことから、弱小門・屋敷は整理解体されて他の門へ高・人が配分され、農業経営単位、年貢徴収単位として一定規模以上の門・屋敷に編成し直された。これにより、門・屋敷の労働力減少による耕地荒廢化を防ぐと共に、新たに作り出された浮免により下級家臣団の給与地を確保したとした（桑波田興「薩摩藩の万治内検」『薩摩藩の基礎構造』所収）。興味深い指摘であり、事実関係はこの通りであろう。しかし、一つ疑問を呈するならば、浮免と云う土地種目の性格からすれば知行高であるが、門の整理により出現した浮免が下級家臣団の給与地、知行高であったであろうかと云うことである。何らの功績もない貧窮郷士に、救済と云うことだけで知行を幅広く与えたと云う事例を残念ながら知らない。万治内検の前後における郷士知行高の変化を含め、研究の余地があるのではなからうか。

石高の確認と門・屋敷への高配分と云うのにとどまらず、万治内検では門・屋敷の解体、再編成と云う大鉦を振るわなくてはならない程に農村の荒廢化が進んでいたことを示している。

巻一の八は、『享保御引并御支配頭書大概 全』の全文である。この史料は、検地門割が終わった享保十二年十月、

検地門割を担当した郡奉行津留伊兵衛・伊藤長左衛門・新納仁右衛門・福崎五郎左衛門・山田弥五右衛門・祢寝甚兵衛から、後年のため検地門割の大概を記して藩へ提出したものであり、享保内検実施の状況を知るのに便利な史料である。なお、享保内検の実施状況を伝えるものとしては、享保内検に代官役として業務に直接関係した榎元新兵衛の手による享保十三年九月朔日付の「享保大御支配次第帳」（以下、「次第帳」と略）がある。

八の史料では、享保内検の必要性と意図について、つぎのようにある。

万治年簡御検地六十余年ニ相成、依所者地面致親疎、且又人少キ在所モ有之、又者人過分ニ相増作職地致不足、農人致迷惑所々モ有之由候、右ニ付而者御蔵入給地徴納相滞不宜候（略）此節一統之御引並ヲ以地面甲乙無之、人少キ在所へハ人配ヲ以被召移、先キ様農人共稼穡存俣ニ有之、年貢等首尾能ク相納候様有之度（略）

万治内検以来六〇余年となり、地方の善悪が生じ、また耕地と百姓数の均衡が崩れたことにより、百姓の困窮と年貢滞納・不納とが生じていることを内検実施の理由とし、内検の実施により、①地方の善悪を均す、②人配による耕地と百姓数の均衡を計ることにより百姓を在り付かせると共に、年貢などを円滑に納入させることを意図していた。

ここでは、Ⅰ享保内検実施前の農村状況、Ⅱ享保内検の特徴、Ⅲ郷士御免作職高と作職浮免、について触れる。

#### Ⅰ享保内検実施前の農村状況

「万治御支配より享保七年迄にて六十余年ニ罷成、地面親疎農人多少不相并、漸々御国中困窮いたす」と、久保平内左衛門が「諸郷榮勞調」（以下、「榮勞調」と略）で指摘するように、「地面親疎農人多少不相并」の事態により、農村は荒廃しつづつあった。このことは、享保六年、薩摩国山崎郷の状況を見れば明らかである。ここでは、労働力の喪失が著しく、自立再生産の可能性が極めて少ない土地喪失寸前の門があり、それを防ぐために自他村から労働力補填の人の移動があったことが「宗門手札改帳」により確認される。労働力喪失にともなう不耕作地の経営と年貢などの負担は、惣作が強制される百姓・郷士・町浜居住者にのしかかってくるのであり、労働力喪失→不耕作地の出現→惣作→負担増加

↓百姓の倒れによる労働力喪失を招き、急激な農村荒廃状況が出現する。この現象はすでに元禄期には始まっていた。惣郡座からの「覚」には、無作人の耕地をその外域で耕作させる場合は親疎（不平均）なく地方を割り付けること、耕作・入作による門地耕作は入念にすること、入作の者へ代下がりの契約で耕作させないことなどを指示しており、門の崩壊・耕作放棄が一般化していた（黒田安雄「前掲論文」）。まさに、万治内検直前の状態と同じ事態が生じていた。

## II 享保内検の特徴

①検地の省力化・簡易化 万治内検が直竿（丈量検地）であつたのに対し、享保内検は省力化・簡易化の検地方針であり、「少之甲乙も無之様ニ相心得候時は難埒明等候間、間々不相弁儀有之候而も其分は御支配之一首尾相済以後漸々と被相改可相済候間、其了簡可有之候」（「次第帳」）と、少々過誤があつても手間取らないことが優先され、過ちがあつたら後に改めればすむことであるとされた。

したがって、屋敷などについては、つぎのようになされた。

鹿兒島近名内の神社・足輕類・荒田浦町屋敷は直竿であつたが、鹿兒島城下土・寺院・社家・足輕類の屋敷、上・下・西田の三町の屋敷は、勘定所、町奉行所での書き改めですまされた。

田島の検地についてはつぎのようである。

一 諸所為土例四手被仰付、一手ニ郡奉行三人宛、田方拾部一畠方式拾部一之例ニ被仰付候

### （略）

一 土例郡奉行被差遣、例相済候処ヨリ右為再見又々郡奉行被差廻等ニ被仰渡候、右式ニ被仰付而ハ大御支配手筋別而相重、及多年埒明申間敷旨再重及吟味、右四手例被差止、御國中土例五手、一手ニ郡奉行一人宛被差遣、田島共二四拾部屯之例ニシテ再見ニ不及、諸所之榮勞・地方之善悪致見聞、高相居諸所屢竿頭ニ而致検地相済候首尾申出候節、最初土例差越候郡奉行所竿之再見仕、究テノ高居相究所門割ニ被仰付（略）

一万治御引並之節ハ田畠共ニ直竿為有之候得共、此節右式被仰付テハ別而手間取筭候故、田方俵汰、畠方迄ハ所筭にて直竿被仰付候、田方ノ内依坪別而之延歩者致畦直筋ニ直竿無之候テハ不叶場所都而直竿被仰付候村々モ有之、且亦、依所田畠共ニ直竿有之年数近ク、尤、高之増減モ無之所者田畠共ニ表汰又者帳面書改迄ニ被仰付候所モ有之

土例とは、検地の最初に行う土地の地位、広狭確認、坪刈りによる土地の善悪決定などの現状確認のことであり、検地では、最終的な土地面積、石盛決定に影響をあたえる程重要な手続きである。そのため、土例の後に土例再見を行い、過誤のないように規定されていた。

享保内検でも、当初はこの通り実施することになっており、一手三人組の郡奉行が四手に分かれ、田方は十分の一、畠方は二十分の一ずつ土例を行い、さらに郡奉行が規定通り再見することになっていた。しかし、これでは手間がかかりすぎるとして方針を変え、一手に郡奉行一人を含む五手を派遣し、田畠共に四十分の一の土例、再見は行わないことになった。また、田方は原則として直竿ではなく、俵汰のみですまし、畠方は直竿であったが、直竿がなされて間もない所は田畠共に俵汰、または帳面書き改めの手続きで処理した。

② 高の設定による石高打ち出し 検地に際しては「增高等も有之、御勝手向宜様ニ被仰付訳ニ而無之」（「次第帳」）と高打ち出しにより藩財政の利を意図したものではないとしたが、現実には七二万石余と云う高が打ち出された。この石高の打ち出しについては、西郷隆盛が後につきのように非難している。

享保大御支配の儀は、一時の権謀を以て、郷々增高相成り候分は、郷高に仰せ付けらるべしとの趣にて、専ら郷役任せの事故、類に掛を揚げ増を募り候由に御座候処、惣済の上都て御蔵入に相成り、民心を失い候儀は勿論、偽を教え候に付き、直様田賦相乱れ、其の弊追々延蔓いたし、実に奸吏の為に膏血を絞り取られ候訳に御座候（「西郷

隆盛全集」第一卷一八）

検地による石高増加を計るために、増加分は郷高（郷知行高）にするとして郷役に検地を任せただので、郷役は石高が増加したが、増加高はすべて御蔵入高となった。これにより民心を失い、偽りを教え、すぐさま田賦は乱れ、これに奸吏の出現が重なり農村の衰退が急激に進行した、と指摘した。

検地による増加分を郷高にするとの史料は見いだせず、また、検地が郷役任せにされたとの指摘も正しくはないが、検地により一二万石余を打ち出し、増高があったことは事実である。検地による増高は、拘地・永作などの仕明け地の高入れによる増高もあるが、享保内検では万治内検でも採られた、土例の時に予め増高を決定することがなされている。先出の「諸所之榮勞・地方之善悪致見聞、高相居諸所喫竿頭二而致検地」の記述はそれを物語る。増高が最初に決められ、それを田畠に割り付けていく作業が所竿の意味するところであった。

問題は、増高の量の見定めとその意図である。

増高は、作人・畠方・夫仕・大山野の多少、村々の榮勞などを考慮してなされ、門高の均分化門の増加を目指していた。そのために、「依所名頭計門高相請取、名子之者共へは一向作職地不相渡所モ有之、此節之儀は用夫廻リ二作職高銘々被仰付候、左候而名頭之儀は依所手隙ヲ費候儀有之候付、名子ヨリは用夫一人前之当リ高五部一極相重配分高被仰付候」と、名頭・名子の門内での配分割合を指示することも必要であった。門高が均分化されることにより年貢負担も平均化され、片倒れの不安定要素がなくなることから生産関係が強化され、年貢取取の貫徹が計られた。門の均分化により一定規模以上の門を構成していた余剰の労働力は人配政策により移され新門設立につながった（黒田安雄「前掲論文」）。

③拘地・永作の取り扱い 拘地・永作などの仕明け地は、享保内検までは僅かであり、その後増加して、郷によっては馬草・かしの場所も塞がっていると、文化二年、久保平内左衛門は指摘する（「榮勞調」）。また、西郷も先書において、「拘地高の儀、現地割交相成らざる位劣の地面故御免仰せ付けられる儀に御座候得共、段々内訴いたし、賄賂を

以て願濟み候場所多々これあり、古田の用水差支え、自ら位劣り相成り候のみならず、かしき等も存分行き届かざる様成り立ち、はては休地等に相成る外御座なく」と、本来、拘地は門地との割交ぜにならないような位劣りの地であるから許可されたにもかかわらず、賄賂を贈つてまでも拘地を願ひ出、そのため門地への迷惑となつてゐる、と久保の指摘を繰り返してゐる。

拘地は武士に許された仕明け地であり、高に結ばれた後は知行高として所有できるのに対し、永作は武士・百姓などにもゆるされた仕明けであり、検地により高に結ばれると蔵入高となる。この仕明け地が享保内検以後増加するのは、「大山野仕明之内、遠方悪地ニ而相成候得は百姓中迷惑仕候間、開主永作之願申出候（略）検者より内々ニ而永作ニ申付置、漸々御竿入ニ相成、作職致頼候地方永作之願申出候ハ、願之通開主江作職可申付候」と大山野の仕明けまでも永作として認められ、耕作が保証されていた。また、さらに「浦浜町人寺門前中宿者百姓、自分物入を以相調候仕明並大山野開キ等郡奉行又ハ地方検者より永作差免置所も有之、地位宜は名地割交ニ罷成先格ニ而候得共、大粧成場所物入を以相開き候所割交ニ成候而は其もの致迷惑等候故、永作願出候ハ、其通可申付旨被仰渡候事」（「次第帳」）ともあり、門地との割交ぜが中止され、耕作権が保証されたからである。

### Ⅲ 郷士御免作職高と作職浮免

久保平内左衛門は「榮勞調」でつぎのように指摘する。

一 享保大御支配以後郷士家部増減相糺候処、右郷数江凡三千六百余人余別立家部有之、人体家部ニ応し相重之、且安永五年以来百姓之現夫増減相糺候処、六千人程致減少、家部人体ニ準し過分ニ相禿候、御国之儀他国と相變惣体士数不被相究御仕向ニ候得は、自己前上勝之御国ニ候処、近年尚以郷士家部相増、百姓家部相減し、適殘居候者共は遊民体に罷成、土地を相離方々江行散、賃取稼いたし等徒食之者過分ニ候得は尚以上勝ニ候、乍然郷々江郷士不罷居候ハ、既ニ御高之内過半可作荒之処、郷士入作又は割作ニ而何方も兎哉角致作職、過分之荒地は不相互

筋二候、併依郷は郷士も難及手、百姓同前身売賃取体之者共拔群相重之、為申筋二相聞え、畢竟地面親疎故二而及因窮(困窮)事二候ハ、諸々禿二禿候儀尤二御座候(略)

享保内檢以後の事態ではあるが、①郷士の増加と百姓の減少、②郷士の存在が耕地の荒れ地化を防いでいる、③郷によつては郷士も百姓同然に潰れている、④耕地の親疎(不均等)が困窮化の原因であるから村の荒廢化は当然である、とする。

内檢から年月を経るとこの事態は繰り返される必然性を含んでいるが、万治内檢の時よりも享保内檢では深刻な状態に直面せざるをえなくなっていた。右に久保が指摘する郷士の増加と百姓の減少と云う事態である。

この事態に対応するため、享保内檢ではつぎのように指示している。

i 一 諸外城衆中近年大分相増、依所ハ作職地差迫、致迷惑之由候、此節之儀は百姓方支無之諸所ハ、吟味之上少々ニ而も衆中作職見合可申付候、雖然衆中多人數罷居候所ハ、何れも作職地無不足程ニハ難成筈候間、左様成所ハ二男三男之間見合を以作職地面手広外城江可被召移候(「次第帳」)

ii 一 外城衆中作職高以前より相渡有之候所も有之、此節御吟味之上、諸所不差支所ハ御見合を以被相渡候、衆中開キ地之儀ハ門地割交ニ相成先例ニ而候得共、未門地ニ不割入新仕明高並御城内高衆中作職地ニ被仰付候、惣而衆中作職地、門地より致拔地候得は門高浮免ニ相成候間、御蔵入高之内より浮免ニ申付、御蔵入無之名ハ持高數之門地より浮免ニ積入可申付候、左候而衆中作職高二相懸出分・出米等無遲滯様可申付旨諸地頭江も被仰渡候事(「次第帳」)

iii 一 百姓致逼迫門役難勤禿門ニ相成、衆中ヨリ門地相受取上納米等差足、自分下人杯ヲ百姓ニ仕置、其ノ者作職ノ外

主人ヨリ致作職来候門、且又明門衆中ヨリ致作職于今罷在候門地、此節用夫配被仰付候へハ作職地相放迷惑仕管  
 二候間、以前之通ニテ被召置度由申出候所モ有之候、其通ニ被仰付候テハ手広ク罷成致難儀モ有之候故、名中并  
 用夫配可申付候、百姓無人數ニテ余リ高等有之、支無之所之儀ハ見合ヲ以本作職ニ可申付候〔本史料集一八〕

i では、郷士（衆中）の増加により作職地が不足し迷惑しているとし、百姓の差支のないところは郷士へ作職地を与えるが、郷士が多い郷ではそれができないので、二男・三男を作職地の多い他郷へ移すよう指示した。

ii は、享保内検前より郷士へ作職高を与えている郷があり、差し支えない郷は作職高を郷士へ与えるよう指示した。この衆中（郷士）作職地は門地から抜き地するのであり、抜かれた高は浮免になった。そのため、できるだけ蔵入地より抜き地し、蔵入地のない村では持高の多い者の門地から抜き地することを指示した。

iii は、禿門・明門となった門を郷士が作職している。享保内検ではそのような門へ用夫（百姓）を配し、完全な門地として機能させること原則とするが、百姓が不足し、余り高があるところは郷士の作職地とした。

右の史料は、享保内検において、門地が郷士作職地となることを一定の条件を付しながら公認したことを示している。伊作郷の門について研究した尾口義男氏は、享保内検時の門高の内に領主自作職御免高が含まれていること、この高が天保五年に行われた検地門割により門高より除けられ、別立ての作職浮免となったことを明らかにした。この事実を踏まえ、領主自作職御免高は門高の一部をなすものであり、門割制度にとって補完的役割を果たすものであるが、「作職浮免は門高の補完的性格をも完全に払拭して、純粹に在地郷士層の給与地たる役割を果たすためのものとして設立された、新たな土地種目」（尾口義男）〔近世中・後期の薩摩藩農村構造（二）』『西南地域史研究』第三輯〕と結論づけた。事実関係はその通りであろう。

しかし、尾口氏が云う領主自作職御免高は一般的には郷士御免作職高のことである。

郷士御免作職高は「御蔵入並給地之内ヨリ作職迄御免被仰付、都而御定代相納、諸殿役之代リニ高壱石ニ付真米三升

内外ツ、年々百姓方へ差出候」〔薩摩藩法令史料集一〕三三〇とあり、郷士が門地を耕作し、百姓と同じ定代納入を行う土地であるが、その門地は蔵入地、知行地共にある。この郷士御免作職高が伊作郷の場合、なぜ領主自作職御免高と称されたのであろうか。尾口氏が作職浮免を「純粹に在地郷士層の給与地」と性格付けたのは、取り上げた辻門が宇土家の知行地を含んでいたためではないだろうか。その高が知行主により作職されることになれば、領主御自作職御免高と呼ばれることも納得できるのであり、この高を元にして成立する作職浮免が郷士給与地になるのも当然である。そうであるならば、この事例をもつて作職浮免がすべて郷士給与地であると云うことはできないのではなからうか。また、郷士御免作職高が郷士による門地の耕作であり、作職浮免は門地とは別の土地種目となりながらも、門百姓と同じ負担義務を負い郷士が耕作するのであり、土地種目では異なりながらも、機能の基本部分では変化はない。

さらに云うならば、iiに見る通り、「惣而衆中作職地、門地より致拔地候得は門高浮免二相成候」と、衆中作職地が門地から抜かれれば浮免となるとある。享保内検に際して、門地から抜いた郷士作職地が浮免と呼ばれることもあったのである。

郷士御免作職高、その機能を受け継ぐ作職浮免は、久保平内左衛門が指摘するように、貧窮郷士の増加、百姓減少と云う農村崩壊の危機と云う事態の中で、貧窮郷士を救済しつつ門経営を維持して行くため、望ましいことではないが、その事態を打開する現実路線の中では必然性を持つものであったのであり、その事態を真剣に受け止めなければならぬ。い初期が享保内検時であったのである。

(安藤保)

## 例言

一本書は、東京大学史料編纂所所蔵「薩藩例規雑集」二十五卷本（巻一〜二十五）を底本とし、『鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集六』として刊行するものである。

一本書の目次は、「薩藩例規雑集」各巻頭目録をもとに、巻・項目の索引とし、作成した。

但し、巻頭目録がない巻（九、一二、二三、二四）については目次を補充した。

巻頭目録はあるが本文がない巻（三、二二）については目次を省略した。

巻頭目録はないが本文がある巻（三、四、五、七、一〇、一一、一四、一五、二〇、二二）については目次を補充した。

一文書の掲載順は、原則として底本に従った。

各文書の文首には通し番号を付し、関連する複数の文書から構成されたものについては、小番号を付して分けて収めた。

但し、巻六〜七の掲載順は、「三州御治世要覧」に従った。

一七五七号文書は、桂菴墓の刻文により補訂した。

一収載した文書を他の文書や写本などによって補充または校合する場合は、次のようにした。

ア 校合史料からの補充箇所は▽△で示した。校合史料と異なる箇所は傍線もしくはくで示した。

イ 補充や校合に使用した典拠史料の名称は以下の通りである。

(写本)

〔大御支配次第帳〕(東京大学史料編纂所所蔵)

〔享保御引并御支配頭書大概 全〕(東京大学史料編纂所所蔵)

〔三州御治世要覧〕(東京大学史料編纂所所蔵)(卷之三十六)

(原本史料)

旧記雑録(旧記雑録・続編島津氏世録正統系図 ともに東京大学史料編纂所所蔵)

〔御問條御答書写〕(都城市教育委員会所蔵)

〔石室秘稿〕(東京大学史料編纂所所蔵・国立国会図書館所蔵)

〔神社調〕(東京大学史料編纂所所蔵)

(刊本史料)

旧記雑録前編(鹿児島県史料 旧記雑録前編 一〇二)

旧記雑録後編(鹿児島県史料 旧記雑録後編 一〇六)

旧記雑録追録(鹿児島県史料 旧記雑録追録 一〇八)

徳川実紀(国史大系「徳川實紀」)

徳川禁令考(「徳川禁令考」前集・後集)

令条記(近世法制史料叢書2「御當家令條・律令要略」)

武家嚴制録(近世法制史料叢書3「武家嚴制録・廳政談」)

御触書寛保集成(「御觸書寛保集成」)

御触書天保集成(「御觸書天保集成」上・下)

〔大御支配次第帳〕(薩摩半島の総合的研究)

〔享保御引并御支配頭書大概 全〕(薩摩半島の総合的研究)

〔三州御治世要覧〕（鹿兒島県史料集 25）

〔三國名勝図会〕（三國名勝圖會 一〜四）

〔南浦文集〕（新薩藩叢書）四）

一 刊行にあたって本文の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 字体は、原則として常用漢字を用いた。ただし、人名や地名については原文の表記を重んじた。

イ 「薩藩例規雑集」は謄写本であるため、適切な位置で字配り・行替えを行い、体裁を整えた。

平出・擡頭・闕字・割書および但書などは、原則として底本の体裁に従い、闕字は一字分あけとした。

文書の差出年月日・差出所・宛所の位置などは、適宜改行・字配りを行い、体裁を整えた。

ウ 仮名は、底本の体裁に従った。変体仮名は仮名に改めたが、江・而・之・者・茂はそのまま用いた。

エ 文書・記事などの本文中には、適宜に読点「、」や並列点「・」を付した。

オ 原注は、底本の体裁に従って示したが、新たに付した注記は、（ ）で囲み原注と区別し、文意の通じない箇所や文字は、（ママ）・（〇〇カ）などとした。

カ ルビは、底本にあるもののみを付した。

キ 朱書は、（朱書）と注を付して朱書部分を「」で囲んだ。

ク 付箋・貼紙は、右肩に（付箋）などと注を付し「」で囲んだ。

ケ 文字の不明や欠失は、その箇所を□で囲み（摩滅）・（破損）と傍注を付した。

また、判読不能な文字については■で示した。

コ 「薩摩藩法令史料集六」では、底本で使用された用字の表記を次のように統一した。

嶋津↓島津

# 鹿兒島県史料 薩摩藩法令史料集六 目次

## 薩藩例規雜集一（一〇〇〜九）

給地高改正ニ就キ古例引証……………一

薩摩黄檀蠟ノ由来……………一四

## 薩藩例規雜集二（二〇〇〜八〇）

組頭覚悟之事……………三三

田制並税法……………三五

楮蒸剥賃銀ノ次第……………三六

## 薩藩例規雜集三（八一〜一八八）

御家中格式……………三七

御一門……………三七

御小姓与……………三八

小十人組……………三八

郷士……………三八

与力……………三八

足輕……………三八

諸家中……………三九

音信贈答嫁娶及衣服制度令……………三九

御代替御祝儀……………四一

年中定式御登城日……………四二

御礼廻ノ事……………四三

婦着出立御届並病氣等……………四四

縁組願之事……………四四

## 薩藩例規雜集四（一八九〜三二三）

金座之事……………四六

銀座之事……………四六

御參勤料……………四七

御船手壁書……………四七

用心銀……………四七

起先橋目ノ事……………四七

文禄三年阿多差出帳……………四七

御船手御規帳……………四七

打米……………四七

酒醬類規……………四七

目次

御忌例 ..... 四七

公義法令鈔 ..... 五〇

乘輿願証狀 ..... 五四

陪臣乗物駕籠願之覺 ..... 五四

御目付前へ願之者差越時書札案 ..... 五四

切支丹宗門証文付三枝撰津守へ問合 ..... 五五

鉄砲改証文三枝撰津守へ問答 ..... 五五

御預人有之時評定所式法図并次第 ..... 五五

京都道正庵并桂女由緒 ..... 五七

佐土原島津家由緒 ..... 五七

英彦山由緒 ..... 五七

江戸御出入人名并御銀仕人数 ..... 五七

大坂御銀仕并御出入商人 ..... 五七

大坂中仕申立書 ..... 五七

薩藩例規雜集五 (三二四、四一三)

角入前髮取ノ事 ..... 五九

湯治其外諸御暇ノ事 ..... 五九

登城退出時間 ..... 五九

医道修行ノ事 ..... 五九

他所御暇ノ事 ..... 六〇

永御暇 ..... 六〇

他国居住 ..... 六〇

披露御届ノ事 ..... 六〇

火災届ノ事 ..... 六〇

搜索願ノ事 ..... 六〇

変死者届ノ事 ..... 六〇

盗人届ノ事 ..... 六〇

都城飢肥論山始末 ..... 六〇

御中間由緒 ..... 六三

福昌寺大庫裏普請 ..... 六四

上野新右衛門代々売業由緒 ..... 六四

伊勢家代々俸給由緒 ..... 六五

刀工正清由緒 ..... 六五

端午佳節騎馬人形之由来 ..... 六六

忌服制度 ..... 六六

国曆由来 ..... 六八

虎革鞍蓋泥障ヲ用ラル由来 ..... 六八

網代乗物由来 ..... 六八

御船印ノ由来 ..... 六九

忠久公住吉社榜ニ於テ御誕生ノ概略 ..... 六九

牡丹御紋章ノ由来 ..... 六九

頼朝公母衣ノ由来	六九	薩隅日城地並古城趾	一七一
苗代川村朝鮮人ノ由来	七〇	寛政元年己酉御答書國中古城趾	一七二
寛政元酉圍粉布令	七〇	平佐之城並秀吉公御陣所	一七二
薩藩例規雜集六(四一四、四一六)		帖佐建昌之城並国分新城由緒	一七三
郡村名	七一	琉球所領ノ概略	一七三
御判物御高総	七三	琉球産物	一七三
薩摩国郡郷村社寺由緒	七三	封内里数	一七三
薩藩例規雜集七(四一七、四二〇)		山川ヨリ内海道程	一七三
大隅国郡郷村社寺由緒	一六	御領國中諸浦数郡分	一七三
日向国諸県郡々郷村社寺由緒	一四三	薩隅日荘院	一七三
琉球国	一六二	外城	一七三
薩隅日琉球諸島郷村数	一六六	丹後局	一七三
薩藩例規雜集八(四二一、五二五)		鹿兒島御城之事	一七四
薩隅日	一六八	国喪概要	一七四
三ヶ国惣廻り	一六八	御參勤御供人数	一七四
御分国石高	一六八	三都御屋敷	一七五
薩摩国	一六八	改曆令	一七五
島津家由緒概略	一六八	殿中御条目	一七五
		大目付ノ面々へ被仰付覚之事	一七六
		諸国巡見使	一七六
		遠見番所十一ヶ所	一七六

関東山中鉄砲改札 ..... 一七六

西国方諸大名衆蔵元仕町人共連判之事 ..... 一七七

御召船規則 ..... 一七七

巡見使応答心得 ..... 一七八

御兵具蔵 ..... 一八〇

軍制改革 ..... 一八七

異国方御手当 ..... 一八八

諸浦寄物 ..... 一八八

鬼界島御規模帳 ..... 一八九

他所船心得 ..... 一八九

浦賀御番所印鑑 ..... 一八九

大坂御番所 ..... 一八九

無免許物品 ..... 一八九

大坂川内御定 ..... 一八九

薩藩例規雜集九(五二六〜六一四)

御判物高及ヒ士族禄高巡見使応答覺書 ..... 一九一

郡数 ..... 一九一

薩隅日人口 ..... 一九三

薩隅日各周回 ..... 一九三

諸所他国通道改番所之数 ..... 一九三

湊数 ..... 一九三

船数及運賃 ..... 一九三

牧数 ..... 一九三

名所 ..... 一九三

島数 ..... 一九四

山嶽数 ..... 一九四

産物ノ概数 ..... 一九五

式内之神社 ..... 一九五

式外之神社之数 ..... 一九六

御船手付ノ事 ..... 二〇〇

苗代川人ノ事 ..... 二〇〇

家筋之事 ..... 二〇〇

一所持同格 ..... 二〇〇

寄合同並 ..... 二〇〇

小番 ..... 二〇〇

新番 ..... 二〇〇

大番御小姓与 ..... 二〇一

小十人組 ..... 二〇一

郷士 ..... 二〇一

与力 ..... 二〇一

足輕 ..... 二〇一

薩藩例規雜集一〇(六一五〜七二六)

薩隅日 ..... 二〇三

三ヶ国惣廻り ..... 二〇三

御分国御判物 ..... 二〇三

三州御分国田畠及ヒ山林高結 ..... 二〇三

御領国来由 ..... 二〇三

御判物 ..... 二〇三

御領内島数ノ事 ..... 二〇四

宇治島草カキ島 ..... 二〇四

監察使答問抄上 ..... 二〇四

里数ノ事 ..... 二〇四

御領國中諸浦数及ヒ郡分 ..... 二〇四

薩隅日莊院 ..... 二〇四

繁栄ヲ促ス訓諭 ..... 二〇四

着笠用ル違書 ..... 二〇四

年頭供列定 ..... 二〇四

他藩へ対シ分限ノ訓示 ..... 二〇四

每朔ノ御条書 ..... 二〇四

元和二年武士令 ..... 二〇五

人売買禁令 ..... 二〇五

寛永十二年令条 ..... 二〇六

御領國中人体 ..... 二〇八

私領人名 ..... 二〇九

新築地 ..... 二〇九

寺院総数 ..... 二〇九

江戸邸在勤人員数 ..... 二〇九

切支丹御禁制 ..... 二〇九

真宗由緒 ..... 二一〇

訴人御条書 ..... 二一一

起請文前書 ..... 二一二

帯解之事 ..... 二一三

壁書留書拔 ..... 二一四

一向宗御禁止ノ事 ..... 二一五

薩藩例規雜集一一(七二七〜七五七)

檀樹栽培由来 ..... 二一八

皂莢栽培由来 ..... 二二〇

檀樹栽培由来小根占郷申出書 ..... 二二四

檀樹由緒 ..... 二二五

柵寝丹波履歴 ..... 二二六

小松家家譜抜抄 ..... 二二六

諸薬種 ..... 二三四

次

目

御薬園	二三四	御借金之事	二四四
唐物御取締	二三四	古今錢相場	二四五
表方御代官	二三五	借金売物部合並諸式直段定	二四五
帖佐与御代官	二三五	為替之事	二四六
国産物他国へ不出品	二三五	新錢鑄造禁令	二四六
三都邸費	二三五	悪銭エラヒ札	二四六
御趣法方調子掛	二三五	貸借	二四七
歴代国号歌	二三六	万口錢定	二四七
薩隅日三州府君歴代歌	二三七	高津久通砂金採取	二四七
御譜略	二三八	御判物高数	二四七
神農堂及ヒ医学院創設	二四二	三年御取毛之事	二四八
聖堂創建	二四二	浮所務之事	二四八
学制大綱	二四二	諸物相場之事	二四八
明時館	二四二		
学制	二四二	<b>薩藩例規雜集一三(八一二〜八七九)</b>	
風俗言語容貌改良諭達	二四二	義弘公征韓功勞拜受高	二五一
言語容貌改良訓令	二四二	文祿四年ノ檢地条例	二五一
桂庵和尚小伝	二四二	全国石高	二五一
		御朱印高細調	二五二
		諏訪稻荷神祭由来史官上書	二五三
		苗代川朝鮮人伸李朴四家帰化由来	二五三
<b>薩藩例規雜集一二(七五八〜八一)</b>			
御領国兩替之事	二四四		

吉野村牧場由緒概略……………二五四

七島郡司職来由概略……………二五四

惺齋先生入唐説……………二五四

布帛定尺……………二五五

重豪公政務御介助御帰国御一門四家へ御諭達書……………二五五

城下士待遇達書……………二五五

雜事高札……………二五六

居屋敷普請之儀御触書……………二五六

寺院造作之御触……………二五六

奉公人作法御条目……………二五六

下々給分定之事……………二五六

急養子判元見分之事……………二五七

同上……………二五七

新築地……………二五七

旅人御領内差通候付テ於諸所申付様寛……………二五七

葬式心得達書……………二五七

年季奉公人賃金定……………二五七

里程標木建設達書……………二五七

牛馬改……………二五七

道中荷物賃銭定……………二五八

刑法……………二五八

薩藩例規雜集一四(八八〇〜九三九)

甘藷史……………二五九

甘藷播種ノ来由……………二六〇

伊時新宅落成……………二六五

甘藷伝……………二六六

旧邑主種子島久基小伝……………二六六

大瀬休左衛門墓表……………二六八

和蘭船沈没……………二六九

台湾島略史……………二七四

和蘭陀人……………二七七

朝鮮征伐……………二七八

唐物抜壳琉球へ達書……………二七九

煎海鼠鮑……………二七九

外国輸出銅取締布達……………二七九

長野山ヶ野両金山起原……………二七九

寛政元上使御答書……………二八〇

山ヶ野金山由緒……………二八〇

薩藩例規雜集一五(九四〇〜一〇七三)

薩隅日三州絵図調製……………二八一

物価……………二八二

勸農令 ..... 二八三

官位御礼物 ..... 二八三

御供人数服式 ..... 二八三

御乗物 ..... 二八三

御儉約御年限中着服 ..... 二八三

奥向式服 ..... 二八四

公義年中式服 ..... 二八四

御紋之由緒 ..... 二八四

御簾中御紋所 ..... 二八四

御道具看板類標 ..... 二八四

紋章令及ヒ由緒 ..... 二八四

衣服定付袈服乘輿佩物 ..... 二八四

御官服 ..... 二八五

御式服 ..... 二八五

諸士式服 ..... 二八五

御家御官位 ..... 二八六

薩藩例規雜集一六(一〇七四〜一一一六)

御軍令 ..... 二八七

御出陣賦之覺 ..... 二八七

天正四年八月朔日軍役賦 ..... 二八七

島津家御軍法卷 ..... 二八七

天正十四年丙戌五月肥後口ヨリ陣立軍賦定 ..... 二八七

月叟伝心翁伊呂波軍歌 ..... 二八七

異国船御手当向並諸異国之事 ..... 二九〇

諸所津口番所へ ..... 二九一

諸郷異国船御手当 ..... 二九一

備与之次第 ..... 二九一

日印旗尺寸 ..... 二九一

薩藩例規雜集一七(一一一七〜一一八二)

諸浦御奉公並万ツ上納物定 ..... 二九二

半浦 ..... 二九三

半浦並両役兼帯ノ浦々 ..... 二九三

浦人体並船數ノ事 ..... 二九四

浦作職高 ..... 二九四

長崎制札 ..... 二九四

御堀札 ..... 二九四

江戸六ヶ所札寸法之事 ..... 二九四

札立所之事 ..... 二九五

摂州天王寺制札 ..... 二九五

京都大仏制札 ..... 二九六

薩藩例規雜集二八（一一八二～一二二二）

山川取締 ..... 二九七  
 街道其他へ樹木植付 ..... 二九七  
 山奉行 ..... 二九七  
 差杉由緒ノ一 ..... 二九八  
 差杉由緒ノ二 ..... 二九八  
 山方 ..... 二九八  
 山方運上 ..... 二九九

薩藩例規雜集一九（一二二二～一二九〇）

門屋敷名頭名子之名称 ..... 三〇〇  
 郡所規帳鈔 ..... 三〇〇  
 御勘定所下知状 ..... 三〇〇  
 農人制度 ..... 三〇〇  
 幕府制令 ..... 三〇一  
 同上 ..... 三〇一  
 農人訓諭 ..... 三〇一  
 農業訓諭 ..... 三〇一  
 米賦上申書 ..... 三〇一  
 金価米価 ..... 三〇一  
 御前米 ..... 三〇一

大豆賦 ..... 三〇一

菜種子賦 ..... 三〇一  
 御領所仕置 ..... 三〇一  
 土民仕置条々 ..... 三〇二  
 米賦 ..... 三〇二  
 米価下直一同難儀 ..... 三〇二  
 巡回役人扶持米 ..... 三〇二

薩藩例規雜集二〇（一二九一～一三三九）

朝鮮国書書式 ..... 三〇四  
 与新井白石書 ..... 三〇九  
 征韓役ノ形況概略 ..... 三一  
 霧島山炎上 ..... 三一  
 座頭歌 ..... 三一  
 山鹿野鉾山出産高 ..... 三一  
 御領内人員改 ..... 三一  
 組頭ノ由来 ..... 三一  
 近衛家御用部屋日記鈔 ..... 三一  
 遠国諸大名供連人数積 ..... 三一  
 各藩へ告示 ..... 三一  
 掟 ..... 三一

諸所番所	.....	三二〇
異国船番所并遠見番所	.....	三二〇
宝永御答書	.....	三二〇
鉄砲記	.....	三二一
種子島鉄砲張鍛冶代々	.....	三二三
異国船渡来御城下へ注進達書	.....	三二五
北郷家所蔵軍賦令	.....	三二五
武具紋章令	.....	三二五
御領國中牧数及牛馬数	.....	三二五
御領内港数	.....	三二五
外城	.....	三二五
御家中武具数	.....	三二五
御領國中惣鉄砲数	.....	三二六
御領國中惣人数及ヒ宗旨	.....	三二六
幕府規模書鈔	.....	三三二
御関所定書	.....	三三三
島津之称号願	.....	三四八
鹿尾島上町出火外二件	.....	三四九
江戸城御草創	.....	三四九
御城内外御門番ヶ所	.....	三五〇
御城内御番所下座ヶ所	.....	三五二

所々火番所ヶ所	.....	三五二
有徳院様御代諸大名へ被仰渡御条目	.....	三五三
大広間松之間詰諸大名人名	.....	三五四

薩藩例規雜集二二(一三四〇〜一四二六)

全国戸口数	.....	三五七
宗門改	.....	三六三
札改条目	.....	三六三
虚無僧ノ本則	.....	三六四
寺院社家格式	.....	三六六
門首順之次第	.....	三六六
僧官成御礼物	.....	三六六
寺院諸法度	.....	三六六
寺院社家取扱	.....	三六六
靈符祭	.....	三六七
薩藩例規雜集二二(一四二七〜一五二三)	.....	三六九
文武官等及ヒ職制	.....	三六九
赤穂家臣復讐略記	.....	三七三
禁裏炎上及ヒ内獻品	.....	三七三
享保記鈔	.....	三七三

鹿兒島ヨリ近国道程	三七五	公儀役人廻浦	三八二
各島數	三七六	貞享改元達書	三八二
山嶽之數	三七七	盜賊人之穿鑿条々	三八二
牧場之數	三七七	御礼日大廊下伺公之声高成ヲ制ス	三八二
温泉之數	三七七	振舞膳部之覺	三八三
湊港之數	三七八	魚鳥献上之御触	三八三
薩隅日名所	三七八	御老中ニ進物之覺	三八三
薩隅日産物献上品	三七八	献上物台并進物台ノ御触	三八三
葉種	三七八	捨子并生類御触	三八三
鉾山	三七九	諸大名於江戸可召連供之事	三八五
山林	三七九	就御移徙大名從者覺	三八五
竹木	三七九	奥坊主衆条目	三八六
金鉾山	三七九	御供番役	三八六
酒屋	三八一	御代替誓詞	三八七
親族	三八一	辻札	三八八
本村枝村之數	三八一	鹿兒島城中御座問画図之説	三八八
永野金鉾発見概略	三八一	孟宗竹舶来ノ説	三九一
古来上使人名	三八二	鑄錢御目論見ニ就テ加治木郷由来調査	三九二
諸国巡見使者覺	三八二	鑄錢御目論見ニ就テ古金銀錢価格ノ概略	三九六
宿繼郵書	三八二	琉球国在留外国人処分ニ就キ調査	三九七
幕役廻浦ニ就テ	三八二	同上	四〇六

軍事改正ニ就テ調査 ..... 四〇七

農工業奨励ニ就テ調査 ..... 四〇九

琉球奇石 ..... 四〇九

狽犬考 ..... 四一〇

麝香鼠 ..... 四一一

天ノ逆鉾 ..... 四一一

山汐及火山考 ..... 四一六

日本国中寺数ノ事 ..... 四一七

薩藩例規雜集二三(一五二四〜一五四〇)

琉球条令 ..... 四一八

琉球法令 ..... 四一八

琉球王謝恩使豊見城王子病死届書 ..... 四一九

琉球人登城道筋 ..... 四一九

琉球人登城上野御宮参詣之節行列 ..... 四二二

朝鮮国王江被遺物三使以下江被下物 ..... 四三三

薩摩黄櫨蠟ノ由来 ..... 四三七

薩隅日琉球高弘惣 ..... 四三七

道之島一紙総 ..... 四三九

大島一紙総 ..... 四四〇

薩隅日琉球高究総帳 ..... 四四三

薩隅日外城衆中屋敷総帳 ..... 四四六

薩隅日琉球岡田総 ..... 四四九

薩隅日本琉球并道之島御藏入給地諸屋敷総高紙 ..... 四五一

薩藩例規雜集二四(一五四一〜一六二三)

御元服 ..... 四四五

墓石制度 ..... 四五五

法事仙家名目ノ事 ..... 四五五

仏事之次第 ..... 四五五

葬式規定 ..... 四五五

潜庵筆語 ..... 四五六

容貌言語矯正令 ..... 四五六

帳簿上名取消令 ..... 四五六

信濃殿ヨリ被相渡候御書付之写 ..... 四五六

唱呼令 ..... 四五六

江戸邸ニ於テ御交際料 ..... 四五六

封内五口之通唱 ..... 四五六

伝馬人足定 ..... 四五六

諸国御本亭 ..... 四五七

御精進日 ..... 四五七

御法事之次第 ..... 四五八

薩隅日郡院説	四九五	遣清使屬吏給与	四九二
建久惣田数注進案	四六〇	那覇港ヨリ福州迄海路上申	四九二
大隅国注進御家人交名等事	四六七	渡唐金数定	四九二
薩藩例規雜集二五(一六二四)一七〇五)		家宣公薨去ニ付テ使者	四九四
参考琉球国降伏爾來施政一斑	四七一	国曆調整	四九五
琉球国知行高目録	四七二	在番藩吏其他ニ対シ礼待心得達書	四九五
琉球国人口概数	四七三	火薬倉取締	四九五
石高二懸ル諸出米	四七五	琉球薬価	四九六
琉球国石高二懸ル增高井上木高	四七一	渡琉者武器禁止	四九七
大御支配御受	四八一	那覇護国寺幡銘	四九七
在番奉行直次渡箱格護書	四八三	琉球人幕府へ応答心得訓示	四九八
那覇市街水利	四八四	益ノ文字称呼ヲ停ム	四九九
琉球詰見聞役方格護書	四八五	幕府ニ対シ文字及ヒ称呼遠慮布達	四九九
漂流船取扱	四八七	齊宣ノ文字及ヒ称呼停止	五〇〇
宮古八重山二島運賃定例	四八八	寛政改元布告	五〇〇
往復船積間定例	四九〇	唐紙模製ノ為換籍琉人	五〇〇
改元布告	四九〇	木綿実油食用禁令	五〇一
御家譜編集書類云々	四九一	御膳賜リ	五〇一
幕府琉人ノ書ヲ求ム	四九一	琉使上国期限達書	五〇二
新井白石詩文ヲ清国ニ遺ス	四九一	齊宣公御結婚布告	五〇二
		齊宣公中将御叙位	五〇三

冊封使乗船尺度	.....	五〇三	琉吏心得訓示	.....	五三一
琉球在番奉行覚悟之条々	.....	五〇三	渡唐船糸物買入云々達書	.....	五三三
渡唐船前覚悟之覚	.....	五〇五	諸船頭覚悟之条々	.....	五三五
渡唐船帰帆之節覚悟覚	.....	五〇六			
在番奉行心得書	.....	五〇八			
唐物取締布達	.....	五一一			
同上享保三戊戌年六月ノ令	.....	五一一			
唐船漂流云々布達	.....	五一一			
琉球石高二課スル出来其他物品代米	.....	五一一			
琉球国及ヒ諸島大御支配延期願	.....	五一二			
琉球貢納運賃定例	.....	五一三			
琉球出来定令	.....	五一四			
琉球往来運賃部下リ達書沿革	.....	五一四			
琉球砂糖運賃定例	.....	五一六			
琉球ヨリ積上リ馬其外積間定	.....	五一七			
在番奉行乗船積間定メ	.....	五二四			
御高奉行所御規帳	.....	五二五			
離破船処分	.....	五二五			
慶良間島貢納船	.....	五二六			
唐物取締諸令	.....	五二九			
大和横目格護之仰渡覚	.....	五三〇			

(表紙)

薩藩例規雜集

一

薩藩例規雜集一

目錄

給地高改正ニ就キ古例引証

薩摩黄植蠟ノ由来

薩藩例規雜集一

一

給地高改正ニ就キ古例引証

諸士給地高改正ハ軍賦改革ノ基ヒニシテ、実ニ輕易ノコトニアラス、若シ其基ヒヲ審ニセサレハ軍賦モ妄賦ニ属

スルカ故、当時万治・享保ノ例ヲ調査シテ憑拠トセリ、然ルニ後チ経界更正ノ議定ナリシモ、内外多難ノ際遂ニ果サマリシニ、斉彬公ハ知政ノ初ヨリ類リニ企図アラセラレ、文禄年間豊臣秀吉公ノ檢地例ニ基キ寛永・万治・享保ノ例ヲ考查シ予メ準備セラレシニ、不幸ニシテ逝セラレシカハ慶応ノ初忠義公志ヲ継キ、先ツ鹿児島近地又ハ諸県郡内都城ノ一二所ニ試ミラレタルモ、是又内外多事ノ為メ其業ヲ全フセラレサリキ、享保十三年、封内ノ田畠境界ヲ正シ人民ヲ湿ワシタルハ其徳沢ヲ遺存セリ、然リト雖殆ント百有余年ノ久シキ、或ハ混乱シ或ハ疲土ニ變シ、耕家ノ不利少カラサルヲ以テ昔日ノ檢査ヲ模範トシ均一ノ法ヲ布カントセリ、是レ斉興公軍賦改正ノ要点ナリ、万治年間中調査ノ成蹟左ノ如シ、

薩隅日州一紙惣繪万治二年己亥引並筭

六万二千四百四町八反四畝二十三步半

都合田畠屋敷八万九百三十四町三畝十八步

内、田方三万四千四百五十八町七反廿七步付門

畠方三万三千一町三反九畝五步半同右

屋敷四千五百十町八反九步同

田畠屋敷五千七百三十二町八反一畝十三步持留

田畠七百十三町二反八畝廿一步山野

田畠屋敷百七町二反九畝廿七步諸外城  
御城内

外城々内トハ、万治ノ頃マテハ各郷ヲ外城ト唱へ、享保ノ初諸郷ト改メ、封内百二十四外城毎ニ各一城ヲ設ケ其地ニ土ヲ着セシメ、無事ノ日ハ耕耘ニ従事シ、一朝事アルニ方リテハ則チ軍役ノ勞ニ服サシム、是レ屯田ノ制ヲ設ケタルモノニシテ旧来ノ遺法ナリ、

屋敷廿八町一反六畝廿二步屋御用 (藩庁直轄地名)

同二千廿五町六畝十四步諸屋敷

同百十四町三反一畝廿六步野屋敷

同二百四十二町一反六畝廿三步浦水手屋敷

万治二年己亥竿

百四十六万八千六百七十三俵三升七合二勺

一都合粗大豆百九十七万四千六百十俵(二脱カ)二斗八升四合五勺

五才

内、門付・浮免・持留・山野・御城内御用屋敷、其

外諸屋敷・藏地段々分ル、

万治竿

六万八千三百七十石四斗三合三勺三才

高七十一万九千九百四石五斗五升四合七勺三才

右同百町三反九畝廿五步

都合塩浜百一町四反五畝十九步

右同三百五十五石五斗三升九合三勺

都合納米三百九十三石三升三合

高ニシテ千百廿二石九斗五升一合四勺四才

万治竿

六十万九千三百七十一石九斗四升四合一勺(六九)

一都合高七十二万四千四石二斗二升六合九勺四才

内、増十一万六千六百六十一石一斗九升九合四勺四才

内、門(門ト)ハ農家ノ一伍トモ謂フヘキモノニシテ

古昔ヨリノ通唱ナリ、一ト門ト唱フルハ耕地幾千幾

反歩、之ヲ石高ニ換算シテ凡ソ二拾五六石乃至三四

十石ヲ以テ一ト門トシ、耕作スル者三四戸乃至五六

戸ナリ、一ト門ニハ水陸田幾千・山藪幾千・邸宅地

幾千・樹木幾本・茶桑幾千或ハ耕者男女幾名・牛馬

幾頭ト名寄帳ト唱フル冊簿ニ記シ藩庁所有ノ地ハ其掌局ニ保存シ、民有ハ其各

戸ニ保存シテ証トス、付・浮免・持留・山野・御城内・御用屋

敷・諸屋敷・御藏地・番所・余地・塩屋地・塩屋・

上下町高段々二分ル、

合柿二万九千九百九十本

合桑一万二千二百八十二本

合漆千八百八十六本

合唐苧地一反四畝二十六歩半

合茶九千五十四斤二百三十一匁二分

合楮三千五百廿二全九部(釜カ)

合楮七拾四東半

合櫃二万八千六百五十九本

合椿千百廿八本

合梨子五十五本

合棕栢三千四十二本

合金柑二本

合橙千三百五十九本

合柚五本

合蜜柑百五十二本

合梅八本

合九年母百九本

合大唐竹千六百七十三本

合中唐竹一万九千九百五十本

合大名竹百六十六本(東カ)

合五六寸廻唐竹六千六百五本

合金竹千百廿二本(東カ)

合小唐竹四万八千八百七十本(東カ)

合柴竹九万五千百七十九束

合直竹二千五百八十八束

合雜竹二百六十一束

合山枳一本(山概カ)

合枇杷二本

都合門屋敷二万千六百七

内、門一万三千三百七十九

屋敷八千二百廿八

外ニ、浮免二千二百四十四

塩屋々敷十五(地方ニ十九カ)

町屋敷一

水手屋敷十三沿海ノ地ニ居ル杜丁ハ水手ト唱ヘ、水夫ノ業ヲ為スヲ云フ

都合男女三十一万六千五百四十四人

内、男十七万八千二百十九人

女十三万八千三百廿五人

内、在郷男女廿五万七千六十二人

野町男女九千八百六十四人

浦水手並塩屋男女四万二千八百七十四人

寺門前男女三百三十六人

上下町男女六千四百八人

都合牛馬九万四千五百七十疋

内、牛七千五百匹

馬八万七千五百六十五疋

内、在郷・野町・浦水並塩屋・寺門前相分り有之、

都合船数三千六百三艘

内、百二十四艘

但、百石積ヨリ六百九十石積迄、

二千三百十八艘

但、一石積ヨリ九十五石積迄、

千百六十一艘

但、丸木・川平駄・段平・上荷・伝間・釣流・渡

船・クリ船、

都合網数千四百七十五帖

内、

一敷網二百十四帖

一瀬網一帖

一打網三十一帖

一手操網百六十二帖

一立網百三十二帖

一引網八十一帖

一飾網二帖

一持網五帖

一鮎網一帖

一鏝網二十六帖

一鏝餌網九帖

一小八駄網四帖

一八駄網廿九帖

一三ツ指網二帖

一瀬通網三帖

一カ、リ網二帖

- 一 地引網五十帖
- 一 引頭網七帖
- 一 サコ網十三帖
- 一 キヒナコ網十五帖
- 一 鰯網十帖
- 一 カシ網百十帖
- 一 細網三十六帖
- 一 アマ魚網一帖
- 一 大網二帖(丈カ)
- 一 鯛網一帖
- 一 四艘引網四帖
- 一 イカ網四十四帖
- 一 海老網二百六十五帖
- 一 カチ網一帖
- 一 餌網五十九帖
- 一 苧網廿五帖(種カ)
- 一 桂網三帖
- 一 繩引網十三帖
- 一 繩網六十七帖
- 一 一セリ網二帖(種カ)
- 一 鰹網十一帖
- 一 大魚網三帖(マカセカ)
- 一 マカヒ網六帖
- 總合本釜八間
- 總合役銀十匁
- 總合煎釜三百三十軒
- 總合土鑄七十七
- 總合塩釜十六間
- 總合塩屋十四軒
- 總合中宿同上十七人
- 總合荒田畠屋敷二千百七十四町四反五畝六步(次行、大御支配次第帳より補)
- 總合植木場畠壹町壹反六畝貳拾九步
- 總合植木場大豆三俵三斗一升七合
- 總合畠方一町六反九畝十一歩弓場地
- 總合荒浜屋敷三畝十八歩
- 總合小唐竹一町一反五畝廿三歩
- 總合柴竹山二十五町四反八畝十歩
- 總合悪平山五畝

総合大唐竹山一反八畝廿五歩

総合唐苧地六畝一歩

総合直竹山三畝十歩

総合荒浜五町八反三畝十七歩

総合荒塩屋一畝廿四歩(地脱カ)

総合唐竹千四百廿本

総合小唐竹三十七束

総合柴竹六百八拾七束(次行、大御支配次第一より補)

総合万余地五町三畝三歩

総合年府田二反五畝八歩

総合浮百姓男女五人

大隅正八幡鹿兒島神社云々

総合御田御田ハ神社領ヲ云フ九割目

畝町百七(ツカ)リ

府六斗二升(蔭カ)

二

三州一紙

薩州

万治二年己亥引並竿

二万五千五百七十六町六反三畝十一歩三合五勺五才

都合田畠屋敷三万三千五百二十六町七反二畝二十四歩

半

内、門付・浮免・持留・山(野脱カ)其外小分有之、

右同七十四万七百五俵一升七合八勺九才

都合粗大豆八十四万四千六百七十六俵三斗九合四勺六才

才

内書同断、

万治竿

二十七万五千五百七十九升九合八勺八才(九カ)

高頭三十万八千七百六十二石六斗九升七合三勺五才

内書同断、

隅州

万治竿

二万八千八百八十八町三反七畝廿八歩

都合田畠屋敷二万九千四百六十四町三反二畝十八歩

内書同断、

右同五十六万五千三十五俵二斗八升六合一勺三才

三

都合粗大豆七十一万四千六百三十三俵二升一合三勺五才

三州高扨 十一册

内書同断、

薩摩国 五册

右同二十万六千二百九十石六斗三升六合九勺四才

合高三十万八千二百九十三石五斗四升三勺三才

都合高二十五万九千三百四十五石四斗四升二合二勺八才

内、五斗五升九合三勺三才 不足付ノ増

才

内、隅州ヨリ入、

内書同断、

高八百八十五石四斗八升一合八勺九才

曾木ノ内 長野村

日州

外、薩州ヨリ隅州へ除、

万治竿

高千三百五十五石一斗九升五合四勺二才

一万四千六百七十九町八反三畝十一歩半

大口ノ内 花北村

都合田畠屋敷一万七千九百四十二町九反八畝五歩半

市山村

内書同断、

門五千二百十七 御蔵入(給地カ)地分リ有之、略ス、

右同三十六万二千九百三十二俵八升三合一勺八才

屋敷四千四 右同

都合粗大豆四十一万九千四百七十俵三斗三合七勺四才

浮免九百八十九 右同

内書同断、

村四ツ 飢島 諸御蔵入

右同十三万二千三百十九石四升四合九勺八才

男六万八千三百廿人

都合高十五万二千九百三十二石八升七合三勺二才

女五万四千四百四十人

内書同断、

馬三万三千四百十九匹

牛千八百二十疋

一高六万千七百六十三石一升五合三勺八才 十二万石 御蔵入

内、現地・御城内・塩屋并塩屋地・諸屋敷・山野・

諸余地高分有之、略ス、

一高二万三千十石七斗五升四才

帖佐与 御蔵入

内書同断、

一高二万九百四十五石七斗七升八合九勺四才

五万石 右同

内書同断、

一高八千六百八十二石二斗九升三合八勺九才

新田 右同

一高三千七百七十九石四升八合八才

磯御屋敷付 右同

一高九百二十二石四斗三升二合七勺一才

国分与 右同

一高六百八十一石九斗六升七合六勺六才

信証院様御買入 右同

一高二百八十八石五斗四升二合三勺

於須磨様御買入 右同

一高二千四百三十六石二斗八升六合六勺三才

御隠居様御方 右同

一高千六百六十九石二合七勺五才

御渡方料 右同

一高九百九十四石九斗五升二勺三才

金山付 右同

一高二百三十三石六斗四升五合八勺四才

御内用方 右同

一高二百四十二石八斗九升七合六勺五才

助用高 右同

一高六十石六斗一升三合一勺三才

鹿籠金山 右同

一高九十二石七斗三合三勺六才

(寺院カ) 神社御買入 右同

一高三十五石二斗二升四合三才

新御買入 右同

一高三百石

御影堂付 護摩所付 御蔵入

一高二百七十七石二斗六升五合一勺

(五カ)

一高四石五斗一升三合一勺二才

(九才脱カ)

大乘院仁王門

一高六千四百八十七石一合一勺二才

御役料并役料

一高百七十二石六斗二升五合六勺

(才カ)

御用地

一高十二万九千二百五十八石四斗一升三合五勺四才

鹿兒島 諸給地

内、現地・仕明(自墾地ノ通唱)・山野・塩屋・諸

屋敷・寺地・諸余地分ル、略、

一高三万九千五百八十二石五升五合七勺一才

外城衆中 諸給地

内書同断、

一高三千四百六十六石三升一合一勺七才

(三千四百六十六石三升一合一勺七才カ)

御免地

内、地頭屋敷・噓屋敷其外諸屋敷有之、略ス、

一高千七拾一石四升二合六勺

諸神領

一高千二百六十九石三斗四升五合九勺三才

士并諸座付屋敷

一高五十三石八斗六合五勺

上町

一高八十六石三斗四升一合二勺五才

下町 七島并諸島

一高九百三十三石四斗一升一合二勺四才

御藏入

内、大山野高込ル、

外二、男女五万二千六百九十一人

町浜寺門前

大隅国

合高二十五万五千八十五石九斗一升四合二勺九才

内、四斗三升四合五勺一才 不足付ノ増

内、薩州ヨリ入、

高千三百五十五石一斗九升八合四勺三才(五カ)

大口ノ内

花北村

市山村

外、薩州(ハカ)ヨリ除、

曾木ノ内 永野村

高八百八十五石四斗八升一合八勺九才

日州二除、

財部ノ内 下財部村

高二千四百二十二石九斗三升七合三勺四才

日州二除、

末吉ノ内 南郷村

高二千五百八十六石七斗四升九合六才

門四千四百六十九

屋敷二千九百六十

浮免六百五十一

男女五万五千九百四十八人(男九)

牛二千六百九十八疋

女四万三千二百八十九人

馬三万七百七十六疋

一高三万二千三百七十四石八升九合二勺六才 御藏入 十二万石

内、現地・塩浜・諸屋敷立略之、

一高千五百六十九石六升八合七勺五才 屋久島・口永良部島 右同

一高二万二千七百十四石一斗七升六合八才 帖佐与 右同

一高二万四百六十一石六斗八升一勺二才 磯御屋敷付 右同

一高二千六百七十石三升九合八勺五才 御隠居様御方 右同

一高七千五百六十四石七斗七升九合六勺四才 信証院様御買入 右同

一高三百九十二石七升四合八勺八才 於須磨様御買入 右同

一高二百一石六斗三升六合八勺七才 寺院御買入 右同

一高二百三十九石二斗二升七合九勺(二百七十七石七升七勺四才) 御内用方 右同

一高二百三十九石二斗二升七合九勺 南郷村 右同

一高五千四百五十三石八斗八升四合六勺六才(卷力)

新田 右同

一高六千五百二十九石七升七勺五才

国分与 右同

一高二十四石五斗八合八勺四才

助用高 右同

一高六百四十三石一升二合九才

鹿籠金山付 右同

一高百二十五石四斗九升二合六勺

新御買入 右同

一高八十五石二斗二升七合七勺一才

寛陽院様 右同

一高百五十石

御仏餉料

一高百五十石

大玄院様 右同

一高二十九石二斗一合四才

曾洞院様 右同

一高千三百三十石九斗九升七合二勺五才

御渡方料 右同

一高三十三石八斗八升二合一勺六才

宮内御新田 御蔵入

一高十九石

磯天神領

一高七千六百石二斗六升八合八勺四才

御役料并役料 諸給地

一高十一万六千三百十九石三斗九升六勺三才

鹿尾島 諸給地

内、現地・山野・御城内・持留(土鹿所有ノ田畠及)

一高八百四石六斗四合四勺八才

諸神領

一高二万五千六百五十二石七升四合五勺八才

外城衆中 給地

一高二千二百二十二石八斗一升七合一勺三才

御免地

内、地頭屋敷并諸屋敷立略之、

一高十一石九斗三升八合五勺四才

御用地

日向国諸県郡

合高十五万七千六百六十一石八斗七升七合六勺三才

内、一斗一升一合四勺六才

不足付ノ増

内、隅州ヨリ入、

財部ノ内 下財部村

高二千四百二十二石九斗三升七合三勺四才

右同

末吉ノ内 南之郷村

高二千五百八十六石七斗四升九合六才

門三千五百四十二

屋敷九百八十八

浮免五百五十三

男二万二千百七十二人

牛二千二百七十二匹

女一万五千七百廿四人

馬一万六千九百三十九匹

一高二万六千二百三十四石七斗九升九合四勺三才御蔵入(二九)

内、現地・御城内・寺屋敷・諸屋敷立略之、

一高<sup>(六千九)</sup>一万五百六十六石四升五合八勺九才

帖佐与

右同

内書略ス、

一高十石三斗四升一合六勺九才

一高七万八千八百九十八石三斗三升六合八勺五才

御用地  
鹿兒島  
諸給地

五万石

一高一万千九百九十四石二升二合六勺四才

右同

内書略ス、

一高六百四十一石六斗九升三合<sup>本書虫付</sup>六勺二才

諸神領

内、現地・御城内立略之、

一高二千七十六石一斗七升二合

新田  
御蔵入

右同

内書略ス、

一高三万六百五石六斗六升二勺

外城衆中

一高千五百四十六石八斗二升八合四勺四才

磯御屋敷付  
信証院様

右同

内書略ス、

一高千二百五十九石七斗四升一勺四才

御免地

一高八十二石四斗四升三合七勺五才

於須磨様  
寺院御買入

右同

内書略ス、

一高四十三石七斗五升五合七勺三才

御内用方  
大乘院仁王門付

右同

外二、

一高七十石七斗一升二合二勺

右同

一男女三千十七人

一高二十五石四斗八升八合九勺六才

助用高  
右同

右同

内、男千七百二十人

一高四十七石七斗四升三合二勺

金山付  
右同

右同

女千二百九十七人

一高五百五十石<sup>(十九)</sup>二斗五升六合一勺七才

鹿籠金山付  
右同

右同

一牛馬七百二十五疋

一高百八十五石四斗八升六合五勺五才

新御買入  
右同

右同

内、牛七十一疋

一高三千百八十二石四斗六升四合八勺八才

右同

馬六百五十四疋

御役料並役料

右同

野町

一 男女千六百六人

内、男九百十四人

女六百九十二人

浦水手

一 馬百七十一疋

右同

以上、万治二年己亥ノ検査ノ概略トス、又享保十二三年ニ調査スル処モ大同小違ナリ、

三 千三百四十六石七斗九升九合六勺七才

此節盛増

四

中山王知行高目録

勺宛、

一 高五百六十一石五斗七升九勺

惠平ヤ島

一 同七百七十石八斗二升六合七勺八才

伊是那島

一 同三千七百七十七石一斗九升八合三才

伊惠島

一 同六万四千四百九十石一斗一升七合六勺二才

就大御支配(大御支配ト云ハ檢地ノ通唱ナリ)  
御分國中御藏入給地増高総并琉球盛高

本琉球沖繩島

一 増高一万二千七百九十三石九斗七升三勺二才

一 同二百十四石四斗七升九合七勺六才

計羅摩島

帖佐与御藏入

一 同四十六石八斗一升七合七勺三才

戸無島

一 増高七百五十六石八斗六升七合五勺三才

諸給地

一 同七百五十四石二斗二升四合三勺一才

粟島

一 増高四千八百七十五石四斗七升三合八勺四才

持留

一 同三千八百十三石一斗四升一合六勺三才

久米島

外二、

高三千七百八十七石三斗四升三合九勺一才

持留損高引捨

合增高一万八千四百二十六石三斗一升一合六勺九才

内、一万五千六百五十八石八斗一升八合七勺三才

諸御藏入諸給地損高引捨

但、<sup>(五千九百七十四石)</sup>五千九百七十四石四斗二升九合六勺二才

諸御藏入

九千六百八十四石三斗八升九合一勺一才

諸給地

残テ

增高二千七百六十七石四斗九升二合九勺六才

諸給地

外ニ、

盛增高三千三百四十六石七斗九升九合六勺七才

琉球方

但、道之島御檢地未相濟候故増減相知不申候、

一增高二千八百六十一石三升八勺一才

新田并御内用方

但、御物入ヲ以相開キ候增高故相除申候、

惣合增高八千九百七十五石三斗二升三合四勺四才

享保十二丁未十月

支配方奉行

木場次郎兵衛

榎元新兵衛

六

就大御支配諸入目総且亦御藏入增高所務諸給地增高出

米代其外万納銀差引左之通、

一銀七百二十二貫目余

帖佐与御藏入卯年ヨリ未年迄五ヶ年

内、

一銀三百五十二貫四百五十目余

增高所務代

外、百六十五貫五百目余

但、卯年ヨリ未年迄五ヶ年引入高所務代除、

諸給地卯年ヨリ未年迄五ヶ年

一銀六十七貫七百三十目余

增高出米代

持留增高

一銀百二十四貫九百二十目余

申請高代

一銀百十七貫四百六十目余

粟代并榎木代

一銀五十九貫四百四十目余

但、大御支配不被仰付内八年々御検地門割被仰付

候、此入用三ヶ年并卯年ヨリ未年迄五ヶ年分

一銀八百四十六貫三百八十目余

万納銀

寅九月ヨリ午十二月迄

内、

一銀七百四十九貫百目余

諸入目銀

未正月ヨリ御成就迄

一銀百十九貫目余

諸入目銀考

残テ

百四十六貫百目余

不足銀

帖佐与御藏人所務并諸給地出米代申西二ヶ年

分

一銀百四十六貫三百八十目余

万納銀

内、百四十六貫百目余

不足銀引

残テ

二百八十目

御得用

右ハ、就御支配万入用当未年迄諸納銀差引候処ニ御入

用之内百四十六貫目余目成(償却ノ通語)不申候、来

ル申西兩年迄ノ差曳仕候得ハ二百八十目程御勝手ノ方

二相見得、翌戌年ヨリ大体八十貫目程ツ、年々相納御  
得用相見得申候、以上、

享保十二丁未十一月 支配方奉行  
木場次郎兵衛 印

榎元新兵衛 印

享保ノ度検地ノ費用概算ナリ、

七

参考

薩摩黄櫨蠟ノ由来

薩摩国ニ於ヒテ從來黄櫨蠟アリテ国産ノ一分タリ、以テ  
其由来トスル所最モ昔シト云フ、嘗テ天正・慶長ノ頃大  
隅国小根占郷ヲ領スル根占右近太夫重長ト云フ人、ワカ  
領内上ノ川ヨリ毎年渡唐ノ商船ニ託シテ黄櫨ノ苗木ヲ彼  
国ヨリ取寄セ、始メテ之ヲ領内ヘ栽ヘ付年々繁殖セシメ  
テ採蠟ノ法ヲ得、其始メテ栽培セシ処ヲ櫨ノ樹馬場ト云  
フ、遺蹟今ニアリ、是則チ薩摩ヘ黄櫨蠟樹ヲ栽植スルノ  
原因トス、夫ヨリ後孫根占丹波清雄今小松ト号スト云フハ国老  
ニテ、固ヨリ経済ニ長シテ藩ノ勝手方ヲ主司セリ、于時  
在江戸ニテ或時旗本ノ田宮一山ト云フ博士ノ人懇意ニテ

常ニ参会清談ノ折、丹波ハ米穀不足シテ不如意ノ事ヲ談話アリシ時ニ、田宮曰ク、今国ノ富ヲ致スニハ必スシモ米穀ノミニ限ルニアラス、山野川海ニ就ヒテ国産ヲ貨殖スル幾ラモ其法アルヘシ、須シク之ヲ撰フヘシト色々其品種ヲ示タリトソ、此ニ於ヒテ吾カ先祖ノ重長栽ヘ置キシ黄檀蠟ノ産ヲ思ヒ付キ、則チ旧領小根占ノ種木ヲ為取寄自他領地ノ吉利ヘ植試ミテ、後二国中ニ速木サント期シテ始メ之ヲ領分ヘ栽培セシニ、能ク繁殖ノ勢アルヲ以テ之ヲ桜島ノ地ヘ植へ、猶漸々垂水・花岡・新城・牛根等ノ沿海郷々、又タ指宿・顯娃・山川等ノ地ヘ植付ケノ手配ヲ為セシニ、弥々繁殖利用ノ実功アルヲ以テ国家老肝付主殿兼実ト計ヒ国中ヘ宏ク繁殖ノ令ヲ布キ、普ク沿海郷々残ラス産殖スル事トハ成レリ、維元禄年間ノ事ニシテ夫ヨリ次第年々ノ利益著ク、諸人モ襲フテ之レヲ植立ケルトソ、因テ後ハ九州中ニモ伝播シテ竟ニ広ク本邦ノ産物トハ成レリトソ、此根占丹波ハ藩国ノ改革ニ際シテ整理ノ功績後世迄其規模ヲ称頌スル所ナリ、然ルニ黄檀ハ逐年国中ニ繁殖シテ其利獲得ナリト雖トモ、傍ラ又一得一失ニテ田畑ノ障碍トナル弊害無キニアラス、仍

テ戒言ヲ遺シテ曰ク、黄檀ハ一時ノ利ニ抛リテ一統ニ之ヲ栽培スト雖トモ、後年ニ至ツテハ大ニマタ其害タルコトモアレハ只百年ヲ期シテ限リト為スヘシ、然ル後ハ必ラズ国ノ産物ハ外ニ良便ナルモノ超ルヘシ、決シテ其時ハ無疑滯断然之ヲ伐除スヘシト掟セシト云フ、蓋シ始メ其植立ヲ令スルヤ農民ノ用夫銀ヲ免シテ、用夫一人ニ付黄檀苗木五百本ツ、ヲ栽ヘシメタリト、其正務ハ採実ニテ御物ヘ買上ケ垂蠟所ニテ之ヲ成製、玉蠟トナシテ大坂ニ輸出シテ薩摩産蠟ノ名称ヲ得ルニ至レリ、是偏ニ丹波ノ偉功ニアリ、而シテ年々ノ産出正務ニシテ八万斤余ニ及ヘリト、仍テ国庫モ此ノ利益尠カラス、愈々郡村之ヲ勉メシモ、始メ丹波ノ戒言ニ違ハス、果シテ後來天保・弘化年間ニ至リテハ老樹茂リテ田畑ノ損害タルヲ以テ之ヲ伐除クノ時機ニ至レリ、但シ此黄檀樹ハ海辺温候ノ地ニノミ繁生シテ、山間寒温ノ地ニ至ツテハ育成セサルナリ、而シテ其間ニ於ヒテ国ノ産物ハ砂糖・藍玉且ツ海漁中ニ松魚節等ノモノ続々開ケ出ルヲ以テ彼ノ蠟ノ産ニ倍益アル所以ナリ、蓋シ本邦ニ山黄檀謀蠟ノ種類アリテ、從來外国迄ニ輸出シテ日本蠟ノ名称アリテ吾国産ノ一種

ナリシモ、記ノ如キノ由来事歴ナルヲ記スノミ、

八

享保七年寅九月、今度御領國中御引並之御檢地被仰付候儀、万治年(開九)以簡御檢地六十余年ニ相成、依所者地面致親疎且又人少キ在所モ有之、又者人過分ニ相増作職地致不足、農人致迷惑所々モ有之由候、右ニ付而者御藏入給地徵納相滯不宜候、今体ニテ被差置候時ハ御領國中困窮之積候處、此節一統之御引並ヲ以地面甲乙無之、人少キ在所へハ人配ヲ以被召移、先キ様農人共稼穡存儘ニ有之、年貢等首尾能ク相納候様有之度 思召ヲ以大御支配被仰付事之由被仰渡候、

- 一 御支配ニ付御頭取御家老種子島彈正殿、大御目付菱刈(重之)藤馬殿、御勘定奉行堀甚左衛門殿、御用人鎌田太郎右衛門殿・谷山(純房)角太夫殿御勤御座候儀者 御本丸松之間・芍薬之間ニ被相立候、
- 郡奉行
  - 汾陽四郎兵衛
  - 土師孫右衛門
  - 新納仁右衛門

代官ヨリ

- 田中孝右衛門
- 山田弥五右衛門
- 林寝甚兵衛
- 東郷吉右衛門
- 福崎五郎左衛門
- 木藤休右衛門

津留伊兵衛  
御勘定所吟味役

仁礼孫左衛門

伊兵衛・孫左衛門  
其以後郡奉行役被仰付候

寄郡奉行

伊藤長左衛門

三原慶道

大迫弥兵衛

川上長右衛門

川上源助

友野次郎右衛門

御目付役ヨリ

- 寄郡奉行
  - 肥後八右衛門
  - 平田平六

後醍院喜左衛門

藤野次郎右衛門

代官役ヨリ

寄郡奉行

平田才右衛門

清水伝右衛門

山奉行ヨリ

寄郡奉行

種子島十郎右衛門

物奉行ヨリ

寄郡奉行

田中七右衛門

代官役

榎元新兵衛

御勘定所吟味役

木場次郎兵衛

右人数大御支配方御用係被仰付郡座江相勤候、此外々

(古カ)

城行ニ付テハ吉田方郡奉行ヨリモ差寄相勤候、御役所

御本丸御使番被明渡、享保七年寅九月廿一日ヨリ大御

支配方郡座相立候、

一土例致様ノ次第御頭取見分可被成旨被仰渡、定蒔見十

三人并往々蒔見役ヲモ可相勤人式拾人御当地へ被召寄、

(武力)

寅十月廿日鹿兒島竹村へ何レモ御出田方例竿ノ次第御

見分有之候、

一諸所為土例四手被仰付、一手ニ郡奉行三人宛、田方拾

那一畠方式拾郡一之例ニ被仰付候、

一右同為屋敷竿二手被仰付、津留伊兵衛・仁礼孫左衛門

相勤候、

一鹿兒島御城下土・寺院社家・足輕類三町屋敷、万治御

支配之節御竿為被相改由候得共、此節之儀ハ帳面書改

被仰付直竿無之候、土屋敷等者御勘定所、町屋敷者町

奉行所ニテ書改有之、支配方へ被差出候、

一鹿兒島名内ニ有之寺社・足輕類并荒田浦町屋敷之儀ハ

直竿被仰付、平田平六相勤候、

一土例郡奉行被差遣、例相濟候処ヨリ右為再見又々郡奉

行被差廻答ニ被仰渡候、右式ニ被仰付而ハ大御支配手

筋別而相重、及多年埒明中間數旨再重及吟味右四手例

被差止、御國中土例五手、一手ニ郡奉行一人宛差出、

田島共ニ四拾郡一之例ニシテ再見ニ不及、諸所之榮勞・

地方之善惡致見聞、高相居諸所嚶竿頭ニテ致檢地相濟

候首尾申出候節、最初土例ニ差越候郡奉行所竿ノ再見

仕、究テノ高居相究所門割ニ被仰付、私領ノ儀ハ郡奉

行檢地門割ニ被仰付段々被差出候、土例郡奉行汾陽四

郎兵衛・土師孫右衛門・田中孝右衛門・新納<sup>マ</sup>弥<sup>マ</sup>五右衛門相勤之、伊藤長左衛門右之外ニ再見相勤之、

一万治御引並之節ハ田島共ニ直竿為有之由候得共、此節右式被仰付テハ別テ手間取筭候故へ、田方儀汰、島方迄者所竿ニテ直竿被仰付候、田方ノ内依坪別而之延歩者致畦直筋ニ直竿無之候テハ不叶場所都而直竿被仰付候村々モ有之、且亦依所田島共ニ直竿有之、年数近ク、尤、高之増減モ無之所者田島共ニ表汰又者帳面書改迄ニ被仰付候所モ有之、

一御檢地高作文祿御判物高者分米一石ヲ高一石ニ被相定、慶長御内檢二者糶一石五升ヲ以高一石相究、寛永・万治御内檢二者糶九斗六升ヲ以高一石ニ相究候、此節御引並先格之通糶九斗六升ヲ以高一石ニ相究候、

但、琉球国并道之島之儀、糶一石五升ニテ高一石ニ被仰付候、

- 一柿一本ニ付糶壹升
- 一桑一本ニ付糶壹升
- 一橋<sup>(漆カ)</sup>一本ニ付糶壹升
- 一唐芋地一步ニ付糶壹升

一茶一斤ニ付糶三升五合

一楮一釜ニ付糶七升

長サ一尺八寸、差渡一尺八寸、

一楮一部糶七合

但、十部ヲ壹釜トス、

一楮一束糶壹升

長サ一尺八寸、廻二尺一寸五分、

右上木付糶先格右之通ニテ仕来、此節之儀モ右格式ニ相替候、

一塩浜御檢地之儀ハ付糶納米ヲ以仕付来候、是又先格ニ不相替候、右納米三斗五升ノ定代ヲ以割候へハ高二相成候、塩浜御檢地之儀者郡奉行直竿ニ被仰付候、依所高出入等無之所ハ帳面書改迄ニ被仰付候、

一煎釜壹軒役銀四分

一本釜一軒

但、上釜ハ拾二匁、中釜拾匁、下釜ハ八匁、或ハ上拾匁、中八匁、下六匁依所不同、万治御引並之節、薪場之勝手不勝手又ハ塩煎場善悪ヲ以相究候哉、此節ノ儀モ先格ノ通ニ而被召置、釜数迄ヲ被相改候、

一 土鑄壹軒

上役銀壹匁五分、中役銀壹匁、下役銀八匁八分

一 田高壹石ニ付米三斗五升代口入

一 畠高一石ニ付雜穀七斗代口入

右雜穀之内ニ拾部ニ大豆取納、其外者粟御立置成、代

銀上納ニ御藏入(方カ)分被仰付候、給地ハ雜穀現取納又ハ田

畠押入代ニテ致取納来モ有之由候、

一 高一石ニ付役米二升

一 右同賦米一升一合

一 右同代米一升

右代米者三拾石門一ツニ付而年中納物有之、(右賦カ)為代高壹

石ニ付壹升ツ、相納候、納物之品郡座御規模帳ニ被記

置候付略之、給地高之儀ハ現物ニテ致取納モ有之由候、

現物取納百姓致迷惑之由申出候者押而不申付、右代米

ヲ以可致取納旨御規模ヲ以被仰渡置候、右代米給地浮

免高二者不致取納高迄門ノ字ラツルカニ取納致来、御藏ノ儀ハ漸々竿

入小高迄モ一升米致上納、御藏入・給地不相弁候ニ付、

此節御支配ヨリ御藏入同前ニ給地高モ取納被仰付候、

一 桑一本ニ付納真綿一匁五分口入

(漆カ)一 橋一本ニ付納漆一匁二分

一 茶百目ニ付納茶三拾三匁(三分賦カ)口入

一 唐芋地一步ニ付納唐芋拾二匁口入

一 楮一束ニ付納皮楮五百目口入

一 同釜一步ニ付納紙二拾四枚

(棕栞カ)一 棕呂皮一本ニ付納皮八枚

右之通納物有之候付、上木高取納相除、

一 柿

一 椿

一 密柑

一 九年母

一 金柑

一 梨子

一 橙

右、見掛物

但、上中下直成ヲ以代銀上納、

一 高拾石ニ付荏子二合口入

一 畠高一石ニ付麻芋拾匁口入

一 用夫一人ニ付銀三匁宛

一女拾五人間ニ織上木綿一反

但、下地木綿七百目相渡、拾五人ヨリ内者織上代銀

一人ニ付二分宛、

一高三拾石ニ付炭一俵・薪八束

右之通、御藏入納物先格被仰付置候付而者此節不相替候、

一 所門割ニ被仰付候付依所別テ不案内有之、難相調由段々御断申出趣有之候得共、諸所手広事故其通ニモ難被仰付候間、右体ノ所ニ郡奉行差廻候節、一二ケ名ニモ致門割見習セ可相調旨被仰渡、尤、圖取之義者郡奉行差越可致見分旨被仰渡候ニ付、門割下地相濟候所ヨリ圖取為見分郡奉行差越、右序ニ不案内之所者門割稽古申付候、

一 門割清書之儀ハ於所書調被仰付相濟候節、郡座へ差出於郡座清算相究、竿次帳ニ再見郡奉行奥書・封合印、名寄帳者圖取見分ノ郡奉行奥書・封合印ニテ支配方へ差出候、

一 諸所へ庵寺有之、貧地故檀方之助力ニテハ寺役難統候付、名高之内寺作職トシテ相付、且又寺内へ有之田畠

寺差付作職地ニ可申付候、

一 御新田ニ付宮地并寺地引直シ有之、跡地致田開社人并寺ヨリ致作職來候地方本作人ニ可申付候、

一 浦浜・町人・寺門前・中宿・人家來之者共物入ヲ以致仕明、御竿人之節檢者ヨリ差免置候地方有之候、然共郡座証文無之二付此節永作ノ願申出候ハ、是又可申付候、

一 百姓仕明右同断、

一 大山野仕明之内遠方悪地ニテ割交ニ相成候得者百姓中迷惑仕候間、開主永作之願申出候〔享保御引并御支監頭筆大藏全より補〕且又太粧成岩場等より補自分精力を以相開、其節者檢者ヨリ内々ニ而永作ニ申付置、漸々御竿人ニ相成、作職致來候地方永作之願申出候△ハ、願之通開主へ作職可申付候、

一 百姓致逼迫門役難勤禿門ニ相成、衆中ヨリ門地相受取上納米等差足、自分下人抔ヲ百姓ニ仕置、其ノ者作職ノ外主人ヨリ致作職來候門、且又明門衆中ヨリ致作職于今罷在候門地、此節用夫配被仰付候へハ作職地相放迷惑仕等ニ候間、以前之通ニテ被召置度由申出候所モ有之候、其通ニ被仰付候テハ手広ク罷成致難儀モ有之

候故、名中并用夫配可申付候、百姓無人数ニテ余り高等有之、支無之所之儀ハ見合ヲ以本作職ニ可申付候、

一 依所名頭計門高相請取、名子之者共へ者一向作職地不相渡所モ有之、此節之儀者用夫廻リニ作職高銘々被仰付候、左候テ、名頭之儀依所手隙ヲ費候儀有之候付、

名子ヨリ者用夫一人前之当り高五部一程相重配分高被仰付候、名頭重作職望無之所者平等ニ高割ヲ以相渡候、

用夫迦幼少老人ニモ名頭筋ニテ候者諸名頭並可申付候、  
一人家来下人其外百姓成之願時々御差圖申候得ハ別テ差支事候故へ、主人并所中何ソ支無之者者法様之書物ヲ以申出、郡奉行ヨリ直ニ可差免候、

一 畠地之内致家作罷居候衆中之儀ハ、持高又ハ作職高之内ニ差付ニ被仰付候、且又無高并作職高モ不致所持者、人家来、町・浜・寺門前・中宿ノ者、百姓相對ニテ門屋敷ノ内ニ罷在候者ハ其門屋敷差付ニ可申付候、右体之地方浮免ニ被仰付度旨申出者モ有之候得トモ、浮免ニ申付候得者新規ニ作職高被仰付候姿ニ相見へ候、最初百姓相對ニ罷居儀ニ候間、以前之通其門屋敷之内ニ差付可申候、

一 百姓新名頭成之儀名中吟味之上體成者申出候節、此跡ヨリ郡奉行ヨリ差免来り候、此節之儀モ其ニ可申付候、

一 諸所移百姓移先ニテハ名頭可被仰付旨仰渡置カレ、無人ニテ余り高有之候所ハ明門又ハ新門相立名頭可申付候、依所テハ明門無之名頭相立候程之余り高無之所モ可有之候、右体之所ハ古高門割候而名頭可申付候、乍然移者ノ内名頭難勤者ハ吟味ノ上名子可申付候、

一 用夫配ノ儀、所中惣並ニシテ諸名平等ニ作職高可相渡之様ニ相考罷居候外城モ有之候、然共用夫配之儀ハ一名切ノ人配ニ可申付候、左様無之候へ共却而百姓不勝手可存儀モ可有之候、乍然名移之願申出者有之候而ハ支有無之訳承届候上ニテ可差免候、

一 大門ヲ小門ニ割候儀モ依所者有之儀ニ候間、左様成所ノ義者領主へ問合ニ不及、見合ヲ以望之通可申付候、  
一新井手溝領主ヨリ自分相調置候処、及破損野地又ハ洗崩有之候、右体之所ハ御物ヨリ不及足高引捨ニ可申付候、且又山野仕明場故田<sup>(古脱カ)</sup>畠砂入洗剥有之損地相立候ハ、郡奉行見分ノ上損高引捨ニ可申付候、尤、古来ヨリ之川筋ニテ崩川成山岡自然ト崩入ニ成候損高并位劣高足

高之次第左様委ク被仰渡候、

御用人判形被仰付候、

一 畠高ノ内領主ヨリ致田開御等入現高二相究候以後、用水不相統田畠成之願申出所モ有之由、右体ノ儀ニテ引入高者損地下者相替、最前畠田成仕候節用水之考大形故之儀ニ候間足高申付不及候、右畠田成之地方古田割交ニ成、古田新田之地方不相知所モ可有之候ヘトモ、畢竟新開故水不足ニ罷成所之儀ハ新古之地方不相知候共、田畠成ニ付引入高之分ハ足高申付不及候、

一 所持之面々江相渡候私領名寄之儀者領主ヨリ書調、支配方江差出致算札合奥書同断、

郡奉行一手

一 奉行壹人

一 郡座筆者壹人

一 外城筆算二人

一 蒔見二人

一 竿取二人

但、依所筆者・筆算一兩人相重儀モ有之候、

一 御扶持真米四升三合 奉行一人

(奉行一季候御引并御支配頭書大奥全一より補)  
内、壹升貳合重

一 御扶持真米三升一合 筆者一人

内、六合重

一 一所一名持切米御支配無之新仕明損地之足ニ罷成候分

但、大御支配行ニ付而者寄筆者ニテモ定役同前賄御扶持米被仰付候、

ハ、重テ損地相立候節ハ足高被仰付筈ニ候ヘハ、可成程割交之地方先合不足候ハ、持留地ニテモ足地可申付候、

一 御扶持米二升五合 外城付役一人分  
内、真米一升九合・赤米六合

一 御前帳奥書并支配札之掛印且又諸人へ相渡候名寄奥書・

但、六合重

一 所檢地一手

一 竿頭嚶老入

一 筆算三人

一 蒔見二人

一 竿取二人

一 郡見廻一人

一 庄屋一人

一 功才二人

一 御扶持米三升一合 嚶一人

内、真米二升五合・赤米六合

一 筆算・蒔見・竿取・郡奉行付役同断

一 御扶持真米一升九合 郡見廻一人

但、筆算兼役ニ相勤候節者筆算同前ノ御扶持米被下、

尤、筆算一人相減、

一 御扶持真米一升二合五勺 庄屋一人

但書同断

一 御扶持赤米一升 功才一人分

一 所門割人数前条ニ筆算一人相重蒔見・竿取相除、其外同断、

一 所檢地門割ニ付詰日数并万賦於郡座相定、賦書諸所へ相渡候、

一 田島表汰一日二五町

一 田方直竿一日二

一 上場所三町

一 中場所二町五反

一 下場所一町五反

一 島方直竿一日二

一 上場所四町

一 中場所三町

一 下場所二町

右場所檢分之儀者土例郡奉行行廻候節、難所平場之見計ヲ以位相究、一名田島町反之頭ニ割付日数相定、

一 門割日数高千石ニ付式拾日賦

一 中取紙者藏方用紙相渡、用紙百枚ニ付五拾枚重ニテ相

渡ス、

一 清書紙者白下紙相渡、用紙百枚ニ付百枚重ニテ相渡ス、

一 檢地方筆墨代一日ニ壹分(七カ)一厘宛

但、墨耆挺十五日仕、筆一日ニ一本ツ、

一 門割方筆墨代一日二六分二厘ツ、

但、墨卷挺十五日仕、筆一日二二対ツ、

右筆墨代詰日数ニ応頭ニテ渡切ニ相渡、用紙之儀者清書帳差出候節入用之紙数致勘定、過不足相究代官方江申出、過者上納、不足者相渡、

一 御檢地門割年数程近ク帳面書改迄ニテ被召置候処ハ、

人馬配等所ヨリ相調差出候節於郡座清書相調、

高千石二付

一日数九日宛

噯一人

郡見廻一人

筆者二人

庄屋一人

功才二人

一 藏方用紙二帖

右書改之所人配牛馬書人帳面相調、古竿次・名寄帳門々

ニ押札迄相調候賦、

高千石二付

一日数五日

噯一人

郡見廻一人

筆者二人

庄屋一人

功才<sup>(二カ)</sup>一人

一 藏方用紙二帖

右無人配所門々之人数当年付牛馬書人候迄之賦、

一日数一日

右同断

右損高三石ヨリ一石迄者汰足賦、三石以上ハ右割ヲ以

相定、

一 一日ニ紙数二十枚書<sup>(マ)</sup>右同断

但、筆算一人分、

右、郡奉行ヨリ致門割清書迄ヲ所江申付候賦、右何レ

モ御扶持米員数者所檢地門割之通被仰付候、

一万治御支配之儀者諸給地高圖取ヲ以持高有所為相替事

候得共、此節者右格被相改知行有所本之成ニテ地面迄

之御引並被仰付候、

一 御引並ニ付諸所農人過不足有之人配被仰付候、

右差引伊藤長左衛門・福崎五郎左衛門相勤候、

一 移百姓三百七十二家内被召移、飯米・農具代左之通被仰付候、

用夫一人分

一 赤米九斗 六ヶ月飯料

一 種子米請取候応高頭被下候、高一石二付三升ツ、真赤半分宛

一 日キ一挺 代銀三匁六分

一 鍬一具 代銀九匁

一 鎌一ツ 代銀一匁二分

一 女一人分、用夫迦之男二而モ同断、三歳以下ハ相除、

一 赤米四斗五升 六ヶ月飯料

一 本家者被下候、

一 召移候百姓名頭、功才・小触相除諸名名子之者共鬮取

ノ上被召移候、鬮取之節者所役人・地方檢者・所横目相詰、其後名中ヨリ移願出候者ハ願之通可被仰付旨被

仰付、鬮取外之者過分ニ移候、

一 右被召移候月ヨリ田人普請ノ外カ二十四ヶ月夫仕御免、

一 罷移候者共於移先キ門割之節、名頭被仰付筈ニ被仰渡

候、

一 移者送人馬之儀ハ御規ノ賃銀ニテ請人ヨリ送届候、御物ヨリ人馬被下移候モ有之候、

一 四鋪三間三尺 居所沓軒

一 四鋪三間 釜屋沓軒

一 三鋪二間 馬屋沓軒

一 雪隠沓間

但、沓軒方、

右移者一家内分所役ニ造調、

一 諸所衆中屋敷余地高、万治御支配之節衆中持高二被下、

屋敷并余地ニ取分ケ無之頭廻ヲ以被下置候、此節者屋敷余地取分帳内相調、余地者以前之通衆中持高二被仰

付候、万治以来右帳内高上地等ニテ御藏入ニ相成候地

面モ有之、右体ノ地方且又此節竿入ニ付延畦增高衆中

持高操易、都而屋敷帳余地高之儀者衆中持高二被仰付候、右屋敷檢地致様之儀、当分之地位相当ノ檢地ニ被

仰付候ハ、万治年来程久敷地位モ相増、增高過分可有

之筈ニ候、然時ハ五畦迄之御免地ニテ余地作職モ難致、

地面高相増候テハ諸人迷惑可致儀ニ候条、表盛之儀ハ

本大豆之割ヲ以相掛ケ、延畦ノ増者弥御蔵入ニテ衆中持高二繰易之筋ニ被仰付候、

一 寺社屋敷浦浜野町余地十二万石并其外諸御蔵入・給地入交リ有之候処ニ此節致繰易、都而十二万石御蔵入ニ被仰付候、給地高之内先祖之寺等取立置、自分持高二致置候人々者依申分本之通被仰付置候、

一 御城内高之儀、其所衆中作職高二被仰付候、

一 諸所持留為直竿郡奉行余多手被差廻候、名書略之、持留延畦并拾部ニ上地高都テ代銀上納ニテ申請ニ被仰付候、高一石ニ付四拾目宛現地割交ニ相成、上地ハ一石ニ付百ニ拾目置成ニ被仰付候、

一 諸所御新田開地為御竿入郡奉行一手被差廻候、川上長右衛門相勤候、

一 此節御引並諸島迄モ御檢地被仰付候処ニ、七島之儀御高年貢現米ニテ不致上納魚類ノ納物致来候、此節御檢地被仰付高増減有之候而モ右次第二候間、其詮無之積ニテ帳面迄ヲ書改被仰付本高ニテ被差置候、右書於御船手有之帳面支配方へ差出候、

一 種子島・屋久島・口之永良部島御檢地門割トシテ東郷

吉右衛門・平田平六被差渡候、

一 右御扶持米奉行付役共ニ御当地行同前、外ニ一人一ヶ月ニ銀三匁五分故、実代トシテ人数ニ応被仰付候、

一 道ノ島御檢地ニ付大島へ田中孝右衛門・市来新左衛門、徳ノ島へ東郷十左衛門、喜界島へ仁礼孫左衛門、沖之永良部島へ伊集院源右衛門、右何レモ御目付役ニ被仰付被差渡候、

一 御扶持米貳拾二石五斗 奉行一人

一 飯米一ヶ月一人ニ付一斗五升・賦銀五匁宛

一 御扶持米拾石宛 筆者并外城付役

但、筆者ハ四石、外城付役ハ二石於御当地被下、其外於島相渡候、

一 飯米・賦銀右同断

右一ヶ年分

一本琉球江為御檢地人数被差渡筈ニ候処、冠船以来段々物入有之、其上年々風、年々災殃打統諸百姓致困窮候付、檢使差渡候儀四五ヶ年被差延度旨願申出候得共、其通被仰付候而者御支配之支ニ罷成候、且又御檢地ニ付而者多人數差渡事候得者困窮之百姓別而痛ニ罷成筈

候故此段難被仰付候、然共琉球国之儀慶長御檢地無之

故新開等モ有之積二候、依之寛永御支配之節、盛増半

分本高百石二付三石六斗八升二合五勺宛ニシテ、此節

之盛増高三千三百四拾六石七斗九升九合六勺七才力被仰

付候、

一支配方享保十年巳八月朔日ヨリ御春屋内へ御座被相立

候、郡奉行津留伊兵衛・仁礼孫左衛門、代官榎元新兵

衛、御勘定所吟味役木場次郎兵衛請込ニ被仰付相勤候、

一郡座方清書・精算等ニ付而筆者差分ケ客屋内へ相詰、

右差引トシテ東郷十左衛門・三原次右衛門相勤之、津

留伊兵衛兼役ニ相勤候、檢地門割相仕廻候而段々ニ清

算方へ相勤候、

一帳役人四人

右首尾方之儀者諸所ヨリ清書帳差出候節相調へ、何ノ

違モ無之候得者請取置、清書ニ出相濟候節帳役人方へ

請取、新札払ニ出新札払相濟候而帳役人請取、古札払

ニ出古札払相濟候テ帳役人相請取、高究方へ出、高究

首尾相濟候節奥書・封合印清書方ヨリイタシ帳役人請

取、支配ニ出候事、

但、諸所清書帳出切候、外城又ハ今一村二村ニ相成

近々ニ諸帳出切之筈ト見及候所ヨリ算用等ニ取付、

一ケ村ニテモ支配ニ出候事、

一私領清書帳郡奉行ヨリ出候節見届帳役人ニ為請取、直

ニ支配ニ出事、

一御城内郡座へ郡奉行諸書付・御檢地帳箱帳役人請取置、

致切封出入有之候節ハ郡座へ帳役人參、出入之帳見合

候事、

一筆紙墨取払、寄筆者出入之節算盤・硯箱等之首尾帳役

人ヨリ致差引候事、

一諸外城ヨリ帳出候節請取置、其後清書帳并留帳・高払

屋敷帳・持留帳等何ソニ付相直候處、其外見合等之節

ハ帳役人ヨリ請込ニ致候事、

一古御前帳御勘定所并支配方ヨリ致借用、本払帳ニ帳數

相記置古札払致候人へ相渡、入用濟次第帳役人方請取、

諸首尾相濟候節帳役人ヨリ御勘定所・支配方へ相返候

事、

一屋敷帳并諸檢地帳門割ノ留并高払留、違目ニ付入用之

節者帳役人請取、又々本々ニ付置候事、

一 清書紙百枚二付五拾枚重

一 中取紙百枚二付百枚重

一 諸外城へ清書・中取紙頭ニテ入用之見合ヲ以相渡置、

一 ヶ外城惣仕廻之節清書用紙、中取紙用紙、高弘・高  
究等之用紙、諸帳面ノ紙數ヲ改、右之紙増ヲ以致差引

過不足相究、帖切り上之分ハ代官方へ郡奉行差紙出候

而上納申付候、帖切り渡不足ノ分ハ帖ニテ相渡候様差

紙遣事ニ候、帖ヨリ内ノ過不足者代銀ニテ相納候様差

紙出候、且又渡不足ハ代銀ニテ相渡候様差紙遣候事、

一 清算方六拾人

但、式拾組

右首尾方之儀者帳役人ヨリ竿次・名寄帳相請取、所番

挙引合算用相究事ニ候、若番挙無之所者番挙相調致算

用事ニ候、名寄帳者一挙ニ田畠屋敷榎大豆上木人馬迄

銘々ニ算用相究事ニ候、竿次挙ニ名寄帳惣合引合事ニ

候、若又帳違目有之候節者留帳ニテ相札、乍其上難札

節ハ所へ申遣相究事ニ候、帳内書直無之候而不叶節者

致押札、清書方へ相渡書直相濟又々致清算、違目無之

様ニ算用帳役人方江相渡事、

一 新札払方八人四組

右首尾方ノ儀ハ名寄帳高弘請取給地・御藏入銘々致札

払、若違目有之節ハ留帳ニテ相究事ニ候、難相札節者

札払之通致押札置帳役人方江相渡、左候テ、違目ノ処

ハ古札払方ヨリ諸帳ニ引合相札候事、

一 古札払方十四人七組

右首尾方之儀ハ所ヨリ差出候高弘先致算用、違目無之

節御藏入并給地高古札払、御藏入高ハ新仕明白表紙帳

内札相払、無支配高者座免元ニ引合、浦町・野并寺社

屋敷余地繰易、且又屋敷町内并持留町内ヨリ現地ニ取

入候高者屋敷方へ問付、当高二相違無之節者所役人召

呼当座ニテ相札候事、

一 書改方四人

右首尾方之儀者、清算方并帳役人ヨリ帳面違目有之節

ハ清書方へ請取書直シ、左候テ、札合清算致候テ違無

之時書改之場々江閉込、本々へ相渡候事、

一 支配ニ出候節竿次帳・名寄帳致奥書、封合印并郡奉行

印形取候而帳役人ニ相渡事、

一 繰易高方三人

右首尾方之儀者諸所繰易、御免被仰付置候御証文ヲ以テ銘々高主方へ壺所領并持切名外之持高不殘可被書出旨申渡書出ヲ取、繰易場之場所江相並候高吟味之上返上高相究得御差図御証文ヲ以御免被仰付候事、

一諸人繰易返高御証文之内ヲ以繰易御免、諸所之内ニ持高有之人々且又諸御藏入高之位ヲ以銘々返高賦相究、又々申上御免御証文被仰付事ニ候、依之返高被下候人当座へ召置、右之段申渡事ニ候、

一右繰易ニ付高出入者委細書記、諸所へ取納方申渡候事、  
一諸御藏入高之儀ハ所へ申渡、未門割不相濟所ハ古高田畠分ケノ高并真赤付、門割相濟候所ハ田畠分ケノ坪付ヲ取、当座へ差出置候新帳支配札押直、且又高弘迄相直事ニ候、尤、真赤付迄可書出旨申渡、書出請取候テ代官方へ繰易御免、諸所へ有之候諸御藏入高ハ免元相除様ニ致問合返高入付候事、

一麦石之儀ハ本高主方へ取納仕来候大麦小麦之差出ヲ取免元ニ相立事ニ候、御藏之儀ハ大小麦之儀古免之割ニテ差引有之筋ニ問合致候事、

一高究方五人

右首尾方之儀ハ清算・古札払違目相濟候由聞届、高究帳并高弘帳相請取、帖佐与代官支配之御藏入ハ一紙証文ニ書拔、表方并五万石固分与方者銘々証文相調、先代官方筆者へ差出、古免元除高相違有無ノ致調、違目無之由聞届候節右諸証文郡奉行致印形代官座方へ遣、

高弘帳ハ帳役人方へ相返新帳支配ニ差出事ニ候、右証文調程之次第ハ古高ヲ外高(書カ)ニ記、番高頭本行ニ相立内ニ田畠上木高且又上木之品迄テ書記、尤、真赤之訳相記且又屋敷竿ニ付従前之上地高此節ノ增高衆中持高二致繰易、現地衆中持ヨリ返上差出事候故、右返高ハ高究証文内書ニ為返高取入候訳書記置申事ニ候、尤、寺

社屋敷并野町・浦町余地帖佐与其外表方御藏入外ノ高ハ表方へ繰易被仰付候付是又繰易、右衆中繰易同前ノ首尾方ニ究事ニ候、屋敷高免元除ハ別紙証明(文カ)ヲ以又々代官方へ申遣事ニ候、右繰易高二就テ屋敷竿相濟候以後噸重屋敷竿被仰付、屋敷高弘ノ首尾別テ致混乱候付高差引致相遣事有之、調方不埒明諸所之儀ハ埒明候様ニ致事ニ候、此シラへ別テ隙取候事、

一右高究首尾方別テ隙入ニ候、右体相知候次第右之通ニ

候、此外高出入之違目ニ付相糺候儀ハ纔ノ事ニテモ大分手隙人事ニ候、書面ニ難書載儀ノミニ候、荒増之手筋右之通ニ候、

一 諸所諸帳内算用相仕廻、未五月朔日迄支配ニ出仕廻高究証文代官方へ差遣候付テ古免本高出入有之、急ニ免元難相居、代官座掛印問合ニテハ間延ニ相成候付、代官筆者召列客屋内同席相詰大体ノ調有之度ト為申談、其通被仰付別而古免元ノ調埒明新免元相居候事、

一 諸給地高新名寄相渡、銘々持高総高所岡田帳引合有之候処ニ相違ノ儀多々有之、是又前条同前ニ高奉行筆者召列支配方同席詰被仰付候、

一 郡奉行外方ノ勤モ相濟候付、御城内ニ被召立置候大御支配方郡座被召疊、午十一月十五日ヨリ客屋内へ皆共被召移候事、

一 享保十二年未十月廿五日迄ニ郡座方諸首尾相仕舞、客屋内へ郡座被召疊、同廿七日ニ御城内郡座へ引取候事、

## 九

西別府大鼓踊、御分国中大鼓踊ノ初トス、古老ノ物語ニ

曰ク、大鼓ノ初リハ 家康公駿河御在陣ノ時、遠州サカイカケト云所ニテ武田信玄ト御対陣ノ時、久能方へ多人數戦死也、其時ヨリチウ夜ヨウクワイ不絶、其所近郷迄田地不熟ナルニヨリ、家康公去ル貴僧ヲ被召寄大施設鬼ノ祈禱被成御頼、其時僧被申上候ハ大鼓カネニテ踊被仰付可然ノ由被申上、依之大鼓カネニテ踊有之、是ヲ念仏踊ト云テ今モ駿河国ニ有之由、是ヲ駿河踊ト云、義弘公関ヶ原御陣ノ後慶長七年ニ 家久公御上洛被遊、御分国中御静謐(謐カ)ニ相成リ、義弘御事同十三年ニ加治木へ被召移御隠居被遊、諸国へ被召列候諸士子共ニ至ル迄不殘加治木へ被召移、此時依御思召テ初テ駿河念仏踊被仰付、其時山田名之者此踊能ク覚罷居、其外谷山何某モ覚罷居候故、是ヲ踊肝煮(煎カ)ニ被仰付、御菩提所於(大輪寺カ)大株寺大鼓踊初有之、此時 義弘公御事吉原ノ御屋敷ヨリ被遊御覽ヨシ也、是加治木西別府踊ト申、御分国中大鼓踊ノ初也、其歌ニ、

ませのうちすの糸吉野の桜御所桜忍ひの道茶せんた  
けはつたはつせ六ちやうし播磨かこ南黒雲節かへー  
ナト云歌也、

其時ヨリ諸名ニモ被仰付、七月十五日十六日兩日於御屋形馬場踊左右相分レ、其中ヲ 義弘公御馬乘被遊、次ニ御側へ被仰付御馬責被仰付、此御旧例ニテ今ニ馬責大鼓ト云有是也、其後 黃門様加治木御在陣之砌ニ至テ此引ツ、イテ有之、

寛永七年七月十四日竹子ヨリ踊ニ參候、同十六日町踊有リ、此日在郷踊モ有之、同十年七月二日竹子村・脇本村トモ踊被仰付參東ノ御庭ニオヒテ有之、是一万石ノ内ニテ候、同廿三日当名ノ踊有之、東ノ於御庭ニ二庭ツ、被仰付 黃門様被遊御覽候、同十六年七月十四日在郷踊大<sub>天</sub>株寺ヲ初メ寺々有之、帖佐願成寺へモ踊參り候ヨシ也、

同十五日ニハ当町踊有之、夫ヨリ引ツ、キ今ニ七月十五日十六日ニ有之候処、近年ハ十六日十七日、町踊ハ十九日被仰渡候、在郷踊ノ先々上代ヨリ頭司ト云有リ、今ニ迄外城ノ在郷踊ノ先ニモ有之、是ハ先躍ト云、西別府踊ノ先ニ左右躍ト云有リ、是ハ往古中紋仕候処、(邪堂院<sub>力</sub>)邪堂院へ相残り候儀、元禄ノ初邪堂院ヨリ隅州山田ニ伝へ、山田ヨリ西別府ニ伝候由也、往古大鼓躍外廻り大鼓數三拾六挺、中ノ廻リニ式挺、是頭打ト云カネ打五人共ニ内外右

施左施ニテ、又内ニ小カネ打小大鼓打有リ、星ノ如クニシテ是ヲ入大鼓打ト云、近年躍三庭ニ相成、本ハ四挺宛カ一躍也ト、今ニ躍ノ次第初ハ長年寺、次ニ御屋形春日寺・日木山御屋敷能仁寺・吉祥寺・本誓寺日木山カ元文四年ノ七月迄、同五年ノ七月ヨリ日木山御屋敷躍事被召留候、御旧例之躍本誓寺迄相仕舞、其夜帛躍トテ上代ヨリ村中門ニ有之ヲ予是ヲ見ルニ、其年死去者之庭ニテ机ヲ立置位<sub>(牌カ)</sub>俾<sub>(牌カ)</sub>香花ヲ粹テ、当子入鼓打ニ至ル迄其夜残ル所ナク其家々ニ躍事今ニ至迄有之、是ハ反土村一名ニ相殘ル、余名ハ只一所ニテ相躍ル由也、

薩藩例規雜集

二

薩藩例規雜集一

目錄

組頭覚悟之事

田制並税法

楮蒸剥賃銀ノ次第

薩藩例規雜集二

一〇

(卷之三 一八四号文書に同じ、本文略)

一一

(卷之四十五 三四〇七号文書に同じ、本文略)

一一

一 御城下ニテ自然出火有之候節ハ兼テ被仰渡置候御掟之(應力)赴相守候様可被申渡事、

一家督之者相果、繼目之願及延引申出候儀不宜候間、右

体之者有之候ハ、組中ヨリ無油断可致沙汰候、且又繼

目之儀ハ其子供可被仰付候哉、又ハ他之者へ相続可被

仰付候哉、思召次第之事候処、嫡子之儀ハヲノツカラ

家相続仕筈ト存罷在候儀、別テ心得違之事、

一 組中之者有之候節(死人脱力)ハ早速申出事候間可被承置候、家督

之者相果、直子へ繼目致遺言書置候ハ、相果候段申出

候節、遺言書ハ追付可差出旨届置、五日中午ニ宛書ノ親

類共ヨリ無遅滞組所へ法様之通可差出候、何ソ子細モ

無之、繼目之願致延引候ハ、名跡被相立間敷候、御見

合ヲ以被仰付、繼目之儀ハ格別ニ候事、

一 幼少又ハ不意相果候者、遺言書無之筈候間、組所へ申

出候節、遺言書無之候繼目之儀ハ追テ相究可願出旨、

是又届置、左候テ、直子又ハ親類共之内相応之者究候

テ、無程繼目之願親類共ヨリ可申出候事、

一 遺言書之不依有無、五日中午跡職之願難申出候儀ハ、何

様之訳ニテ差出候儀支有之候段、有筋与頭へ無延引可申出候、依其赴御取分可有之候事、

一長々病氣有之候者、遺言書モ不致置、死後ニ親類共ヨリ継目之願申出候共、其身油断之儀候条、御取揚有之間敷候、勿論御見合ヲ被仰付儀ハ格別候事、

一組中ニ向後組頭列以上之人新家相立候ハ、御家老直触ニ被仰付事候間被得差図、当与相除キ御家老与ニ入候様可被問合事、

但、當時之与頭衆モ御役被差免候以後ハ何レモ御家老直触ニ罷成筈ニ候間、御格式不乱様可有沙汰事、

一六与之内ヨリ向後与頭列以上之人新家ニ相立候歟、又ハ与頭以上之御役被仰付候ハ、御家老与帳ニ可被召入候、尤、御役付テ其身計御役之格ト被仰付候人ハ其身計御家老与帳ニ書載、家内之者ハ本之小与ニ可被残置候、尤、御役御免タリトイフモ家督内ハ御家老与ニ被入置、隠居以後家督家内ニ可被入召候事、

一直触格之号、宝永四年亥十月ヨリ被相定候、左候テ、右直触格之儀ヲ寄合並ト正徳二年辰十月被相改候、寄合並ト与頭格ト小番格之間ノ格ヲ被定置事候、尤、触

流等ハ御家老組ニ候与頭ヨリ可相伝候事、

一御家老組之内寄合並人数ト別冊有之、御家老与帳二冊有之候得共、此節ヨリ惣人数一帳ニ被仰付候、左候一所持・一所持格・寄合・寄合並之列ヲ合、名書之次第ハ不構御役家筋格式次第被書載事候事、

一其身ノ家筋ニ付御家老与帳ニ入候人ハ、与頭并ニ其外之御役被仰付候テモ御家老与之本帳ハ申間敷候、尤、与頭坏相勤、其与帳ニ書載候儀ハ有来候通可仕候、左候得者御家老与之本帳ニモ組頭之与帳ニモ双方へ名書

有之筈候間、御役内ト御触事等御家老与ハ相除キ、御役之与々ニテ相伝候様可仕候事、

一寄合並之内ヨリ御番頭被仰付、御役御免以後ハ御番頭列ニ可被仰付候、御役内相果候ハ、嫡子之儀ハ尤御番頭列ニテ候間、御家老与之本帳可書載候、二男末子之格式ハ、嫡子之介抱内ニ候ハ、先嫡子ノ名、次ニ御家老与之帳面ニ相載置、以来之格式ハ依人品可被相極候

事、  
一寄合並之面々、御札果之御目見罷成候節ハ御番頭并御番頭列之二男三男入交ニ罷成、御目見仕候節ニテ御札

可申上候、尤、嫡子計ハ親同前御目見可罷出候、二男ヨリ以下ハ罷出ニ不及候、不限御城内於御方モ右之次第可相心得候事、

一 諸事付テ列ヲ分、其列之相中ヨリ進上物又ハ書付等仕候節ハ寄合並人数モ寄合同列之人数計ニテ列格可仕候、且又御番頭并御番頭列以上ノ末子之部屋栖ヨリ進上物等仕候儀モ有之節ハ寄合並之同列可相加候事、

但、御番頭以上ノ御役又ハ其身独礼之人、無役之一所持・一所持格・寄合之人数ヨリ進上物仕、御祝儀申上候、連名之次第ハ御格式被定置、別冊御家老座

ヘ有之、

一 組頭以上之ニ男、分地別立被仰付候節ハ、与頭之格ニハ依分地之程又ハ依人品可被仰付候、其外ハ小番可被仰付由被 仰出候、右付テハ島津堅峰ヘ島津中務ヨリ高六百石程付属仕筈之由ニテ、別立之願ニ申出候節、分地之員數付テハ、往々与頭格ノ御奉公ハ可難続事候故、内存ヲモ御聞七候処、分地之員數ハ右之通候得共、与頭格被仰付候儀候ハ、以來之儀ハ相応取立為相勸申覚悟之由被申出、其段違貴聞候処、格式之儀ハ中務

二 男之儀候間、直触格可申付置之由被仰出、此節ヨリ直触格新格ニ相始候、向後為見合此段記置候事、

一 諸士ニ男三男家ニテ二三代モ別立罷在候者、嫡家又ハ二男家跡職無之節、自分之家ヲ禿致相統候儀有之候、

此儀家相統之為ニハ尤之儀候得共、代々別立罷在候共家ヲ禿候儀ハ如何之事候条、向後右体之者ハ被仰付間敷候、其身之代ニ別立候者、又ハ子孫之内ニ男三男有之者、又ハ一類之内ヨリ致相統者有之候ハ、其者ヲ跡職願可申出候、若右類之者モ無之家及断絶事候ハ、代々別立罷在候者ニテモ跡相統不致候テ不叶訳モ有之候ハ、其身之跡ヲ仕居可申候間、相統御免被下度旨願可申出候、尤、外城養子ニテモ願可申上存候者ハ是又願可申出候、依其趣御沙汰次第可被仰付候条可被得其意候、

一角人・前髮取之儀、寄合並ヨリ以上之面々ハ月番御家老宅ヘ願書可差出候、左候ハ於御城御家老并大御目付致見分、相応之人願之通御免之段可申渡事、

一角人御免候テ前髮取願之儀、六七ヶ月過候テ申出候様可申渡事、

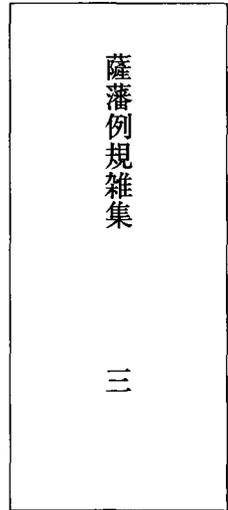
以上、

薩藩例規雜集 (二)

二八	(卷之三十一 二〇五二号文書に同じ、本文略)	四七	(卷之五十四 四三二七号文書に同じ、本文略)
二七	(卷之三十一 二〇五一号文書に同じ、本文略)	四六	(卷之五十四 四三二六号文書に同じ、本文略)
二六	(卷之三十一 二〇五〇号文書に同じ、本文略)	四五	(卷之五十四 四三二五号文書に同じ、本文略)
二五	(卷之三 一九七号文書に同じ、本文略)	四四	(卷之五十四 四三二四号文書に同じ、本文略)
二四	(卷之三 一九六号文書に同じ、本文略)	四三	(卷之五十四 四三二三号文書に同じ、本文略)
二三	(卷之三 一九五号文書に同じ、本文略)	四二	(卷之五十四 四三二二号文書に同じ、本文略)
二二	(卷之三 一九四号文書に同じ、本文略)	四一	(卷之五十四 四三二一号文書に同じ、本文略)
二一	(卷之三 一九三号文書に同じ、本文略)	四〇	(卷之五十四 四三二〇号文書に同じ、本文略)
二〇	(卷之三 一九二号文書に同じ、本文略)	三九	(卷之五十四 四三一十九号文書に同じ、本文略)
一九	(卷之三 一九一号文書に同じ、本文略)	三八	(卷之五十四 四三一八号文書に同じ、本文略)
一八	(卷之三 一九〇号文書に同じ、本文略)	三七	(卷之五十四 四三一七号文書に同じ、本文略)
一七	(卷之三 一八九号文書に同じ、本文略)	三六	(卷之五十四 四三一六号文書に同じ、本文略)
一六	(卷之三 一八八号文書に同じ、本文略)	三五	(卷之五十四 四三一五号文書に同じ、本文略)
一五	(卷之三 一八七号文書に同じ、本文略)	三四	(卷之五十四 四三一四号文書に同じ、本文略)
一四	(卷之三 一八六号文書に同じ、本文略)	三三	(卷之五十四 四三一三号文書に同じ、本文略)
一三	(卷之三 一八五号文書に同じ、本文略)	三二	(卷之五十四 四三一二号文書に同じ、本文略)
一二	(卷之三 一八四号文書に同じ、本文略)	三一	(卷之五十四 四三一一号文書に同じ、本文略)
一一	(卷之三 一八三号文書に同じ、本文略)	三〇	(卷之三十一 二〇五四号文書に同じ、本文略)
一〇	(卷之三 一八二号文書に同じ、本文略)	二九	(卷之三十一 二〇五三号文書に同じ、本文略)

四八	(卷之五十四 四三二八号文書に同じ、本文略)	六七	(卷之六 三一七号文書に同じ、本文略)
四九	(卷之五十四 四三二九号文書に同じ、本文略)	六八	(卷之六 三一八号文書に同じ、本文略)
五〇	(卷之六 三〇〇号文書に同じ、本文略)	六九	(卷之六 三一九号文書に同じ、本文略)
五一	(卷之六 三〇一号文書に同じ、本文略)	七〇	(卷之六 三二〇号文書に同じ、本文略)
五二	(卷之六 三〇二号文書に同じ、本文略)	七一	(卷之六 三二一号文書に同じ、本文略)
五三	(卷之六 三〇三号文書に同じ、本文略)	七二	(卷之六 三二二号文書に同じ、本文略)
五四	(卷之六 三〇四号文書に同じ、本文略)	七三	(卷之六 三二三号文書に同じ、本文略)
五五	(卷之六 三〇五号文書に同じ、本文略)	七四	(卷之六 三二四号文書に同じ、本文略)
五六	(卷之六 三〇六号文書に同じ、本文略)	七五	(卷之六 三二五号文書に同じ、本文略)
五七	(卷之六 三〇七号文書に同じ、本文略)	七六	(卷之六 三二六号文書に同じ、本文略)
五八	(卷之六 三〇八号文書に同じ、本文略)	七七	(卷之六 三二七号文書に同じ、本文略)
五九	(卷之六 三〇九号文書に同じ、本文略)	七八	(卷之六 三二八号文書に同じ、本文略)
六〇	(卷之六 三一〇号文書に同じ、本文略)	七九	(卷之六 三二九号文書に同じ、本文略)
六一	(卷之六 三一一号文書に同じ、本文略)	八〇	(卷之六 三三〇号文書に同じ、本文略)
六二	(卷之六 三一二号文書に同じ、本文略)		
六三	(卷之六 三一三号文書に同じ、本文略)		
六四	(卷之六 三一四号文書に同じ、本文略)		
六五	(卷之六 三一五号文書に同じ、本文略)		
六六	(卷之六 三一六号文書に同じ、本文略)		

(表紙)



薩藩例規雜集三

目錄

御家中格式

御一門

(以下六行、本文なし)

家名方

一所持同格

寄合同並

無格

小番付御馬廻

新番

御小姓与

小十人組

郷士

与力

足輕

(次行、本文なし)

諸家役々

諸家中

(以下六行、本文より補)

音信贈答嫁娶及衣服制度令

御代替御祝儀

年中定式御登城日

御礼廻ノ事

帰着・出立御届並病気等

縁組願之事

薩藩例規雜集三

八一 (卷之三十一 一八七三号文書に同じ、本文略)

八二 (卷之三十一 一八七四号文書に同じ、本文略)

八三 (卷之三十一 一八七五号文書に同じ、本文略)

八四 (卷之三十一 一八七六号文書に同じ、本文略)

八五	(卷之三十 一八七七号文書に同じ、本文略)	一〇四	(卷之三十一 一九二六号文書に同じ、本文略)
八六	(卷之三十 一八七八号文書に同じ、本文略)	一〇五	(卷之三十一 一九二七号文書に同じ、本文略)
八七	(卷之三十 一八七九号文書に同じ、本文略)	一〇六	(卷之三十一 一九二五の2号文書に同じ、本文略)
八八	(卷之三十 一八八〇号文書に同じ、本文略)	一〇七	(卷之三十一 一九二八号文書に同じ、本文略)
八九	(卷之三十 一八八一号文書に同じ、本文略)	一〇八	(卷之三十一 一九二九号文書に同じ、本文略)
九〇	(卷之三十 一八八二号文書に同じ、本文略)	一〇九	(卷之三十一 一九三〇号文書に同じ、本文略)
九一	(卷之三十 一八八三号文書に同じ、本文略)	一一〇	(卷之三十一 一九三一号文書に同じ、本文略)
九二	(卷之三十 一八八四号文書に同じ、本文略)	一一一	(卷之三十一 一九三二号文書に同じ、本文略)
九三	(卷之三十 一八八五号文書に同じ、本文略)	一一二	(卷之三十一 一九三三号文書に同じ、本文略)
九四	(卷之三十 一八八六号文書に同じ、本文略)	一一三	(卷之三十一 一九三四号文書に同じ、本文略)
九五	(卷之三十 一九一三号文書に同じ、本文略)	一一四	(卷之三十一 一九三五号文書に同じ、本文略)
九六	(卷之三十 一九一四号文書に同じ、本文略)	一一五	(卷之三十一 一九三六号文書に同じ、本文略)
九七	(卷之三十 一九一六号文書に同じ、本文略)	一一六	(卷之三十一 一九三七号文書に同じ、本文略)
九八	(卷之三十 一九一五号文書に同じ、本文略)	一一七	(卷之三十一 一九三八号文書に同じ、本文略)
九九	(卷之三十 一九一七号文書に同じ、本文略)	一一八	(卷之三十一 一九三九号文書に同じ、本文略)
一〇〇	(卷之三十 一九一八号文書に同じ、本文略)	一一九	(卷之三十一 一九四〇号文書に同じ、本文略)
一〇一	(卷之三十 一九一九号文書に同じ、本文略)	一二〇	(卷之三十一 一九四一号文書に同じ、本文略)
一〇二	(卷之三十 一九二四号文書に同じ、本文略)	一二一	(卷之三十一 一九四二号文書に同じ、本文略)
一〇三	(卷之三十 一九二五の1号文書に同じ、本文略)	一二二	(卷之三十一 一九四三号文書に同じ、本文略)

- 一三三 (卷之三十一 一九四四号文書に同じ、本文略)
- 一二四 (卷之三十一 一九四五号文書に同じ、本文略)
- 一二五 (卷之三十一 一九四六号文書に同じ、本文略)
- 一二六 (卷之三十一 一九四七号文書に同じ、本文略)
- 一二七 (卷之三十一 一九四八号文書に同じ、本文略)
- 一二八 (卷之三十一 一九四九号文書に同じ、本文略)
- 一二九 (卷之三十一 一九五八号文書に同じ、本文略)
- 一三〇 (卷之三十一 一九五九号文書に同じ、本文略)
- 一三一 (卷之三十一 一九六〇号文書に同じ、本文略)
- 一三二 (卷之三十一 一九六一号文書に同じ、本文略)
- 一三三 (卷之三十一 一九六二号文書に同じ、本文略)
- 一三四 (卷之三十一 一九六三号文書に同じ、本文略)
- 一三五 (卷之三十一 一九六四号文書に同じ、本文略)
- 一三六 (卷之三十一 一九六五号文書に同じ、本文略)
- 一三七 (御触書寛保集成 一〇七五号)

音信贈答嫁娶及衣服制度令

覚

一音信・贈答・嫁娶ノ規式 饗応等万事儉約ヲ可用旨、前々

ヨリ毎度被仰出候、弥以右之趣急度被相守、猶又此度被仰出候条々、左之通相心得可被申事、

一婦人ノ衣服、近年結構ニ相見得候、向後大名ノ妻女タリトイフ共、輕金糸等ニ用を猥ひニ結構成衣類拵被申間敷候、殊ニ召仕ノ女ニ至テハ猶以テ上下ノ差別有之候様ニ堅可被申付候、此度定直段町中へ相触候間、其趣ヲ可被存候事、

一新規塗物之事、国持大名ノ調度タリトモ輕刺衣梨李子地蒔絵ニ過ヘカラス、妻女ノ乗物・挟箱・長持等ノ類ハ黒ヌリ蒔絵ノ紋ヨリ上ノ結構イタスヘカラス、其余ノ輩ハ黒ヌリ輕キ蒔絵或ハイツカケ等ヲ用ヒ、乗物ハ黒ヌリニシの金物又ハ天鷲絨包、挟箱・長持ノ類ハ黒ヌリ或ハ溜ヌリト用ヘシ、蒔絵ノ紋無用ノ事、

但、湯殿道具類ハ木地溜塗ノ外一切致ヘカラサル事、一夜着・フトン或ハ貝桶・挟箱ノ覆、唐織金入ノ類不可用之、長持・屏風箱等ノ覆ハ綿布又ハ茸草ヲ可被用事、一婚姻ノ行列供乗物十挺ニ過ヘカラス、

一祝儀之下饗応、弥近例ニ随ヒ其内菜数等省略有ヘシ、常ニ参会ハ大身ナリトイフ共ニ汁六菜ニ過ヘカラス、

但、書物共ニ右ノ数タルヘシ、惣テ吸物者其料理ノ  
業数ニ準シ減少スヘキ事、

一 婚姻祝儀物ノ取替シ、近年礼物被仰付候趣ニ準シ可有

斟酌事、

右ノ品々、万石以上其分限り相応ヲ計ヒ可被用之候、

以上、

享保九年辰六月

一三八

一 参勤ノ諸大名并遠国御役人等御番地参着ノ儀、御精進

日々ニモ不苦候間、勝手次第可在着府候、尤、届被相

廻候儀モ不苦候、

宝永七年四月十日

一三九

一 産穢・忌中等ノ面々、差合以前差越候書状ハ忌明ノ節

迄差越置、何ニ付テノ書状産穢・忌中付追テ可差出旨、

其節留守居ノ者可相届候、

但、注進状ノ類、先格ニテ産穢・忌中ニモ差出来ル

分ハ可為只今ノ通り、

午九月

一四〇

一 四月六日、其外在所へ御暇被下候面々、御暇被下候当

日ヨリ三十日程滞候分ハ断不及候、三十日ヲ越候ハ滞

ノ訳断可有之候、

享保二十年七月

一四一

一 御仮養子御用願書御用番御多用故、御対客難成付御老

中用人迄被差出候例、宝曆七年丑四月丹羽若狭守様ヨ

リ堀田相模守様用人へ御直ニ可差出候、

一 御仮養子御願書被差出候節、御口上之趣 而御様益御

機嫌能被成御座恐悦奉存候、御自分様ニモ御堅固御勤

珍重存候、私儀御暇被下置、近日御番地発足仕苦御座

候、依之在國中仮養子書付差上置申候、

一 御参府ノ節、御老中ヨリ以御使者御仮養子御願書御返

被成、依之御家老衆ヨリ左ノ通渡被成候、

去年御暇被下帰国仕候節差上置、当分跡式願書被返下  
之受取申候、恐惶、

七月廿三日

御名 御名乗御判

西尾隠岐守様

一四三

一江戸中往還ノ節、供廻小勢可被召連、仮国持タリトモ  
騎馬一騎カ二騎、供鍵二本歟不可過、惣又者等輕可召  
列事、

寛延二巳十二月

一四二

御代替御祝儀

一御代替御祝儀(継豊)一太守様御登城御下リノ節、桜田御屋敷

へ御入御風氣故松平大膳大夫様御方へ御問合ノ上、御

老中様方へ御廻勤ノ場ヲ御家老御使者、御側御用人・

若御年寄衆へ御家老御使者ノ答候ヲ御番頭御使者ニテ

相済候、大隅守留守居ニ差置候家老島津大蔵儀(入地)ハ先達

テ御目付被仰付、従前々留守中家老一人差置申候得共、

竹姫様御入輿以後一人ニテハ彼是差支申候付、兩人為

詰申候、此節島津奎卜申者出府仕、留守中大蔵同前為

詰申候、御用ノ為ニモ候間申上置候様ニト大隅守申付

候、以上、

享保十八年丑五月廿二日

御名内

相良弥一兵衛

一四四

一国持大名タリトイフ共、石塔場二間四方ニ不可過之旨、

大猷院様御黒印有之、四十九院ノ囲垣二間四方被越候

儀不罷成候、外ニ余地御座候ハ、不苦ノ由蓮金院被申

候、

寛永九年

一四五

一継豊公御逝去ノ節重豪公御忌、実ハ御祖父ニテ御世代

ハ御曾祖父故、大目付服忌御掛大井伊勢守様(満秀)へ被伺候

処、御目付服御掛リ被仰渡候テ仰渡御付紙左之通、

書面ノ通ハ、一人へ兩様ノ続有之時ハ重キ方服忌受ニ

付、養方會祖父定式ノ服忌ニテ候、

一四六

大御目付へ

御代替誓詞相願候万石以上及交替寄合之内、長病ノ分快氣次第相伺候様可被達候、且又右之内十六才ヨリ以下ノ分誓詞ニ不及候、是又可被達候、

一越前家誓詞御願書

今度就御代替誓詞ノ儀奉願候、夫ニモ不及儀御座候得共、心底頭筆紙候得ハ本望ノ至奉存候、依之奉願候、以上、

一四七

一御城へ御前様ヨリ女中使被差出儀、宝永六年丑四月二日ヨリ始り候、御用番本多伯耆守様ヨリ御留守居へ被仰渡、上様・御台様へ妻方ヨリ向後女使ヲ以テ献上物等可被致候、大奥女中衆へ可被相談候、

一四八

年中定式御登城日

正月

二日

三日御無間

十五日

廿八日

二月

十五日

三月

朔日

三日

十五日有無前日回状

四月

朔日

十五日

廿八日

五月

朔日

五日

十五日

六月

朔日

十六日

七月

朔日

七日

廿八日

八月

朔日

十五日

九月

朔日

九日

十五日

十月

朔日 十五日

九月 廿八日

十一月

十月 廿八日

朔日 十五日

十一月 廿八日

十二月

十一月 廿八日

朔日 十五日

十一月 廿八日

廿八日

年中無登城

二月

一四九 (卷之四十二 三〇七一号文書に同じ、本文略)

朔日 廿八日

一五〇 (卷之四十二 三〇七二号文書に同じ、本文略)

三月

一五一 (卷之四十二 三〇七三号文書に同じ、本文略)

廿八日

一五二 (卷之四十二 三〇七四号文書に同じ、本文略)

五月

一五三 (卷之四十二 三〇七五号文書に同じ、本文略)

廿八日

一五四 (卷之四十二 三〇七六号文書に同じ、本文略)

六月

一五五 (卷之四十二 三〇七七号文書に同じ、本文略)

十五日 廿八日

一五六 (卷之四十二 三〇七八号文書に同じ、本文略)

七月

一五七 (卷之四十二 三〇七九号文書に同じ、本文略)

五日

一五八 (卷之四十二 三〇八〇号文書に同じ、本文略)

八月

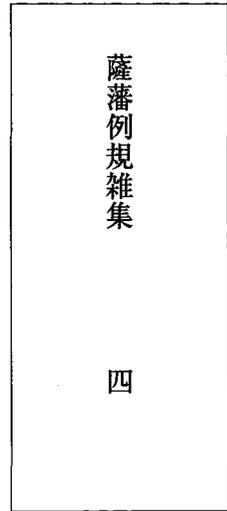
一五九 (卷之四十二 三〇八一号文書に同じ、本文略)

廿八日

一六〇 (卷之四十二 三〇八二号文書に同じ、本文略)

- 一六一 (卷之四十二 三〇八三号文書に同じ、本文略) 一八〇 (卷之四十二 三二〇二号文書に同じ、本文略)
- 一六二 (卷之四十二 三〇八四号文書に同じ、本文略) 一八一 (卷之四十二 三二〇三号文書に同じ、本文略)
- 一六三 (卷之四十二 三〇八五号文書に同じ、本文略) 一八二 (卷之四十二 三二〇四号文書に同じ、本文略)
- 一六四 (卷之四十二 三〇八六号文書に同じ、本文略) 一八三 (卷之四十二 三二〇五号文書に同じ、本文略)
- 一六五 (卷之四十二 三〇八七号文書に同じ、本文略) 一八四 (卷之四十二 三二〇六号文書に同じ、本文略)
- 一六六 (卷之四十二 三〇八八号文書に同じ、本文略) 一八五 (卷之四十二 三二〇七号文書に同じ、本文略)
- 一六七 (卷之四十二 三〇八九号文書に同じ、本文略) 一八六 (卷之四十二 三二〇八号文書に同じ、本文略)
- 一六八 (卷之四十二 三〇九〇号文書に同じ、本文略) 一八七 (卷之四十二 三二〇九号文書に同じ、本文略)
- 一六九 (卷之四十二 三〇九一号文書に同じ、本文略) 一八八 (卷之四十二 三二一〇号文書に同じ、本文略)
- 一七〇 (卷之四十二 三〇九二号文書に同じ、本文略)
- 一七一 (卷之四十二 三〇九三号文書に同じ、本文略)
- 一七二 (卷之四十二 三〇九四号文書に同じ、本文略)
- 一七三 (卷之四十二 三〇九五号文書に同じ、本文略)
- 一七四 (卷之四十二 三〇九六号文書に同じ、本文略)
- 一七五 (卷之四十二 三〇九七号文書に同じ、本文略)
- 一七六 (卷之四十二 三〇九八号文書に同じ、本文略)
- 一七七 (卷之四十二 三〇九九号文書に同じ、本文略)
- 一七八 (卷之四十二 三一〇〇号文書に同じ、本文略)
- 一七九 (卷之四十二 三一〇一号文書に同じ、本文略)

(表紙)



薩藩例規雜集四

目錄

金座之事

銀座之事

御參勤料

御船手壁書

用心銀

起先枘目ノ事

文祿三年阿多差出帳

御船手御規帳

打米

酒醬類規

(以下八行、本文より補)

御忌例

公義法令鈔

乘輿願証狀

陪臣乗物駕籠願之覺

御目付前へ願之者差越時書札案

切支丹宗門証文付三枝撰津守へ問合

鉄砲改証文三枝撰津守へ問答

御預人有之時評定所式法圖并次第

京都道正庵并桂女由緒

佐土原島津家由緒

英彦山由緒

江戸御出入人名并御銀仕人数

大坂御銀仕并御出入商人

大坂中仕申立書

一八九

金座之事

金座後藤庄三郎小判・壹分判相極候事ハ、(家康)權現様御直ニ被仰付候段御証文無之、江州野洲郡小比枝村(小比江カ)ニテ五十壹石六斗二升被下、京都二庄三郎下シ小判師三十人計有之、諸国ヨリ集リシ金買取小判・壹分ニ吹立、極印賃百兩ニ付金壹兩被下、其外諸遣用ニ又壹兩被下由、金吹師(五拾カ)五人極リ有、庄三郎方ニテ申付候、又小判ノ事、関ヶ原陣七年以前庄三郎被仰付候、小判出来光次ヲ書記、関ヶ原以後ニ壹分判致出来候、此時小判・壹分共ニ極印被仰付、大判ハ前方ヨリ彫物師後藤四郎兵衛方ニテ出来致候ニ、今書判共ニ致候、並ニ(守カ)法馬モ四郎兵衛方ニテ仕、尤、金座ノ外ニ彫物後藤ト云也、庄三郎佐渡州ニテ毎年小判二万兩余吹立御納戸へ納候、諸国ヨリ寄金、座ニテ買取、小判程之金吹立致持參候、吟味之上小判・壹分ニ申付、尤、寄金ノ員數何方ヘモ断無之、天和三亥年マテ廿ヶ年平均ニ一ヶ年三万兩程有之

由、金吹師五人・小判師三十人極候也、小判・壹分吹時金改役人・小判師・金吹師ニ誓紙証文為書、庄三郎へ取置候、小判・壹分共銀銅吹マセ候事モ候ヘトモ、金二自ラ銅雜リ在之、吹分候ヘトモ金ノ出所ニヨリ交銅スキト退キ不申金モアリ、小判致候ヘトモ兩替下直也、

一九〇

銀座之事

年寄四人ノ内、一人ハ江戸壹ヶ年ツ、相勤、歳暮・年始・八朔御札勤申、京都へ上リ候節御暇申上候時、銀五枚拜領ス、一御運上銀ハ、寄銀三千九百九十貫目マテハ運上銀五百枚、寄銀四千貫目ヨリ五千九百九拾貫目迄ハ銀一千枚、寄銀六千貫目以上ハ千貫目ニ付二千枚宛差上候、一佐渡・但馬兩國ノ銀百貫目ニ付銅二十貫目入、丁銀吹立百拾貫五百目上納ノ定ナリ、但シ佐渡銀ハ銀ノ品勝能故、元禄七酉年御改申上候、一分通り銅ヲマシガヘ只ケ銀百貫目ニ銅三貫五百ナリ、合二十五貫目上納銀仕、残三貫目吹賃又之常是包(本ノマ)ニ其

外諸雜用ナリ、

一九一

(卷之十六 九六五号文書に同じ、本文略)

一石見銀百貫目ニ付銅二十二貫目入、丁銀吹立百拾九貫

一九二

(卷之十六 九六六号文書に同じ、本文略)

目上納、元ノ御銀ハ銀座請取御定ノ通り銅ヲ以テ合、

一九三

(卷之十六 九六七号文書に同じ、本文略)

其後常是へ役人付置、大黒極印為打、寄銀百貫目御銀

一九四

(卷之十六 九六八号文書に同じ、本文略)

位ノ銀ニシテ銅二十貫五百目入、百拾五貫目ニテ遣御

一九五

(卷之八 四二二号文書に同じ、本文略)

銀位ニ無之候銀ハタメシ候上相對有之、年中寄銀吹申

一九六

(卷之八 四二三号文書に同じ、本文略)

儀、何方へモ断不申、先年御運上銀差上候節、寄銀合

一九七

(卷之八 四二四号文書に同じ、本文略)

員数支配方へ書付差出シ、員数無間違誓紙ニテ仰付候

一九八

(卷之八 四二五号文書に同じ、本文略)

事、

一九九

(卷之八 四二六号文書に同じ、本文略)

一銀座吹申付誓紙ノ事、支配方へ差上申候、

二〇〇

(卷之八 四二七号文書に同じ、本文略)

一銀座支配ハ、先年ハ御留守居年寄衆支配ニテ、元禄二

二〇一

(卷之八 四二八号文書に同じ、本文略)

巳年ヨリ御勘定頭衆支配ニ成ル、

二〇二

(卷之八 四二九号文書に同じ、本文略)

一大黒作右衛門常是極印改相極、御銀吹賃トシテ銀子尅

二〇三

(卷之八 四三〇号文書に同じ、本文略)

貫目ニ付銀六兩ツ、被下候、

二〇四

(卷之八 四三一号文書に同じ、本文略)

但、銀座之外也、

二〇五

(卷之二十五 一三四三の1号文書に同じ、本文略)

一朱座ハ慶長十四年始テ被仰、沓ヶ年運上銀八百枚ツ、

二〇六

(卷之二十五 一三四四号文書に同じ、本文略)

毎年九月大坂へ致上納候、年頭・八朔ハ朱百目ツ、献

二〇七

(卷之二十五 一三四五号文書に同じ、本文略)

上、本朱ハ唐ヨリ渡来候ニ付、長崎ニ朱座ヲ相建置買

二〇八

(卷之二十五 一三四六号文書に同じ、本文略)

取申候、本朱ハ泉州堺ニテ仕立候事、

二〇九

(卷之二十五 一三四七号文書に同じ、本文略)

二二〇	(卷之二十五)	一三四八号文書に同じ、本文略)	二二九	(卷之二十五)	一三六七号文書に同じ、本文略)
二二一	(卷之二十五)	一三四九号文書に同じ、本文略)	二三〇	(卷之二十五)	一三七七号文書に同じ、本文略)
二二二	(卷之二十五)	一三五〇号文書に同じ、本文略)	二三一	(卷之二十五)	一三七八号文書に同じ、本文略)
二二三	(卷之二十五)	一三五一号文書に同じ、本文略)	二三二	(卷之二十五)	一三七九号文書に同じ、本文略)
二二四	(卷之二十五)	一三五二号文書に同じ、本文略)	二三三	(卷之二十五)	一三八〇号文書に同じ、本文略)
二二五	(卷之二十五)	一三五三号文書に同じ、本文略)	二三四	(卷之二十五)	一三八一号文書に同じ、本文略)
二二六	(卷之二十五)	一三五四号文書に同じ、本文略)	二三五	(卷之二十五)	一三八二号文書に同じ、本文略)
二二七	(卷之二十五)	一三五五号文書に同じ、本文略)	二三六	(卷之二十五)	一三八三号文書に同じ、本文略)
二二八	(卷之二十五)	一三五六号文書に同じ、本文略)	二三七	(卷之二十五)	一三八四号文書に同じ、本文略)
二二九	(卷之二十五)	一三五七号文書に同じ、本文略)	二三八	(卷之二十五)	一三八五号文書に同じ、本文略)
二三〇	(卷之二十五)	一三五八号文書に同じ、本文略)			
二三一	(卷之二十五)	一三五九号文書に同じ、本文略)			
二三二	(卷之二十五)	一三六〇号文書に同じ、本文略)			
二三三	(卷之二十五)	一三六一号文書に同じ、本文略)			
二三四	(卷之二十五)	一三六二号文書に同じ、本文略)			
二三五	(卷之二十五)	一三六三号文書に同じ、本文略)			
二二六	(卷之二十五)	一三六四号文書に同じ、本文略)			
二二七	(卷之二十五)	一三六五号文書に同じ、本文略)			
二二八	(卷之二十五)	一三六六号文書に同じ、本文略)			

二四八	(卷之二十五 一三八六の1号文書に同じ、本文略)	二六七	(卷之二十五 一四〇五号文書に同じ、本文略)
二四九	(卷之二十五 一三八七号文書に同じ、本文略)	二六八	(卷之二十五 一四〇六号文書に同じ、本文略)
二五〇	(卷之二十五 一三八八号文書に同じ、本文略)	二六九	(卷之二十五 一四〇七号文書に同じ、本文略)
二五一	(卷之二十五 一三八九号文書に同じ、本文略)	二七〇	(卷之二十五 一四〇八の1号文書に同じ、本文略)
二五二	(卷之二十五 一三九〇号文書に同じ、本文略)	二七一	(卷之二十五 一四〇八の2号文書に同じ、本文略)
二五三	(卷之二十五 一三九一号文書に同じ、本文略)	二七二	(卷之二十五 一四〇九号文書に同じ、本文略)
二五四	(卷之二十五 一三九二の1号文書に同じ、本文略)	二七三	(卷之二十五 一四一〇の1号文書に同じ、本文略)
二五五	(卷之二十五 一三九三号文書に同じ、本文略)	二七四	(卷之二十五 一四一二号文書に同じ、本文略)
二五六	(卷之二十五 一三九四号文書に同じ、本文略)	二七五	(卷之二十五 一四一三号文書に同じ、本文略)
二五七	(卷之二十五 一三九五号文書に同じ、本文略)	二七六	(卷之二十五 一四一四号文書に同じ、本文略)
二五八	(卷之二十五 一三九六号文書に同じ、本文略)	二七七	(卷之二十五 一四一五号文書に同じ、本文略)
二五九	(卷之二十五 一三九七号文書に同じ、本文略)	二七八	(卷之二十五 一四一六号文書に同じ、本文略)
二六〇	(卷之二十五 一三九八号文書に同じ、本文略)	二七九	(卷之二十五 一四一七号文書に同じ、本文略)
二六一	(卷之二十五 一三九九号文書に同じ、本文略)	二八〇	(卷之二十五 一四一八号文書に同じ、本文略)
二六二	(卷之二十五 一四〇〇号文書に同じ、本文略)	二八一	(卷之二十五 一四一九号文書に同じ、本文略)
二六三	(卷之二十五 一四〇一号文書に同じ、本文略)	二八二	(卷之二十五 一四二〇号文書に同じ、本文略)
二六四	(卷之二十五 一四〇二号文書に同じ、本文略)	二八三	(卷之二十五 一四二一号文書に同じ、本文略)
二六五	(卷之二十五 一四〇三号文書に同じ、本文略)	二八四	(卷之二十五 一四二二号文書に同じ、本文略)
二六六	(卷之二十五 一四〇四号文書に同じ、本文略)		

二八五 (卷之二十五 一四三三号文書に同じ、本文略)

女房

二八六 (卷之二十五 一四二四号文書に同じ、本文略)

子男女共

二八七 (卷之二十五 一四二五号文書に同じ、本文略)

兄弟姉妹及継父

二八八 (卷之二十五 一四二六号文書に同じ、本文略)

甥・従父兄弟男計

二八九 (卷之二十五 一四二七号文書に同じ、本文略)

子十二月廿六日

二九〇 (卷之二十五 一四二八号文書に同じ、本文略)

二九七

御科被仰付者之親類遠慮之覚

二九一 (卷之二十五 一四二九号文書に同じ、本文略)

一死罪ハ、忌掛リ候親類者御番遠慮、

二九二 (卷之二十五 一四三〇号文書に同じ、本文略)

一遠流ハ一父子兄弟伯叔父甥者御番遠慮、

二九三 (卷之二十五 一四三一号文書に同じ、本文略)

一御改易并御預ケ遠慮ニ同シ、

二九四 (卷之二十五 一四三二号文書に同じ、本文略)

一閉門ハ一父子兄弟御番遠慮、

二九五 (卷之二十五 一四三三号文書に同じ、本文略)

伯叔父甥御目見遠慮、

二九六

一逼塞ハ一父子御目見遠慮、

公義法令鈔

主人殺親類罪科

一貞享元年甲子極月主人殺之御仕置付而親類罪科之儀、

追放之面々

御老中御列座ニテ被相窺之、御相談之上被仰渡候書付、

重ハ、

主人殺者之親類罪科之覚

關東八ヶ国 武藏

大坂

堺

父母

津

奈良

伏見

長崎

大津 東海道筋 木曾路筋 駿州

甲州 尾州 紀州

輕八、

江戸十里四方 京都 大坂 大津

東海道 日光並海道

少輕八、

江戸十里四方 京都 大坂 堺

津 奈良 伏見 日光並海道

長崎 大津 東海道 甲府

久護屋(名カ) 和歌山 水戸

二九八

宝永八年辛卯 (正徳卜改元) 四月秋元(喬知)但馬守様ヨリ江

戸町奉行へ被成御渡候書付、

覚

一重追放

一中追放

一輕追放

一江戸何里四方追放

一江戸追放

右之通、五段二候哉、其所二書付可被出候事、

一改易

右、追放二ハ違候訳書付可被出事、

一追放之者刀脇差何方ニテ相渡違候哉之事、

一追放払追放次第何様ニ相分候哉之事、

以上、

二九九

秋元但馬守様へ町奉行衆ヨリ被差出書付之覚

一重追放

關東八ヶ国

武蔵 上野 下野 安房 上総 下総 常陸(相模脱カ)

一中追放

江戸十里四方 京 大坂 堺

東海道 日光 日光海道筋 名護屋

和歌山 水戸

一輕追放

江戸十里四方 京 大坂 東海道

日光 日光海道筋

一 江戸追放

右之通、六年以前戊八月廿四日被仰渡四段二分御座候、  
江戸五里四方追放申付候儀モ御座候、

一 改易

右改易者、申渡候得者宿へ罷帰、早速屋敷引払申候、

先二罷在候場所御構無御座候、追放ハ宿へ不罷帰直二  
常盤橋・呉服橋外ニテ追放シ、御構之場所軽重御座候、  
改易トハ違申候、

一 追放・追払ト誤違ヒ申候儀ハ、追放ハ右之通御構之場  
所軽重相立申候、追払ハ先一所遠追放申候迄ニテ御座  
候、刀脇差モ渡違申候、

丹羽遠江守

松野耆岐守

坪内能登守

武蔵 相模 上野 下野

安房 上総 下総 常陸

山城 摂津 堺 奈良

長崎 東海道筋 木曾路筋 駿河

尾張 紀伊

一 中道追放

江戸十里四方 京 大坂 堺

奈良 伏見 長崎 東海道筋

木曾路筋 日光 日光海道 名護屋

和歌山 水戸

一 輕御追放

江戸十里四方 京 大坂 東海道筋

日光 日光海道

一 江戸御追放

江戸十里四方

三〇〇

享保十乙巳年六月御定追放之事

一 重追放

三〇一

正徳三年巳五月十六日三奉行へ秋元但馬守

一 死罪除日

朔日

二日 八月・十二月計除可申候、

三日 七月計除可申、

四日 七月計除可申、

五日 八月計除可申、

七日

九日

十日

十一日

十二日

十三日

十四日

十五日

十六日

十七日

十八日

十九日

二十日

廿一日 六月・十月計除可申、

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

晦日 六月計除可申、

一死罪除月

正月

二月

三月

四月

五月

六月

七月

八月

九月

十月

右之通可相心得候、

御精進日前日毛死罪ノ外改易・追放等苦ケ間敷候、

但、十六日ハ改易・追放毛可相除候、以上、

乘輿願証狀

一筆啓上致候、拙者儀、当何年何歳罷成候、日本ノ神偽  
ニテ無御座候、依之乗物御断申上候、恐惶謹言、

年号月日

名判

御目付中不殘殿書、

表書之通紛無御座候、我等組ニ付  
支配ニ付裏判如斯御座候、

月日

右者、村紙二折、如書狀片面ニ書留候様可認之、若御目  
付中大勢ニテ片面難書留時ハ裏へ引返スヘシ、

陪臣乗物駕籠願之覚

一行年五十歳以後願之、

但、家老ハ乗物、其外ハ駕籠免許也、

一右願ノ事ハ主人書付ヲ以月番ノ御老中へ被申達、御老  
中ヨリ御目付衆へ被仰付、月番之目付衆へ被仰付、月  
番之御目付衆宅ニテ願之者誓詞血判致相濟之、

一御老中へ願之証文

苗氏仮名

右、私家来ニテ御座候テ当地差置用事申付、当年何十  
歳ニ御座候、何病氣ニテ馬上之勤難相叶御座候ニ付、  
乗物被遊御赦免候様奉願候、以上、

年号月日

堀周防守 居判

宛所ナシ

但、榊原式部大輔殿ヨリ八月番御老中注シタル由也、  
右之趣者向寄之御目付衆へ様子被相尋候上ニテ如左被  
認候、堀田筑前守御用番之節、留守居之輩ヲ以被達候  
処、件之趣御目付衆へ被仰渡候間、向寄ノ御目付衆へ  
願之旨差越、誓紙ハタサセ可然由御差図也、

御目付前へ願之者差越時書札案

一一筆致啓上候、私家老(家来方)何某ト申者当年何十何歳罷成候、  
当地差置用事申付候、持病眩暈其上不步行御座候、馬  
上難叶御座候、其身誓紙被仰付乗物御赦免被成可被下  
候、恐惶謹言、

年号月日

宛所御目付衆不殘銘々、

但、月番方ヲ先ニ住ス由、(注カ)尤、折紙也、

願人誓詞案

起請文

私儀、何十何歳罷成候、何持病御座候、馬上ニテハ奉公難勤御座候、依之周防守ヨリ乗物御赦免之御断申上候通御座候、右之趣於偽申上ハ、

式目之神文、尤、牛王ニ血判、

但、宛所御目付衆不殘様書也、

右者、御目付名一人之前ニテ血判シ、夫ヨリ御礼ニ御目付名不殘廻ル、

三〇五

切支丹宗門証文付三枝撰津守へ聞合

一切支丹宗門従前々無懈怠今以相改申候、先年被仰出候

御法度書ノ趣、又者切支丹宗ニ類族ノ者悲田宗共家来

下々知行所置迄透穿鑿候之処、怪シキ者無御座候、依

之譜代之者ハ寺受帖手前へ所置申候、年季一季居シ儀

ハ寺請帖受人方へ所置申候段請帖入召抱申候、知行所

ヨリハ旦那寺並名主・五人組方ケ村切ニ手形取置申候、

若相替御座候ハ、急度可申上、為後日証文仍如件、

年号月日

何之誰印書判

大久保淡路守殿

三〇六

鉄砲改証文三枝撰津守へ問答

一拙者知行所並御朱印地之寺社領共鉄砲之儀、入念相改

猥鉄砲打不申、且亦獵師輩畜類防ニ事寄要事仕間敷段

堅申付置候、為念証文如件御座候、以上、

年号月日

何之誰印書判

何之誰殿

三〇七

御預人有之時評定所式法図并次第

一御預人有之時ハ前日月番之御老中へ御預リ人之留守居

忝人被召寄、御同意有之事、

一当日御差図ノ場所人数差遺、評定所ヨリ一左右ヲ相待、

留守居之輩ハ若党一人・草履取一人召連評定所玄喚迄罷越、御徒目付衆へ相達候事、

一 右之節不斷歩行士老入評定所之内ニ入置候、御預人受取候、少前ニ又不斷乗物並六尺・物頭老入・目付老入・

馬廻老入・歩行士三人・足輕五人玄喚陸迄入置也、外

二 中間一人・足輕一人跡ニ残置、是ハ刀箱持也、

一 万事御徒目付衆へ伺之、御徒目付衆差図有之、

一 広間ヨリ四間奥迄罷越時、寺社御奉行衆ヲ始其外御役

人衆御列座ニテ被仰渡、長口上成故書付候へトノ儀也、

懷中硯ニテ書付置、御目付委細ノ趣御加付之事、

一 其後御徒目付衆同道ニテ御預人之居候所へ參候得ハ、

御徒目付被引合同道可仕旨被申渡、其時縁側通り北ノ

行当式台ノ際一枚戸ノ所迄致同道大事ノ御預人ノ時ハ脇差ヲ差置、此所

ニテ式台へ物頭目付可呼上、三人ニテ乗物ニ乗スル、

此時御徒目付衆差図(差目)候得ハ伺御預人之衣類又ハ懷中

鼻紙袋等迄改之、乗物ノ錠ヲヲロシ網ヲ掛ケ、留守居

相残り刀脇差改之、請取候テ乗物ノ跡へ為持候事、

一 御預人有之旨御内談ノ時人数積リ人数所置之儀伺之事、

一 御預人之家来途中ニテ逢申度旨ヲ申、又ハ金銀遣度申

候事有、荒ラケナク不申、何某へ御預ノ間屋敷へ追テ可參旨断之近辺へ寄付申間敷候事、

一 御門ナト通候節ハ先達テ断之可申事、

一 路頭ノ人不及扨、

但、御三家杯御通候ハ、留守居輩先達テ可及御断事、

一 受取相濟、御用番ノ御老中へ相届候事、

一 御預人屋敷(差目)差候得ハ其儘致行(差目)衣類帶迄着替サセ候

事、

一 大事御預人之儀ハ小路々々ニモ見隠二人差置候事、

一 朝夕御馳走ハ其人体ニ寄ルヘシ、相伴人ハ無之事、

一 御尋之儀有之、御預人評定所へ被出呼時ハ受取候時之

人数ニテ評定所玄喚迄囲ヒ參リ、御徒目付衆へ相渡候

事、

重而伺之覚

一 御預人対面アルヘキヤノ事、

一 扇子・楊枝・鉢・毛拔髮杯ヲ可相渡哉ノ事、

一 御預人之親類・家来等ヨリノ書状・金銀杯内見致サセ

届ケサセ可申哉之事、

一 御預人在在所へ差越、途中ニ而相煩候ハ、度逼(ママ)為医師之

御差図請可哉、又々手医之薬ニテ差置可申候事、

三一七

(卷之四十八 三六七八号文書に同じ、本文略)

一御預人家来入用之儀、夫々ニ応シ御人給候事、

三一八

(卷之四十八 三六七九号文書に同じ、本文略)

御預人有之時大体受取人数之覺

三一九

(卷之四十八 三六八〇号文書に同じ、本文略)

一物頭羽織二人・同大目付壹人・馬廻士同三人・麻上下

三二〇

(卷之四十八 三六八一号文書に同じ、本文略)

留守居人・馬廻士七八人、是ハ馬ヲモ引セ羽織計ニテ

三二一

(卷之四十八 三六八二号文書に同じ、本文略)

乗物ヲ取廻シ供ス、歩行士五六人・足輕対之羽織、棒三四十持錢カ

三二二

(卷之四十八 三六八三号文書に同じ、本文略)

ハ不持、旭有之時ハ卷ツタ、刀箱乗物ノ後ニ持錢持錢カ騎馬ノ外ニ

三二三

(卷之四十八 三六八四号文書に同じ、本文略)

率馬大丁十疋計、

三〇八 (卷之四十八 三六六八号文書に同じ、本文略)

三〇九 (卷之四十八 三六六九号文書に同じ、本文略)

三一〇 (卷之四十八 三六七〇号文書に同じ、本文略)

三一一 (卷之四十八 三六七一号文書に同じ、本文略)

三一二 (卷之四十八 三六七二号文書に同じ、本文略)

三二三 (卷之四十八 三六七三号文書に同じ、本文略)

三二四 (卷之四十八 三六七四号文書に同じ、本文略)

三二五 (卷之四十八 三六七五号文書に同じ、本文略)

三二六 (卷之四十八 三六七六号文書に同じ、本文略)

三二七 (卷之四十八 三六七七号文書に同じ、本文略)

薩藩例規雜集

五

薩藩例規雜集五

目錄

- 角入前髮取ノ事
- 湯治其外諸御暇ノ事
- 登城退出時間
- 医道修行ノ事
- 他所御暇ノ事
- 永御暇
- 他国居住
- 披露御届ノ事
- 火災届ノ事
- 搜索願ノ事

變死者届ノ事

盗人届ノ事

以上十二条

都城飢肥論山始末

御中間由緒

福昌寺大庫裏普請

上野新右衛門代々壳薬由緒

伊勢家代々俸給由緒

刀工正清由緒

端午佳節騎馬人形之由来

忌服制度

国曆来由

虎革鞍蓋泥障ヲ用ラル由来

網代乗物由来

御船印ノ由来

忠久公住吉社傍ニ於テ御誕生ノ概略

牡丹御紋章ノ由来

頼朝公母衣ノ由来

苗代川村朝鮮人ノ由来

(次行、本文より補)  
寛政元酉田叔布令

薩藩例規雜集五

三三八	(卷之四十二 三二一〇号文書に同じ、本文略)
三三九	(卷之四十二 三二三一号文書に同じ、本文略)
三四〇	(卷之四十二 三二三二号文書に同じ、本文略)
三四一	(卷之四十二 三二三三号文書に同じ、本文略)
三四二	(卷之四十二 三二三四の1号文書に同じ、本文略)
三四三	(卷之四十二 三二三五号文書に同じ、本文略)
三四四	(卷之四十二 三二三四号文書に同じ、本文略)
三四五	(卷之四十二 三二三六号文書に同じ、本文略)
三四六	(卷之四十二 三二三七号文書に同じ、本文略)
三四七	(卷之四十二 三二三八号文書に同じ、本文略)
三四八	(卷之四十二 三二三九号文書に同じ、本文略)
三四九	(卷之四十二 三二四〇号文書に同じ、本文略)
三五〇	(卷之四十二 三二四一号文書に同じ、本文略)
三五一	(卷之四十二 三二四二号文書に同じ、本文略)
三五二	(卷之四十二 三二四三号文書に同じ、本文略)
三五三	(卷之四十二 三二四四号文書に同じ、本文略)
三五四	(卷之四十二 三二四五号文書に同じ、本文略)
三五五	(卷之四十二 三二四六号文書に同じ、本文略)
三五六	(卷之四十二 三二四七号文書に同じ、本文略)
三三七	(卷之四十二 三二二九号文書に同じ、本文略)
三三六	(卷之四十二 三二二八号文書に同じ、本文略)
三三五	(卷之四十二 三二二七号文書に同じ、本文略)
三三四	(卷之四十二 三二二六号文書に同じ、本文略)
三三三	(卷之四十二 三二二五号文書に同じ、本文略)
三三二	(卷之四十二 三二二四号文書に同じ、本文略)
三三一	(卷之四十二 三二二三号文書に同じ、本文略)
三三〇	(卷之四十二 三二二二号文書に同じ、本文略)
三二九	(卷之四十二 三二二一号文書に同じ、本文略)
三二八	(卷之四十二 三二二〇号文書に同じ、本文略)
三二七	(卷之四十二 三二一九号文書に同じ、本文略)
三二六	(卷之四十二 三二一八号文書に同じ、本文略)
三二五	(卷之四十二 三二一七号文書に同じ、本文略)
三二四	(卷之四十二 三二一六号文書に同じ、本文略)

三五七	(卷之四十二 三一四八号文書に同じ、本文略)	三七六	(卷之四十二 三一六八号文書に同じ、本文略)
三五八	(卷之四十二 三一四九号文書に同じ、本文略)	三七七	(卷之四十二 三一六九号文書に同じ、本文略)
三五九	(卷之四十二 三一五〇号文書に同じ、本文略)	三七八	(卷之四十二 三一七〇号文書に同じ、本文略)
三六〇	(卷之四十二 三一五一号文書に同じ、本文略)	三七九	(卷之四十二 三一七一号文書に同じ、本文略)
三六一	(卷之四十二 三一五二号文書に同じ、本文略)	三八〇	(卷之四十二 三一七二号文書に同じ、本文略)
三六二	(卷之四十二 三一五三号文書に同じ、本文略)	三八一	(卷之四十二 三一七三号文書に同じ、本文略)
三六三	(卷之四十二 三一五四号文書に同じ、本文略)	三八二	(卷之四十二 三一七四号文書に同じ、本文略)
三六四	(卷之四十二 三一五五号文書に同じ、本文略)	三八三	(卷之四十二 三一七五号文書に同じ、本文略)
三六五	(卷之四十二 三一五七号文書に同じ、本文略)	三八四	(卷之四十二 三一七六号文書に同じ、本文略)
三六六	(卷之四十二 三一五八号文書に同じ、本文略)	三八五	(卷之四十二 三一七七号文書に同じ、本文略)
三六七	(卷之四十二 三一五九号文書に同じ、本文略)	三八六	(卷之四十二 三一七八号文書に同じ、本文略)
三六八	(卷之四十二 三一六〇号文書に同じ、本文略)	三八七	(卷之四十二 三一七九号文書に同じ、本文略)
三六九	(卷之四十二 三一六一号文書に同じ、本文略)	三八八	(卷之四十二 三一八〇号文書に同じ、本文略)
三七〇	(卷之四十二 三一六二号文書に同じ、本文略)		
三七一	(卷之四十二 三一六三号文書に同じ、本文略)	三八九	
三七二	(卷之四十二 三一六四号文書に同じ、本文略)		
三七三	(卷之四十二 三一六五号文書に同じ、本文略)		
三七四	(卷之四十二 三一六六号文書に同じ、本文略)		
三七五	(卷之四十二 三一六七号文書に同じ、本文略)		

都城飢肥論山始末

庄内都城棍山論山ハ、寛永四年日州飢肥伊東修理大夫  
祐慶封内ノ民棍山山中ニ来リ、船ヲ造ルノ材木ヲ伐ル、  
 棍山ノ民等出テ是ヲト、ム、飢肥ノ民等我領内トイフ、

遂ニ争論トナリ家久公ニ達シケルニ、伊東氏小邑ノ主、材木ニ乏シカルヘシ、ト、ム所ノ材木コトゴトク彼民等ニ与フヘシ、飢肥ノ民等歡テ取ル、然レトモ此山ヲ論スルコトヤマズ、巡見使ノ巡ルニ逢フテ飢肥ノ民等はヲ訴フ、上使聴カス、又数年ノ後巡見使ニ言ス、亦聞レス、延宝二年飢肥ノ民市右衛門江戸ニ至リ奉行所ニ訴フ、市右衛門力奏書ニ裏書シテ梶山ノ民（弥早右衛門カ）弥早右衛門及ヒ二人ヲ召ス、來年四月ヲ以テ期トス、光久公老臣ニ命シテ議セシム、諸老臣等胥議シテ曰、土地ハ貪ルニ足ラス、小邑ノ主ト争ハスシテ大國ノ大慶ヲ見スヘシ、官ニ訴テ太平ノ世争論アルヘカラス、薩隅日三州高祖忠久封地ニシテ、昔時飢肥ハ新納近江（忠統）ニ預ケ、繼テ島津修理亮之ヲ領シ、後二伊東氏ニ掠取ラル、十年ヲ経テ天正中修理大夫義久伊東氏ヲ逐テ故地ヲ復ス、大閣秀吉征西ノ日伊東氏ニ賜テ今ニ至ル、論地理非ヲ論セス伊東氏ニ与ン事ヲ命セヨ、謹テ命ヲ奉セシ、議定而公ノ聞ニ達ス、於是江戸在勤之國老新納又左衛門（久丁）・島津出雲（久竹）達ス、不肯シテ曰、太平ノ世争論セストイヘトモ挟ム事アルニ似タリ、理非ヲ論セス彼ニ与ヘヨト令セヨト訴フ、大ニ不可ナリ、

窃ニ事ヲ議スル所謂四分六分ノコトキ誠ニ然リ、奏書ヲ公義ニ訴ヘ理非決断ノ場ニ於テ有司事ヲ決スルニ、理非ヲ論セサレハ訴フル甚謂レナシ、國家ノ政法理ヲ曲ケヨト云ニ同シ、終ニ此議ヲ止ム、於是官ニ告テ曰、論スル所既ニ五十年、悉ク有司ノ論ニシテ小民ノ知ル処ニアラス、就中梶山山家ノ土民言語不通、庭ニ詣テ事ヲ論スル類ニ非ス、家臣一人ハ河野六郎兵衛通古一人ヲ出シテ爰ニ是津曲清兵衛ナルヘシト議定ルヲ論セン、奉行所ヨリ令ニ曰、今ヤ國郡ノ主地ヲ論スル國家ノ論ナリ、故ニ小民ノ論ニアラサレバ官是ヲ聴カス、國老等士人ノ練達セルヲ土民ト称シテ出サント議ス、是欺罔ノ術ナリ、成敗ハ天ニ在リ、偽ヲ以テ勝ンハ快カラスト亦止ム、奉行又令シテ曰、二邑ノ民爰ニ誓書ヲ遣シ論地ニ出テ繪図・山形ヲ作ラシム、事終テ六月二邑ノ民東武ニ至ル、飢肥ノ民伶俄倭聞ニ是レリ、梶山ノ弥早右衛門等嗣野朴陋言語訖々舉ル処ナシ、奉行決シテ論地ヲシテ飢肥ニ屬ス、國中大二望ヲ失ス、

初伊東氏論地ノ首尾、家老伊東彦岐俄ニ乱心シテ切腹ス、大ニ是ヲ密ス、伊東氏ノ浪人アリ、内通シテ曰、数十年此論ヲ催シテ西川越州公・松平右衛門佐公ヲ因

ミ、寄親トシ東武有司ニ賄賂ヲ行ヒ既ニ<sup>(空白)</sup>「」ヲ得ルニ

因テ此論ヲ起スト、於是御内用御頼ノ面々へ御内意有

ケルニ、頃年奥州南ニ論地アリ、公付ニ及フトイヘト

モ決セス、論地トシテ置クヘキノ命アリ、此論モ亦如

此ナルヘシ、其外内聞皆如此々々、山中立会絵図調ノ

時、伊東ノ民山中ニ精カラス、所々ノ小名ヲ知ラス、

梶山ノ民等悉ク是ヲ知テ絵図ニ記ス、由之此論ニ勝ツ

ヘシ、人皆思ヘリトイフ、

梶山在番ノ事、寛永・正保ノ頃ヨリ市来肥前在番仰付ラ

ル、其後木脇民部左衛門遣サル、此郷民家臣一人五石ノ

年俸ヲ賜フテ在番ノ下役タリ、是ヲ主取トイフ、主人ヨ

リ役屋敷<sup>高三斗七</sup>ヲ与フ、明曆三年光久公御意ノ趣国老

新納右衛門久詮奉リ都城役人へ左ノ通達セラル、

先年飢肥境材木出合之儀共候、其後鹿兒島ヨリ番衆被

召置、頃日迄木脇民部左衛門被仰付置候、自今以後從

鹿兒島者被仰付間敷候、都城ヨリ入念候衆へ被申付可

然候、題目御心得可入儀ト直ニモ鹿兒島へ申上候様被

仰出候条可被下候、以上、

二月十日

平田

狩野

北郷清兵衛殿

川上四郎右衛門殿

北郷次右衛門殿

延宝五年七月津曲清兵衛在番仰付ラル、是ヨリ交代シテ

鹿兒島ヨリ遣ハサル、元文元年八月止メラル、島津筑後

久茂へ番所御預仰付ラル、家臣・番人・与頭へ年俸五石

ヲ賜フ、明治二年又中馬源太夫へ在番被仰付、

梶山在番小頭、役料米七斗余、役屋敷四斗六合、梶山

麓士へ申付ラレ領主ヨリ取ラセラレ候、明曆三年在番

遣サレサルニ及シテ小頭二人遣シ、其後在番遣サル時

ヨリ一人ニ減シ今ニ至テ然リ、在番人八人、役屋敷四

斗六合ツ、同所士申付ラレ相勤ム、梶山麓辺路番六ヶ

所番人等四家、梶山裏辺路番十二ヶ所百十三家、

寺柱番之事、古ヨリ領主ヨリ番人申付ラル、番人十六人、

役料高七斗ツ、主取二人、高六石モ役料米八斗四升七

合ツ、領主ヨリ取ラセラル、寺柱辺路番一ヶ所番人一家、

小鷲巢番人一家、北田部番所番人一家、南田部番所番人

一家、石原番所番人六家、主取一人、石原辺路番所番人

一家、領主ヨリ申付ラル、

梶山辺路番人百十三家山野仕明イタシ、高六十石壹斗九升四合四勺八才前々ヨリ無年貢ニ仰付置カル、万治二年竿ヲ入ラレ年貢仰付トイヘトモ、寛文五年北郷家<sup>(持カ)</sup>侍高ノ内ヲ除カレ、帖佐与御高ニナサレ年貢ヲユルサル、数十年経テ明和元年賦米上納仰付ラル、万治御支配帳奥書左ノ如シ、右高ノ外六十石壹斗九升四合五勺ハ都城之内梶山浦へ為番手家来之者十五人モ召置候、前々者右高無納地ニ而番之者致作式堪忍仕候処、亥年御支配之砌竿入如御定代致取納、付役十五人行廻身人不相統候由、役人衆ヨリ就被申出此節右高如前々作取ニ被成免許之由、御老中任御引付別所へ右通他出故、我々判形ニ而消除者也、

寛文五年七月廿二日

御支配所

鎌田後藤兵衛

丹生弥兵衛

比志嶋内記

伊東六右衛門

三九〇

御中間由緒一名御口之者

御中間ハ昔時 忠久公ニ從テ薩州ニ来リ、御馬御鷹役ヲ勤タルトイフ、其子孫慶長年中ニ至テ初テ御馬屋付卜格式ヲ定ラル所謂、

小川与三左衛門 湯前喜左衛門 益山長左衛門

小田七左衛門 松山善助 江口藤兵衛

石川庄助 辻元孫右衛門 鳴海与兵衛

小幡清兵衛 今村吉右衛門 上野源太左衛門

古川与左衛門 山元大藏之丞 井上権兵衛

上野与作 石川隠岐守 広瀬市右衛門

橋口对馬守 朝川弥次郎 黒木弥五右衛門

井上早兵衛 湯前弥次郎 春口平右衛門

御中間名替之節ハ貴聞ニ達シ仰付ラレケレトモ、近世其儀ヲ改ラル、所々功アル事少カラス、朝鮮国虎狩ノ時ハ

上野権右衛門虎ニ向ヒ働ラキ、終ニ嚼レテ死ス、泗川御

利運ニハ忠恒公敵ヲ追セラレ橋ニ乗カケ玉フ処ヲ、上野

对馬御馬ニスカリ、大将ノ軽々シク渡玉フ橋ニアラスト

諫奉リ、大ニ怒玉ヒ鞭ヲ以テ对馬カ面ヲ打擲ナサレ面中

ニケ所ヲ傷ク、对馬猶放サスシテ御馬ヲ引カヘス、此橋

引橋ニテ踏ハ落ルカヤウニコシラヘタリ、明日相知レ、

橋口苗字仰付ラレ甚感賞シ玉フ、此時野崎・川口・松山御供シケル、肥前国名護屋ニ於テ御刀ヲ小川与三左衛門ニ給ヒ、高麗ニテ大迫十助へ給フ、子孫今ニ藏ム、関ヶ原御退陣ノ時小川与三左衛門・江口作兵衛・橋口対馬(奉憲)・有馬喜右衛門從ヒ奉ル、路次ニ於テ対馬民家ニ入り、釜ヲ盗ミ数々飯ヲ炊テ奉ル、猶褒美トシテ九寸五分鎧通ヲ賜フ、釜ト同シク子孫ニ伝フ、此時対場ノ御馬ハ福山野ノ小紫トテ黒栗毛ナリ、御鞍置ナカラ乗捨ラル、依之四人ノ御中間胥議シ、小川・江口走り帰り御鞍ヲ解キ各肌ニツケテ帰国ス、御帰国ノ後御高・御感状自ラ是ヲ給フ、此鞍日続ノ鞍ト号シ世々ノ御譲トナル、龍伯公(義公)分御居住ノ比有馬九七・木源藤相ツトメ御高八石ツ、給フ、二男三男マテモ召出サレ人数重ラレシニハ外城士ヨリ仰付ラレ、御仮屋番衆中並ニ勤ム、御用心トシテ綾・出水・阿久根へ召置カレ、格式モ宜シカリシヲ、近世札改始マリ片書苗字仰付ラル、御中間等歎訴ストイヘトモ達セス、

三九一

福昌寺大庫裏普請

福昌寺大庫裏普請ノ時ハ御名代吉野ヨリ茅ヲ負ヒ下ラル、事ナリトソ、延宝三年閏四月二十五日福昌寺日帳ニ大庫裏葺茅下之、為御名代今日權兵衛様後老殿久保ト稱ス、市太夫久誓ノ養父、吉野之内帯迫御登セ被成候、大重仲兵衛殿御供被成候、御備三本道具・対挾箱・茶弁当踏込、左候而、茅一把帯迫ヨリ福昌寺御門迄御負被成候、彼方ヨリ東堂様福昌寺惣大工老入御門迄被為出合ニテ、右茅被為受取タル由ニ候、其後内々御入被成候而御料参供衆不殘客殿ニテツクネメシ被下候、福昌寺へ重一組・引茶ナツメ一ツ被遣候、

三九二

上野新右衛門代々売業由緒

上野新右衛門合業御領國中商買一手受高事、新右衛門星ノ万多羅トイフ物ヲ家藏ス、光久公ノ聞ニ達シ、御覽ノ後河野道腴ヲ以テ進上仕間敷哉ノ旨仰下サル、依之御受申上事、此時公星御信仰アリ、甚此物ヲ悦ヒ玉フトイフ、新右衛門身上困窮ノ由聞召サレ、渡世ノ助ニナルヘキ事ヲ訴フヘキ旨仰出サル、新右衛門医術ヲ知ル故ニ合業御領国一手売ノ頼モ申旨、五代少左衛門ヲ以テ頼ノ如

ク免許セラル、於是其子仲兵衛、其子納右衛門三代一手  
売主取シテ葉ヲ売ラシム、吉貴公御隠居ノ後、鎌十郎合  
葉売ノ頼町人名寄ヲ以願出免許セラル、上野家ト二手二  
売ル、納右衛門願ニ由テ鎌田氏ヲ留ラル、納右衛門死後  
其子産九郎程ナク死ス、子ナシ、上野道伯養嗣トナリ又  
一手売ヲ願ヒ出、願之通免許セラル、

三九三

伊勢家代々俸給由緒

伊勢貞昌へ公方家ヨリ俸ヲ給フ事ハ寛永七年家光公桜田  
御屋敷へ御成ノ時ト、島津下野久元ト二人更ニ献上ノ品  
アリ、御目見ニテ拾十・銀二百枚ツ、賜リ、秀忠公  
御成ニモ別ニ献賜アリ、又 秀忠公ノ命ニヨリ奉書ヲ賜  
フテ西丸ニ於テ能杯仰付ラレ、御料理マテ下サル、恩賜  
<sup>(辨カ)</sup>倍臣ノ格ニ非ス、初家久公窃ニ御思慮ノ故アリ、御妻子  
ヲシテ江戸へ御住居アリタキヨシ、御老中土井大炊頭利  
勝貞昌ト善キヲ以貞昌利勝ニ告ク、秀忠公ニ達シ、天  
下泰平ノ基是ニ過ヘカラストノ上意ニテ道中御伝馬ヲ賜  
フ、於是寛永元年冬国夫人御子等ニ至リ鹿兒島ヲ發シ、

明年四月十二日江戸ニ着キ給ヒ、貞昌妻子モ江戸ニ居ラ  
シム、是ヨリ諸公ノ妻子悉ク江府ニ至ル、故ニ寛永十六  
年米五百俵ヲ貞昌ニ賜ヒ、同十八年卒去ノ時ニ至ルマテ  
年々はヲ賜フ、

三九四

刀工正清ノ由緒

大樹吉宗公、日本國中ノ劍工ヲ江戸ニ召シ刀ヲ造ラシム、  
於是薩州ヨリ宮原清右衛門正清<sup>鹿兒</sup>・玉置小市安代<sup>喜入</sup>  
召ニ応シテ至ル、是ヨリ先キ二人カ作ル処ノ刀ヲ御献上  
有シニ因テナリ、二人營ニ登リ御腰物杯仰付ラレ且刀ヲ  
作ルノ沙汰ヲ尋ラル、且正宗二柄・貞宗一柄・則重一柄  
杯仰付ラレ、是有司ノ外木阿弥杯ニモ仰付ラレサル所ナ  
リ、汝等大ナル宜加<sup>(莫カ)</sup>ニ叶ヘリトノ挨拶ナリ<sup>享保六年</sup>、享  
保六年正月十六日ヨリ浜御殿ニ於テ作ル、目付二人檢使  
タリ<sup>二人芝郎ヨリ</sup>、刀成就シテ後銀十枚ヲ賜ヒ、且向後勝  
タル打物ニハ葵一葉鍔下ニ彫刻スヘキノ旨免許セラレ繪  
形ヲ賜フ、帰国ノ後太守吉貴公御感狀ヲ賜フ、御記録奉  
行肥後藤之丞草之、

今度依 台命、其方事被召呼、於江戸浜御殿打物仕致  
献上候処、御氣宇相協、御紋葵一葉ノ絵図并白銀十枚  
納領之、自今以後為勝打物者右一葉之葵鍾下可致彫刻  
之旨被仰渡、宜加之至於御領国前代未聞之事也、依之  
此節受領被仰付畢、猶以向後出精拙丹誠可勤家業者也、

年号月日

御花押

正清ハ主水正、安代ハ主馬首ト受領ス、此時奥惣兵衛国  
平御用ハ無之トイヘトモ、正清・安代ニ劣サル打物ノ由  
ニテ江戸ヘ差遣サレ、其趣仰出サレ御腰物奉行ヨリ御城  
ニ召シ打物ノ様子段々尋ネラレ、其後御用無之、ムナシ  
ク帰国ス、

我国陶多シ、所謂帖佐焼・立野焼・苗代川焼ノ類ナリ、  
名器ヲ以天下ニ称セラル、俗ニ帖佐焼ハ我国古来ノ陶ナ  
リ、故ニ古帖佐焼アリ、苗代川焼ハ朝鮮人伝来ノ器ナリ  
トイフハ非ナリ、又立野焼ハ陶工星山・有材<sup>(村カ)</sup>ニ氏立野  
ニ住スレハナリ、星山氏其先朝鮮国星山トイフ所ニ住ス、  
帖佐ニ来リ陶ヲ業トス、是ヲ古帖佐焼トイフ、今ノ帖佐  
焼ハ其流ナリ、星山氏鹿兒島立野ニ移テ焼ク、是ヨリ立  
野焼トイフ、朝鮮人ヲ苗代川ニ移シ玉フノ時、産業ナキ

カ故ニ陶ヲ星山氏ニ学ハシメテ産業トセシム、是ヨリ今  
日ニ至苗代川焼トイフ、

三九五

端午佳節騎馬人形ノ由来

本朝ノ俗、端午騎馬人形ヲ造リ、及ヒ昇ヲ立ツ、或ハ去  
家康公撰州大坂秀頼卿ヲ代玉<sup>(後カ)</sup>フ時、端午京師ヲ発ス、自  
是天下統一ニ帰シ万民大平ノ化ニ浴ス、故ニ是ヲ表シテ  
然リトイフ、或ハ去人王四十九世光仁帝天応元年蒙古筑  
紫ニ寇ス、五月五日皇子早良親王軍ヲ発シテ是ヲ破リ、  
是今ノ人形昇ノ濫触<sup>(觸カ)</sup>ナルヘシトイフ、

三九六

忌服制度

一義服

骨肉ノ分ナク親戚ノ属モナケレトモ、恩愛ノ情アルニ  
因義ヲ服スルナリ、伯母・叔母ノ為ニ齊衰期年シ、兄  
弟ノ妻ニ服スル如キ、婦人夫ノ為ニ服シ、夫ノ父母諸  
親ノ為ニ服スルコトキ是ナリ、

一 加服

カ、テ重々スルナリ、婦孫・祖父母ノ為ニ重キヲ承レハ斬衰ヲ服スルカコトキ、重キヲ承ルトハ嫡子其父ニ先テ死シ、婦孫・嫡孫其祖父ノ繼嗣トナルヲ承重ト云ナリ、

一 降服

降シテ輕クスルナリ、凡男子人ノ後トナリテ其本姓ノ親族ノ為ニ服シ、女子出稼(嫁カ)シテ私親ノ為ニ服スルニ皆一等ヲ降スナリ、降ハ、正服斬衰ハ降服齊衰不杖期ナリ、正服齊衰不杖期ハ降服大功也、大功ハ小功ニ降シ小功ハ總麻ニハ無服ナリ、

一 祖免

祖ハ上服ヲ祖ナリ、免ハ一寸ノ布ヲ以テ髮ヲ括ルナリ、五世ノ祖ノ属アルハ五服ノ外ナルユヘ總麻ヲモ服セス、其喪ニ遇ヒ其葬ニ会スルニハ只祖免スルナリ、

一 報服

彼我為ニ服スレハ我モ亦彼カ為ニ服ス、彼我為ニ降スレハ我モ報服ヲ降スナリ、

一 フチコロモ

本朝古昔ノ喪服ナリ、古歌ニ、カキアレハ今日スキステハフチコロモハテナキモノト涙ナリケリ、是喪服ヲヌキテ吉服ニ改テヨメル歌ナリ、今ハ服ノ名ノミアリテ服スル事ナシ、

一 無服

從祖兄弟ノ妻	族兄弟ノ妻	再從姪婦
從姪孫婦	曾姪婦	曾姪孫婦
玄孫婦	外曾祖父母	舅母
從舅	從姨	族曾祖姑夫
王姑夫	族祖姑夫	姑夫
從姑夫	族姑夫	姨夫
姉夫	妹夫	從姉夫
從妹夫	再從姉夫	甥夫
姪女婿	從姪女婿	再從姪女婿
內姪	外孫婦	離孫
婦孫	從孫女婿	從姪孫女婿
曾孫女婿	曾姪孫女婿	玄孫女婿

国曆来由

国曆用ラル事

忠久公御入国ノ時、遠国タルカ故ニ頼朝ヨリ曆士一人付遣サレ、世々国曆ヲ行ハル、トイフ、本田与一右衛門ハ初メ島津圖書家臣ナリ、曆学ヲ以依々御城下士ニ仰付ラレ、其子武兵衛無役中通ヲユルサレ江都天文生渋川氏ノ門人タリ、磯永孫四郎初ノ士ナリ、本田氏カ弟子ナリ、後ニ東都ニ至リ渋川氏ニ学ブ事数年、宝曆<sup>(マ)</sup>壬戌新曆改曆ノ時京師ニ至リ、土御門家ノ門生トナリ留ルコト数年、新曆ノ法ヲ伝テ帰国ス、

今度改曆ニ付薩州国曆被相改、先規ノ通新国曆有之度、右付テハ曆役磯永孫四郎兼テ門下ニ被付置候間、新曆令伝授候様委細先達テ被示越候趣、則関東へ相伺候処、先規ノ通可取計旨被仰出ノ条、新曆法用並右孫四郎へ伝授等ノ儀相達候、以上、

子閏十一月廿日宝曆六年 土御門三位

孫四郎帰国ノ後代々 御城下士被仰付、則著述ノ新曆國中ニ頒行ハル、

虎革鞍蓋泥障ヲ用ラル由來

御家ニ用ラル、ハ家久公へ御水尾<sup>(後水尾カ)</sup>帝寮ノ御馬ヲ賜フノ時、虎革ノ泥障ヲ掛置レタルニヨルナルヘシトイフ、今虎革鞍蓋ヲ用ラル、ハ御三家、松平出羽守、松平肥後守・薩摩・陸奥、細川安芸・長門、松平信濃守、鍋島備前守、上杉大炊頭、松平伊予守<sup>田</sup>、宗対馬守、喜連川ノ外ハ是ナシ、

網代乗物ノ由來

網代輿、御家ニ用ラル、ハ近衛家ヨリ御給リ、ソレヨリ世ニ用ヒラル、ナルヘシトイフ、戸ノ腰ハ板ナリ、公方家ノ輿ハ惣網代ナリトイフ、武家ニ網代輿ヲ用フル事外ニ聞カス、

塗物<sup>■</sup>ノ輿ハ松平越中守外ニナシトイフ、其先祖公方家ノ危難ニ代テ御輿ニ乗テ救ヒ奉リシユへ、代々ユルサルトイフ、

四〇〇

御船印ノ由来

御家ノ船初ノ帆八十文字ノ御紋ナリ、網貴公ノ時下黒ニカヘラル、火消羽織ノ目印ハ初肩ニアリシヲ、下八寸ニカヘラル、帆ハ少シ下リナルヲ以如此カヘラルトイフ、江戸田町御屋敷ノ前ニ小早船一艘ツ、繫キ置カレ、御船手水手江戸詰仰付置カレ、平日御屋敷中火用心触ラ職トス、近年船ヲ止ラレ火用心触ハ足輕二代ルトイフ、

四〇一

忠久公住吉社傍ニ於テ御誕生ノ概略

島津主計久於、京都近衛諸大夫進藤修理亮・今大路治部少輔ヘ参会ノ時、忠久公撰州住吉ニテ御誕生、翌日近衛基通公住吉社參ノ時、嬰兒ノ鳴声ヲアヤシメラレ、子細ヲ尋聞キ、御車ニ哉御婦參御養育ノ由主計物語有之処ニ、兩人初テ承、島津家ハ近衛家ト昔時ヨリ由緒有之儀ト承伝候、扱ハ右御家伝ノ御咄承弥感心仕候間、其趣御書付被出、度々御家門父子ヘ可申上ト所望ニ付書付被遣、御父子ヘ被懸御目、御挨拶ノ趣兩人ヨリ被申趣云々、

四〇二

牡丹御紋章ノ由来

近衛家御一門ノ列ニカヘラレ、牡丹等ノ御紋所御賜ハ義久公ノ御時ナリ、

從御家門様被成下御書候、謹頂戴仕候、抑今度被加御一門、御紋并裏書等御看許(有カ)ノ段、寔以自今自後ノ面目難堪感荷奉存候、殊御大刀一腰・御馬一疋(悉カ)置令拝領候、何為御祝儀御太刀一腰拵・御馬一疋(鹿毛車)置令致進上候、此旨被達貴聞候宜、恐々謹言、  
雜録には「宣被達貴聞候」とあり、(片カ)

六月三日

義久御判

伊勢因幡守殿

四〇三

頼朝公母衣ノ由来

頼朝公ノ母衣、酒匂家ニ御預被仰付事、先祖刑部丞朝景 忠久公御誕生ノ後御守役被仰付、御供ニテ下国ス、頼朝公吉例ノ母衣トテ忠久公ヘ進ラレ、御幼年ノ間朝景家藏スヘキノ旨仰付ラレ、遂ニ世々御預トナレリ、於是酒匂氏母衣ヲ天ノ御母衣ト号シ、頼朝公ニ

表シテ天吉大権現菩薩トシ、忠久公ヲ豊国市ノ宮大明神ト号シ祭祀怠ルコトナシ、

四〇五

(卷之八 三八五号文書に同じ、本文略)

四・五代火災ニ罹リ、文書焼失シテ其詳ナルコトヲ伝失ス、酒匂氏鹿府ヲ去リ中村へ移ルノ時二神ヲ宅地ニ移ス、

四〇六

(卷之八 三八九号文書に同じ、本文略)

大蔵三兵衛代ニ身上衰微シ拝借銀ヲ願ヒシニ、一応御救

四〇七

(卷之八 三九〇号文書に同じ、本文略)

アルトモ永ク御重物格護ナリカタカルヘシトテ、代々三人ノ扶助ヲ賜フ、

四〇八

(卷之八 三九一号文書に同じ、本文略)

四〇九

(卷之八 三九二号文書に同じ、本文略)

四一〇

(卷之八 三八八号文書に同じ、本文略)

四一一

(卷之八 三八七号文書に同じ、本文略)

四一二

(卷之八 三八六号文書に同じ、本文略)

四一三

(卷之八 三九三号文書に同じ、本文略)

#### 苗代川村朝鮮人ノ由来

苗代川朝鮮人ハ、慶長三年惟新公朝鮮国ヨリ御帰朝之時、朝鮮人多人数捕ヘラレ串木野ヘ召置カル、今爰ヲ本壺屋トイフ、同八年ノ冬苗代川ヘ移サレ、子孫繁栄シテ今二百五十三家、男女千二百七拾余人ニ及フ、他姓ヲ雜ヘス他へ嫁セス、光久公以乘御参勤御交替、此所ヲ御宿ト定メラレ御目通ニモ召出サレ、李・朴・伸・伸ノ四家外城士格ニ仰付ラレ、村中取扱イタシ、其外茶碗・磁器・焼物細工ヲ業トス、隅州鹿屋笠野原近年苗代川ヨリ數十家移サレトモニ繁栄ス、

薩藩例規雜集

六

薩藩例規雜集六

目錄

郡村名

御判物御高絵

薩摩国郡鄉村社寺由緒

薩藩例規雜集六

四一四

御分国郡村名

薩摩国拾四郡

薩摩国ハ総計拾四郡為一國、以故正保年間所獻絵図亦從之也、雖然寛文四年・貞享元年 將軍家從倭名集集從五位上能登守源順之所撰也停知覽郡隸給黎郡為十三郡而賜御判物之目錄、因今般所調進之絵図十三郡獻之云々、

一 鹿兒島郡式ヶ所 鹿兒島 吉田

一 日置郡七ヶ所 伊集院 永吉 吉利

日置 郡山 市来

串木野

一 谷山郡壹ヶ所 谷山

一 阿多郡三ヶ所 伊作 田布施 阿多

一 川辺郡七ヶ所 川辺 加世田 鹿籠

坊泊 (三島力) 山田 久志秋目

七島 碓嶺島・竹島

七島之内 同 臥蛇島 中之島

口之島 同 惡石島

平島 同 宝島

諏訪之瀬島 同

一 甌島郡壹ヶ所 甌島上甌島・下甌島一支配

一 穎娃郡一ヶ所 穎娃 指宿 今和泉

一 揖宿郡二ヶ所

一 曾於郡九ヶ所	福山	市成	恒吉	一 琉球国十五島	喜界	大島	徳之島
一 肝付郡九ヶ所	申良	高山	内之浦		穆佐	高岡	
	大始良	花岡	始良		野尻	倉岡	綾
	百引	高隈	鹿野屋		勝岡	山之口	高城
	田代	佐多			志布志	松山	都城
	大根占	新城 <small>(肝付郡之)</small>	小根占		高原	高崎	大崎
一 大隅郡八ヶ所	桜島	牛根	垂水	一 諸県郡二十ヶ所	飯野	小林	須木
大隅国八郡				日向国	吉田	馬関田	加久藤
一 出水郡五ヶ所	高尾野	出水	野田	一 馭謨郡一ヶ所	屋久島		
	阿久根	長島		一 熊毛郡一ヶ所	種子島		
	大口				曾木		
	佐司	羽月	山野	一 菱刈郡四ヶ所	湯之尾	本城	馬越
	宮之城	黒木	鶴田		山田	帖佐	重富
一 伊佐郡十ヶ所	蘭牟田	大村	山崎	一 始羅郡六ヶ所	蒲生	加治木	溝辺
	水引	高城			栗野	吉松	
一 高城郡二ヶ所	入来	中郷	東郷	一 桑原郡五ヶ所	日当山	踊	横川
	隈之城	高江	樋脇		国分	清水	曾於郡
一 薩摩郡九ヶ所	百次	山田	平佐		末吉	財部	敷根
一 給黎郡三ヶ所	喜入	知覧	山川 <small>(揖宿郡之)</small>				

沖之永良部島 与論

高二万五千三百五十三石四斗五升五勺四才

沖繩 計羅麻 戸無島

鹿兒島上山城

(粟國カ)  
粟島 惠平屋

一御城 東向 新橋 從是北ヲ上ト云、南ヲ下ト云、御堀ニ掛ル石橋銘曰、慶長十七年二月日

伊惠島 宮古島 八重山島

慶長十年本御内ヨリ此城ニ被遊御移当御城ニテ候、  
(七カ)

久米島

一宗廟正一位諏訪大明神 祭礼七月 神主從五位下 本田出羽守 二十八日

一正一位稻荷大明神 祭礼十一月三日

四一五

御判物御高総

一高三十卷万五千五百六斗 村数二百 五十八

薩摩国

一同十七万八百三十三石四斗五升 右同二百三十二

大隅国

一同十二万二千四百五斗八升 右同百六十四

日向国

合六十万五千八百六十三石六斗三升

琉球国

一高十二万三千七百石 十五 島

惣合七十二万九千五百六十三石六斗三升

一祇園牛頭天王 祭礼六月十五日 座主文珠院格護

祇園御祭礼ニハ上下両町ニ祇園宮有之、毎年一町宛

四一六

薩摩国郡鄉村社寺由緒

薩州鹿兒島郡

二移り替り、祭礼ニ右町祇園・東福城山腰ノ祇園ニ  
神幸、両町神事ヲ支配ス、山トテ人形ヲ作り車ニ載

鹿兒島 式拾五ヶ村

テ牛ニ引スル踊有、諏訪・稻荷・祇園此三社ノ祭り  
鹿兒島ノ大神事ニテ候、

一 若宮八幡 大宮司弁官新左衛門格護  
祭礼九月九日

一 春日大明神 座主西壽  
院格護

右、鹿尻島五社、毎正月元日五社参有之、

一 護摩所若宮八幡

一同所稻荷大明神

右七社ハ別テ御崇敬ニテ候故、修補モ御物方ヨリ有

之、

一 小城権現 座主西壽  
院格護

一 宇治瀬大明神 草牟田村  
祭礼十月十八日

一 一条宮 郡元村  
祭礼九月九日

一 八幡宮 荒田村  
祭礼九月二十三日、浜下り有

一 福ヶ迫諏訪大明神 祭礼七月廿六日  
普賢院格護

一 多賀大明神

一 蛭尻宮

一 愛宕宮 勝軍院格護  
高拾五石

一 池之王

一 荒神

右十社ハ由緒有之、一分銀方ヨリ修補有之、

西寿院  
一如来堂

内ノ丸  
一千手觀音堂

上山寺

一新照院觀音堂

光明寺  
一冷水ノ觀音堂

藥王寺

一野元ノ藥師堂

般若院

一行者堂

常業院格護  
一地神堂

此七字一分銀方ヨリ修補也、

一 山之口地藏堂 四間

江戶東叡山直末法曼派

一 高五百石

大雄山仏日寺南泉院天台

東照大権現御宮并当將軍家御代々御牌所、

京都醍醐山宝地院末寺小野方

一同八百八拾石六斗五升五合五勺五才

経囀山宝成就寺大乘院真言

相州藤沢清浄光寺末寺 (山脱丸)

一同四百石

松峯山無量寿院浄光明寺時衆

忠久公 忠時公 久経公 忠宗公 貞久公御五代御

牌所、

二十二代太守吉貴公御廟所、

能州總持寺末寺山城五哲之内道幻派下石屋派曹洞宗三州門首  
一高千三百五十石 玉龍山福昌寺禪

応永元甲戌太守元久公建立、元久公御寺、開山石屋

大和尚、後奈良帝勅願所、

外高三百石 慈眼院様御影堂相付、御先祖様御靈

屋敷多有、

一高百七十石 福昌寺中恵灯院禪

内、百石泰清院様御菩提所、五十石慶安様、二十石

曹源院様、

久豊公・同御簾中寿山妙久大姉・慶安様・曹源院様・

綱久公・常照院様御牌有、

一同二百石 福昌寺末寺太平山興国寺禪

明応五年丙辰太守忠昌公建立、開山泰雲和尚、

忠昌公并持明彰窓庵主御寺、

一同四百六石 福昌寺末寺松原山南林寺禪

内、二十五石妙蓮様、御茶湯免、

貴久公并持明様御母堂実溪妙蓮御靈屋御牌有、

一同三百八十石 福昌寺末寺覚照山妙谷寺禪

十六代太守義久公御寺、

一 浄光明寺末寺清水山五道院本立寺時衆

忠久公・忠時公・久経公・忠宗公・貞久公御廟有、

一 大乘院末寺護国院真言

右一ヶ寺、御物方ヨリ修補、尤、御目見有、

一高一石 福昌寺末寺西峯山隆盛院禪

右、又六郎忠隆公御寺、

一 福昌寺末寺太平山大徳寺禪

右、忠国公長女万尼開山、実峯妙恵大姉、

一高三十石 右同寺中華舜軒同

義久公前御簾中花春妙香大姉御寺、

一同七石 右同寺中深固院同

忠国公御寺并御簾中心華安公大姉御牌有、

一同二百石 大乘院末寺護国山大衆寺

一 諏訪座主安養院真言

一同三十石 坊津一乘院末寺仙台山真乘院

大興寺同

永正五年戊辰六月太守忠治公御建立、

將軍家義教公御舍弟大覚寺義昭大僧正之菩提所、

京都智恩院末寺鎮西派浄土宗門首

一同二十石 養泉山無量寺不断光院浄土

(龍川御堂)  
清陽院殿正一位大相国、延宝六戊午九月十四日逝去、

左馬頭綱重公御牌吉貴公御安置也、

弥陀尊像造立而為芳真大姉影仏、

一同五十石 大乘院末寺神護山觀音寺

稻荷座主宝持院真言

(家久御堂)  
月香妙雲大姉御寺、

一同三十石 福昌寺中月香院禪

一同五十石 医王山多樂寺宝珠院真言

一同五十石 大乘院末寺飯野諏訪座主延寿院同

一同五十石 大乘院末寺祇園座主文珠院同

一同十五石 愛宕座主愛宕山勝軍院同

一同十五石 大岳山無正護寺小城権現座主善聚院同  
(垂葉寺也)

一同十五石 大乘院末寺万寿院同  
(于手院也)

一同十五石 右同威光院同

一同十五石 右同平ノ馬場柿本寺同

一同十五石 右同福藏院同

一同十五石 右同春日座主西寿院同

一同十五石 右同善行院同

一同十五石 右同田ノ浦潮音院同

一同十五石 永福寺

一同十五石 重宝山上山寺禪

一同十五石 福昌寺末寺南林寺塔  
頭比志鳥紀伊守寺 源舜庵同

一同十五石 一高二十二石一合 伊集院梅岳寺末寺笑岳寺同

一同十五石 一医王山 右同末寺野元之薬王寺同

京都本能寺・摂州本興寺末寺三州門主  
一高三十石 本長山正建寺法花

八品門派・日立派、此寺曹源院様自分安置被仰渡候、

一同十五石 五山派東福寺内龍吟庵末寺  
瑞雲山大龍寺臨濟

一同十五石 真言宗当山派山伏薩隅日袈裟頭  
雲海山般若院

一同十五石 一高 寿海山般若院

一同十五石 一高 寿国寺黄檗

一同十五石 一高 弥勒院天台

一同十五石 一高 良英寺禪

一同十五石 一御城山 吉野橋御堀ニ掛ル 新上橋 西田橋 高麗町橋

武橋

御下屋敷 三口番所 岩崎 大手 新照院

一 鹿兒島三町

上町六丁

柳町

車町車丁トモ

和泉屋町

夷町

浜町

地藏町

下町十二丁

六日町

呉服町

中町

大黒町

木屋町

今町

築町

新町

納屋町

船津町

和泉町

堀江町

西田町三丁

上町

中町

下町

武士上小路名

諏訪馬場

五道院馬場

清水馬場

左衛門坂

藤坂

大龍寺馬場

般若院小路

冷水

立野

(城ヶ谷之)  
城之谷

岩崎

堀之内

虎屋

下

平之馬場上同下

千石馬場

天神或萩原 高見

二本松

山之口或榎木

加治屋町

柿本寺

新照院

草牟田

川ヨリ外高麗町

同荒田

川ヨリ外中村

同郡元

同西田

同田上

同原良

同小野

同伊敷

川ヨリ内亦谷  
山海道トモ

新屋敷

塩屋

鹿兒島上町札辻

同下町札辻

但、此所ヨリ御分國中里数相定リ申候、

右同浦町俗ニ荒田町ト申候、横井野町火立番所唐船方横井・草牟田

神社福昌寺門前熊野権現

久富木山 萩原天神 久保田諏訪 大田大明神

一 龍溪山 (神照寺) 神照院 知恵光院真言

但、坊津一乘院宿坊寺、

一 鷲峯山 (鷲山寺) 鷲山寺 弥勒院天台

一 一乘山 妙顕寺法華

一 慈雲山 安寧寺 龍洞院右同

一 日吉山 淨妙院西田山王座主西田寺真言

一 芳野山 法輪院吉野 憲英寺

一 能学寺

但、志布志大慈寺宿坊寺、

一 不断光院ノ事前ニ記、雖然又爰ニ記、抑此寺ノ開山清

誉上人ノ世姓進藤氏京師ノ人也、清誉花落ノ不断光院

二居住故、其号ヲ不改不断光院ト云、花洛ノ不断光院

ハ近衛殿下ノ寺ナリ、故ニ信尹公当国左遷ノ時、不断

光院ノ内祖神春日大明神ヲ勧請被成、伊志岐ニテ春日

大明神御勧請ナリ、是ハ真言宗、伊志岐ニ智恵光院ト

号、七石御付被成、聖家一人御格護被成、是モ京都智

恵光院ヲ不改御心持ナリ、

一不断光院ニモ智恵光院ニモ御勧請ノ春日御家門様御自

筆三十六ヶ仙御寄進被成、絵モ少々御直シ為被遊由、

右ハ、不断光院由緒被書出候内ニ相見得候、正月十八

日ト右或記ニ、右之趣相見得候、珍敷事故于爰記置ナ

リ、

下伊敷  
春日大明神

一御殿四尺方小板葺

一乘殿四敷式間茅葺

右、近衛殿下信尹公御建立、

一社人屋敷一ヶ所

兩通之写寺社所ヨリ出ルト云々、

一吉野御牧馬数四百八十三疋

一比志島野同馬数

鹿兒島式拾四ヶ村（二十四名トモ唱フ）

一高千八百十四石三斗四升八合九勺六才

一同千九百四十壹石五升三合九勺五才

一同貳百八十五石八斗四升九合三勺八才

以前ハ武村ヨリ差引為有之由候、其後一名ニ被召立

候哉、武村ノ内共不相知候、郷村帳ニ有、

一同千貳百六十三石九斗八升七合五勺一才

但、東別府村古帳ニ有之由候ヘトモ不相知由郷村帳

ニ有之、

一同千五百四十四石九斗一升一合五勺六才

一同九百八十二石六斗七升九合一勺五才

一同三百六十九石七斗八升二合八才

一同千二百八十七石七斗二升七合一勺一才

一同千四百五十九石六斗六升八合二才

一同五百十七石五斗三升五合

一同千八百九十三石四斗四升八合四勺四才右同上伊敷村

鹿兒島 武村

右同 荒田村

右同 塩屋村

永吉 郷内 上村

右同 西別府村

右同 西田村

右同 原良村

右同 永吉村

右同 小野村

鹿兒島 郷内 下伊敷村

右同 草牟田村

一同千五百七石七斗二升九合七勺九才

右同犬迫村

高老石四斗七升九合壹勺七才

御城内

一同千九百四十六石二合八才

日置郡内小山田村

同四十六石八斗五升二合八才

西田町・横井町屋敷

一同九百十八石三斗九升八合九勺六才

比志島村

同百四十石壹斗四升七合六勺五才

上下町屋敷

日置郡内郷村帳ニハ村不相見得、

一同式百三十五石二斗壹升四合七勺九才

鹿兒島郡内皆房村

同千四百三十石二斗三升三合二勺

一同三百九十五石七斗八升九合五勺八才

右岡岡之原村

御藏地諸士寺社諸座屋敷

一同八百壹石壹斗五升九合五勺八才

右同川上村

同七石七斗八升三合三勺三才

寺社諸座付水手屋敷余

一同五百拾石六斗九升八合三勺三才

右同下田村

一同九百六十三石壹斗壹升九合六勺九才

右同吉野村

薩州鹿兒島郡吉田ハ古來吉田氏代々領地ノ田ニ候

一同式百五十八石九斗壹升九合三勺八才

右同花棚村

吉田四里五ヶ村

一同六百三十二石六斗壹升九合壹勺八才

坂元村

高六千六百七十石四斗四升四合八勺五才

書落哉、右同之号不相見得、

一正一位八幡座主高二十石

宗廟薩埵王子権現

一同八百八十二石六斗八升五合六勺三才

右同郡元村

一高一石四斗

宝勝院

一同千貳拾八石五斗九合壹勺七才

右同中村

一高十石

仏智山福昌寺末寺津友寺禪

一同三百九十五石七斗九合五勺八才

右同華野村

忠治公御寺、

合高貳万五千三百五十三石三斗五升七合七勺六才

一同三斗六升四合五勺八才

古高貳万三千四百九十八石八斗五升七合九勺四才

真化寺・津友寺隔庵慈眼山帝釈寺・津友寺隔庵長隆寺・

此古高トハ享保御支配以前ノ高ニテ候由、未迄同断、

榮昌寺・徳持庵・西福寺・高德院・金陵院・正江寺・

小山田村・比志島村ハ日置郡郡山ヨリ古來入來由、

良等寺

衆中高八百五十石余

人体衆中百四十三人衆中惣人数  
四百四十人

用夫四百六十九人

一高千七百十八石九斗二升四合五才

吉田  
郷内西佐多浦村

万治比御支配迄ハ佐多浦一名ニテ候処ニ、此節両村

二成、

一同千九百十八石七斗八合壹勺三才

右同名本村

一同千四百十五石三斗八升四合壹勺

右同東佐多浦村

但、近年此名内割重富二入、

一同八百十石六升六合五勺四才

右同宮之浦村

一同八百七石三斗六升五合六勺三才

右同本城村

合二ヶ所鹿兒島郡

薩州日置郡伊集院ハ忠久公御時伊集院四郎時清入道  
迎清郡司也 其初武内宿禰ヨリ出紀姓

伊集院鹿兒島ヨリ四里半 二十八ヶ村

高老万五千六百五十五石六斗壹升九合七勺

一宗廟諏訪大明神大田村祭礼七月廿八日神馬二疋鹿兒島ヨリ来ル

一高四十三石 大勝山聖御院莊嚴寺真言

一同 妙円寺禪

妙円寺殿松齡自貞庵主元和五年七月二十一日義弘公、80

一同百石 千秋山田布施常珠寺末寺雪窓院同

義久公・義弘公御母堂、天文十三年八月十五日、雪

窓妙安大姉御寺、歳久公牌モ有、

一高七十石 芳真軒

実密芳真大姉久保公・家久公御母堂、慶長十二二月(年脱カ)

朔日卒去広瀬吉左衛門助、  
宗女也 宰相殿

一高三十石 泰定山京都南禅寺末寺五山派広濟寺臨濟

一同七十五石 梅岳寺禪

梅岳寺殿寬庭芳有大姉、永祿六十一月九日、忠良公(年脱カ)

御室、貴久公御母堂、

一同七斗 竹林山施行一宿寺龍泉寺時衆

一同二石 瑞雲山広濟寺末寺善福寺臨濟

一同八斗 久木山川辺宝福寺末寺破鞋庵

一同式斗 報恩寺

一 松尾山水福寺

一 伊作山円通庵

一 大乘寺禪山寺

一 日置山山寺

泰陽山能登總持寺末寺直林寺同

一 医王院禪 道典庵禪

一 栄泉寺禪 龍雲寺末寺松月庵禪

一 鶴林庵同 長秀庵禪

一 海潮庵 梅岳寺末寺安舟軒禪

一 国分安舟軒隔庵円龍院同

此寺ニ義久公嫡女義虎室御靈屋有、

衆中高式千三百五十四石余

衆中人体式百三十六人惣人数七  
百十三人

用夫

一 苗代川高麗人町有、

一 春山野御牧

一 伊集院ノ浦 神之川五十二ヶ所船改之  
内川向八市来也

一 高五百七十二石二斗四升七合六勺

一 同五百十石三斗二升六合六勺三才

一 同二百六十八石七斗八升四合七勺

一 同三百八石八斗二升二合二勺九才

一 同七百壹石四斗四升九合四勺八才

一 同式百八十五斗八升二合七勺壹才

一 同七百三十四石九斗三升九合二勺六才 右同麦生田村

一 同三百二石二斗五升四合八勺九才 右同有屋田村

一 同千八十三石三斗二升七合壹勺九才 右同郡村

一 同式千貳百貳十七石四斗貳升九合二勺五才 右同谷口村

一 同五百六十石九斗六升三合六勺五才 右同福山村

一 同七百八十四石三斗八升壹合八勺五才 右同直木村

一 同三百四十壹石七斗四升七合四才 右同春山村

一 同式百八石八升六勺九才 右同古城村

一 同式百六十四石九斗六升八合七勺 右同恋之原村

一 同四百四十九石四斗四升四合五勺六才 右同入佐村

一 同四百四十壹石九斗四升六合二勺五才 右同飯牟礼村

一 同六百三十六石六斗三升二合七勺 右同德重村

一 同四百九十二石七斗壹升壹合六勺七才 右同野田村

一 同五百四十五石五升九勺五才 右同寺脇村

一 同百四十四石三升六合四勺六才 右同宮田村

一 同百八十三石七斗壹升七合四勺壹才 右同神之川村

一 同式百八石九斗五勺三才以前八市来養母村之内ヨリ  
被召付候由郷村帳ニ見ル

郷村帳ニ(中川カ)  
不相見得 中津村

伊集院 石谷村  
郷内 右同猪鹿倉村

右同苗代川村

右同大田村

一同四百七拾六石七斗四升二合二才 右同嶽村

一同八百四十三石式斗八升二合六勺六才 右同上神殿村

一同八百九十五石四升八合式勺九才 右同下神殿村

一同式百九十三石七斗六升二勺 右同桑畑村

同国同郡 永吉八南郷万揚房寛弁忠  
久公時令居城紀姓人

永吉 鹿兒島ヨリ六里  
古来南郷ト云 壹ヶ村

私領高四千貳百五拾一石 若御年寄島津采女

一 宗廟久多島大明神 祭礼、海上ニ久双島ト云岩島有、三年ニ一  
度ツ、永吉ヨリ此島ニ參祭有之事ノ由候

一 高貳千三百十九石五斗五升九合九勺二才 日置南  
郷之内永吉村

用夫百六十六人

一 愛宝寺真言

天昌寺禪

薩州日置郡

吉利 鹿兒島ヨリ六里半 壹ヶ村

私領高五千八十六石余 御家老小松帶刀殿

一 宗廟御靈大明神

一 鬼丸大明神 是ハ祢寢ノ先祖重長ノ靈ヲ祭シ由、根占領地ノ  
時彼地ニ祭ル一所此所ニ替ル時、此地ニ祭ル由

一 勝雄寺真言

一 園林寺

高千九百五十八石四斗四升五合八勺壹才

用夫二百拾九人

同国同郡

日置 鹿兒島ヨリ七里 二ヶ村

私領高

島津左衛門

一 宗廟

一 帆之湊浦町有五十二ヶ所ノ内、

高三千貳百八十五石四斗六升壹合五才

内、

一 高三百二十五石八斗九升五合

外田子村除日山田村  
置北郷之内

一同貳千九百五拾九石五斗六升六合五才 右同日置村

用夫二百八十人

同国同郡

郡山 鹿兒島ヨリ六里半 六ヶ村

高頭五千五百四十二石七斗四升式勺壹才

一花尾權現厚地村大乗院格護

一宗廟諏方大明神祭礼

一花尾山花尾權現別當  
大乗院兼住平等王院

右、花尾權現御元祖忠久公御建立、

中尊頼朝公、左脇永金阿闍梨、右脇丹後御局、三体

木像御安置、頼朝卿御縁日正月十三日、丹後御局御

縁日十二月十三日、華尾權現法樂之踊八月十二日

二テ候、

一高卷石 (法力)  
宝幢寺

一高卷石 (内力)  
門照寺

衆中高五百七石余

衆中人体百七十人 士惣人数  
四百十人

一高千七百五十三石卷斗七合九勺七才

一高千七百五十九石五斗七升二勺八才 満家院  
之内 郡山村

但、以前二此村ヨリ油須木村・厚地村相分り候由、

一同四百五拾九石卷斗五升三合卷勺二才 右同油須木村

一同千貳百貳石卷斗五合六勺三才 右同東俣村

一同四百九十九石七斗四升五合六勺卷才 右同川田村

一同八百六十九石卷斗四升七合六勺 右同厚地村

用夫二百三十九人

薩州日置郡ノ内市来八忠久公御時市来十  
郎郡司家房居城大蔵氏

市来 鹿兒島ヨ  
リ七里 八ヶ村

高頭卷万三百八十四石三斗六升七勺三才

一宗廟稻荷大明神 湯田村

一諏訪大明神 湯田村

一高三十五石 鳳凰山遍照院大乗院  
末寺 大日寺真言

一阿弥陀堂 大日寺格護、此以前八御惣坊ト唱来候ヘトモ、御惣  
坊ト申間敷候 大日寺ノ阿弥陀堂ト可申旨被仰渡候

一高三十七石 法城山福唱寺  
直末寺 龍雲寺禪

一弥陀山 龍雲寺  
末寺 大里村 来迎寺禪

御家十代太守 立久公御寺 文明六年四月朔日節山玄忠大禪定  
門立久公・茂山妙才大姉石御簾中

一福巖庵

一龍雲寺末寺 伊作田村 西岩寺禪

右、御夫婦御牌・御石塔有之候、

一同八石 万年山金鐘寺

一德雲庵

一白中山 龍雲寺末寺湊ノ梅岩寺

一補陀山 湊ノ潮音寺

一 湊御飯屋浦町有別当年行司

一 城ノ町

一 江口浦

伊集院境川限  
一 神之川浦

一 遠見番所

一 温泉

一 宿馬

一 市来野御牧

一 湊地頭飯屋

衆中高 (郷士ノ古唱)

衆中人体二百七十人士惣人数九百六十卷人

一 高千三百十三石六斗六升五勺二才

一 同千六百二十七石七斗七升六合八勺七才

一 同千六百五十七石七斗六升二合三勺七才

一 同二千五百五十九石七斗七升五合二勺五才

一 同百九十四石九斗九升七合九勺三才

一 同千六百十卷石六斗八升八合七勺五才

一 同六百四十九石五斗八升四勺三才

一 同七百六十九石卷斗八升二合九勺八才

用夫千三百二十二入

薩州日置郡申木野ハ忠久公御時申木野  
三郎忠道相守ル、平家也

申木野鹿兒島ヨ  
リ九里余 四ヶ村

惣高頭五千七百九十二石三斗六升二勺二才

一 冠嶽 (日田ノ) 座主頂峯院格護

一 宗廟猪之日太大明神

一 諏訪大明神

一 高三十九石九斗三升四合三勺七才

冠嶽山鎮国寺頂峯院真言

一 同 一石 (岩木山也)  
補陀山良福寺禪

一 良福寺隔庵 王月峯庵禪

一 悟入寺 一 上川寺 一 右同 妙智寺町寺

一 慈眼寺 一 正福寺 一 大原山 松山寺

一 松原寺 一 清円庵 一 江川庵

一 実宗庵 一 中江庵 一 宿露庵

一 観音寺 一 千手院

衆中高千二百六十六石余

衆中人体二百二十三人

右 同伊作田村  
同 伊作田村  
右 同神之川村  
同 神之川村  
右 同大里村  
同 大里村  
右 同養母村  
同 養母村  
市来 湯田村  
同 湯田村  
市来 申木野  
同 申木野  
十五日代

右 同川上村  
同 川上村  
右 湊村  
同 湊村

土惣人数五百五十六人

一羽島浦町有  
沖三羽島有 羽島

一唐船ケ尾 火立番所有

一高式千式百二十九石八斗一升二合八勺四才

申木野  
郷内 上名村

一同二千三百三石五升六合九勺三才

右 下名村

一同四百十二石四斗八升四合三勺七才

右 荒川村

一同八百四十五石九斗五升二合八才

右 羽島村

用夫千二十五人

合七ヶ所薩州日置郡

薩州谷山郡谷山八谷山兵衛尉忠光  
久公御時居城 平氏也 忠

谷山鹿兒島  
二里半 九ヶ村

惣高頭一万三千三百五十九石七斗八升三合四才

一宗廟伊佐知左權現 祭礼九月九日

一高百石 永谷山福島寺  
末寺 皇徳寺禪

又一郎久保公御寺、皇徳寺殿一唯恕參大禪定門文祿  
二年

癸巳九  
月八日

一高三十三石壹斗五升 補陀山皇徳寺  
末寺 慈眼寺禪

一觀音堂慈眼  
寺

一惠灯院殿義天存忠大禪定門久豊公

(久豊寺) 寿山妙久大姉御夫人 此觀音堂ニテ家久公御詠歌

橋姫の滝の白糸くりかけて

もみちのにしき波やおりけん

一高三石 常樂寺真言

麓多福庵禪

(円明庵力) 同円妙庵同

(自性院力) 持勝院真言

上福元江月庵

宇宿村藏(六カ) 祿軒禪

此寺二大日堂有、

一如意山川辺宝福寺末寺清泉寺禪

町之末浜辺ニ有松林寺同

中村帝釈寺同

此寺二大觀音有之、八月十七日踊此寺ニテ有、

中村正寿庵

川辺宝福寺末寺 地藏院禪  
平川也

山田村妙樂寺時衆

此寺ニ阿弥陀堂有、大川内阿弥陀ト云是也、五月十

六日ニ此寺ニテ田植有之、

衆中高千八百四十石余

衆中人体三百十人土惣人数八十七人

一浦町 一塩屋 一鈴山

一高四百三十七石七斗八升六合九勺八才 伊佐智 佐郷内平川村

一同三百十二石壹斗七升壹合三勺二才 右塩屋村 右和田村

一同五百六十九石六升二合六勺一才 右和田村

一同二千六百十三石五斗九合三才 右下福元村

一同三千五百十五石九斗壹升一合九勺九才 同上福元村

以前八福元村一名、其後上・下福元・塩屋・平川ト

別立候由、郷村帳ニ見ル、

一高二千四百六十六石七升六合二才 山田中村 郷内中村

一同千五百四十五石八斗八升六合一勺四才 右山田村

一高五百二十六石六斗六升八合九勺六才 右五ヶ別府村

一同千三百八十五石七斗一升四勺 右宇宿村

右一ヶ所谷山郡

伊作 鹿尾島ヨリ六里半 十ヶ村

惣高頭七千六百六十九石四斗一升二合二勺六才

一宗廟大汝八幡

神主山之内膳兵衛格護、祭礼十月廿五日、神領五十

石相付、流鏑馬有、宮内・宮下両家勤之、

一諏訪大明神

一高五十石 (願成就寺カ) 如意山願成寺 大乘院 末寺 海蔵院真言

右海蔵院ニテ家久公御歌

おくふかく砌ふりぬる杉むらに

つもれる雪は華にまされり

一高三十一石一斗 善勝寺真言 (乙九)

善勝寺殿徳瑠淨輝大禪定門 伊作河内 守久逸

一同三十三石三斗 西福寺時衆 (乙西カ)

梅窓妙芳位一房大永五年壬午十月十日、新納駿河守

是久女、忠良公御母堂常盤殿、

一同二十八石

多宝寺殿越山超公大禪定門、又四郎善久、御廟所・

御靈屋等光久公御再興、

(曹峯山之) 一春峯山御切米八石 伊作親忠寺天徳寺臨濟

薩州阿多郡 伊作ハ忠久公御時和田ノ八郎親純相守 藤原氏人也

一 觀音堂

天德寺殿天南道一大禪定門、太永七年<sup>(マ)</sup>丁丑<sup>(マ)</sup>六月二日

薩州阿多郡<sup>(田布施ハ古来北方ト云、蛟島刑部丞家高法師行願忠久公時令居城也)</sup>  
田布施<sup>(鹿兒島ヨリ七里半)</sup> 四ヶ村

伊作三代下野守親忠牌、

惣高頭六千六百五十六石五斗三升六合四勺七才

衆中高千八百十六石余

一金峰山六所大権現 金藏院格讓

衆中人体三百六十七人<sup>(士惣人數九百六十八人)</sup>

一 諏訪大明神

一 野町

一 勝手大明神

一 伊作野御牧 馬數百九十二疋

一 高百二十石

金峯山妙音寺<sup>(坊肆一乘院末寺)</sup> 金藏院真言

一 高五百六十三石九斗七升五合九勺三才

伊作<sup>(郷内)</sup>今田村

一同十六石

太平山福昌寺末寺常珠寺禪

一同三百九石五斗七升六合八勺九才

右与倉村

此寺二友久主牌有、常珠寺殿天勇玄機大居士、明応

一同七百四十五石三斗八升一合二勺九才

右和田村

癸丑三月十日御卒去、

一同七百四石五斗八升八合七勺七才

右湯之浦村

一 幣伝庵

一同千三百三十石七斗八升三合三勺七才

右田尻村

一 平井寺

一同四百八十四石三斗六升四合三勺三才

右小野村

一 大明寺

一同九百四十三石五斗一合一勺八才

右中之里村

一 不動寺

一同八百八十八石六斗九升三合四勺三才

右入来村

心伝妙秀大姉牌、元久公御嫡女十月二日御卒去、年

一同八百六十七石六斗二升七合三勺

右中原村

号不相知、常珠寺二有、御女子七人共二為比丘尼旨

一同三百三十石九斗一升九合七勺九才

右花熟里村

御系図ニ相見得候へトモ、何番目ノ御女子様トモ不相知候、

用夫八百八人

衆中高六百三十二石余

衆中人体二百五人士惣人数六  
百九十三人

一野町

一高二千九百九十九石一斗九升五合六勺二才田布施  
郷内尾下村

一同千五百六十七石一升二合七勺九才右  
高橋村

一同千四百九十三石八斗一升九合二勺七才右  
池辺村

一同千三百九十六石五斗八合七勺九才右  
大野村

用夫八百八人

薩州阿多郡阿多ハ阿多平四郎權守忠景・同  
平四郎宣澄忠久公御時令居城

阿多鹿兒島  
リ八里半六ヶ村

一高頭四千四十三石八斗八升六合七勺八才

一宗廟日吉山王

一八幡

一高二十石千手山  
田布施常珠寺末  
寺、忠幸公御寺大年寺禪

(運久)大年道登大居士、天文八年己亥七月十一日、相模守

入道一瓢、

一同二石五斗(花藏院之)水精山吉藏院上宮寺真言

一大年寺  
隔庵正覺院禪一長福庵

一右同皇德寺禪一高源寺

安龍寺 一 龍心庵

成持庵

衆中高

衆中人体二百二十五人士惣人数六  
百七十九人

一野町

一高四百五十四石四斗九升九合二勺八才阿多  
郷内浦之名村

一高千六十石六斗八升六合七勺四才右  
中津野村

一同五百七十一石七斗七合一勺四才右  
新山村

一同千五百五十石九斗二升二合一勺七才右  
宮崎村

京竿以後宮崎・渡り二ヶ村相立候由、外二松田村・

渡利此兩村被滅宮崎二付、

一同四百七十石壹斗五升四合四勺一才右  
白川村

一同三百三十五石九斗一升七合四才右  
華瀬村

用夫七百五十四人

合三ヶ所阿多郡

薩州川辺郡川辺ハ川辺平太道綱忠久公  
御下向比令居城、平姓ナリ

川辺鹿兒島  
リ七里半十三ヶ村

一惣高頭九千三百三十九石九斗五升二合五勺六才

一宗廟飯倉大明神神主高良格護

此宮六月朔日御田植有、遠近參詣人多シ、

一高七石五斗 龍豊山能州総持寺末寺玉泉寺禪

日新公御牌モ有之候、玉泉寺殿玉泉智芳大姉、右忠

国公御息女、薩摩守用久公御簾中、明応(年脱カ)五七月二十

三日、

一同七石 (宝光院カ)清水村宝光寺真言 一 善秀寺

一同四十一石 忠徳山市米金鐘寺末寺世二山ノ寺ト云宝福寺禪

日新寺殿梅岳常潤在家菩薩忠良公 御両牌有

皇徳寺殿一唯恕參大禪定門久保公

計ノ耳スワト云所有之、不思議成所也、此処ヲ寺門ト

云、寺山広ク所々名所有之、

衆中高

衆中人体二百二十五人惣土人数六百六十卷人

一高九百七十六石七升一合六勺六才 川辺内神殿村

一同三百七十六石八斗四升六合二勺五才 右古殿村

一同七百四十五石八斗六升三合三才 右清水村

一同式百七十八石壹斗三升壹合四才 右今田村

但、以前二平山村ヨリ相分候由、郷村帳ニ見ル、

一同六百八十五石二斗二升二合四勺九才 右両添村

田之上村・宮下村之兩名此度両添一ヶ村ニ成、享保

十一年丙午正月六日御証文ニ成、

一高八百十六石五斗四升四合五勺 右野崎村

一同五百四十五石九斗五升七合壹勺四才 右小野村

一同千九百九十六石壹斗五升八合八勺一才 右平山村

一同九百四十石三斗五升五勺六才 右田辺田村

一同四百七十三石七斗二升六合八勺二才 右野間村

一高千八百八十二石六斗八升七合八勺七才 右高田村

宮村一名ニテ候処ニ以前ニ相分候由、郷村帳ニ見ル、

一同七百二十二石二斗二升一勺一才 右宮村

一同三百九十九石壹斗七升二合二勺八才 右長田村

用夫六百七十三人

薩州川辺郡加世田ハ別府五郎忠明忠久公之御時令居城、平姓

加世田鹿兒島ヨリ九里半 十四ヶ村

一惣高頭壹万七百八十八石八斗六升七合八勺五才

一野間山大権現愛染院格護

一益山八幡

一 鷹屋大明神

一 野間山

愛染院真言

一 高廿七石

雲林山宝龜寺(宝生院之) 今泉寺真言

一 同二百三十三石

龍護山田布施常珠寺末 日新寺禪寺、忠良公御寺

日新公並一枝曇秀居士尚久・貴久公・忠国公御牌有之、

一 同四十卷石卷斗

常潤院禪

日新寺塔頭此寺二忠良公御影御安置

一 同七斗

白龜山安養院淨福寺時衆

此寺二貴久公御母堂寬庭芳有大姉御牌有、永祿六年

癸亥十一月九日、薩摩守重久女、

一 六角堂(杉本寺力) 杉木寺格護

忠国公御骨御安置堂也、

一

南福寺

一

龍徳院

一

小湊ノ椎雲院

一 野町

一 片浦

一 小松原出物蔵有、

一 小湊

一 野間野御牧 馬數百六十七疋

衆中高三千三百四十八石余

衆中人体五百拾人惣士人数千九百三十九人

一 高二百二十七石五斗九升五合八勺五才

加世田 郷内 赤生木村

一 同二百三十九石五升二合二勺八才

右 同片浦

一 同六百五十九石四斗七升三合卷勺三才

右 同小湊村

一 同千二百四十五斗九升卷合九勺三才

右 同武田村

一 同五百四十九石三斗五升五合

或竹田下毛有、  
右 同村原村

一 同三百四十一石卷斗卷升四合三勺四才

右 同地頭所村

一 同千二百六十九石卷斗五升三合九勺九才

右 同益山村

一 同三百四十八石九斗七升二合九勺一才

右 同宮原村

一 同五百三十五石二斗四升九勺五才

右 同唐仁原村

一 同二千二石三斗三升七合三勺九才

右 同大浦村

一 同千八十八石六斗四合三勺六才

右 同内山田村

一 同九百五十八石六斗六升五合九才

右 同津貫村

一 同八百三十七石八斗卷升九合九勺九才

右 同川畑村

一 同四百九十石八斗九升六勺三才

右 同別府田間村

用夫六百七十八人

薩州川辺郡

鹿籠鹿兎島ヨリ 一ヶ村

私領高三千六百六十二石余御家老喜入主馬殿

一 高三千六百六拾式石余

一 宗廟妙見大明神

一 神護院真言

一 宝珠院真言

一 長善寺禪

一 高二千九百三十三石九斗九升七合六勺二才 川辺鹿籠村郷内

外楯川村・里村・別府村此節被召除一ヶ村二成、以

前ハ鹿籠一名ニテ候、元禄十一戊寅年田布施村・別

府村・里村ト三ヶ村ニ相分候由、郷村帳ニ見ル、

用夫七百七十人

薩州川辺郡

坊泊 鹿兎島ヨリ十四里半 二ヶ村

惣高頭三百四十八石九斗七升壹合四才

一 宗廟九玉大明神 坊津

一 高二百五十六石二斗六升三合六勺八才

如意珠山 仁和寺末寺 広沢方 龍嚴寺一乘院真言

日新寺殿梅岳常潤在家菩薩、永禄十一年十二月十三

日逝去、忠良公、

南林寺殿大忠良等庵主、元龜二年六月二十三日、貴 (中九)

久公、

妙谷寺殿貫明存忠大庵主、慶長十六年正月二十一日、

義久公、

此御三牌有之、

一同四石 清月山 伊集院広濟寺末寺坊津 広大寺臨濟

齡岳玄久大禪定門、嘉慶元年丁卯閏五月四日逝去、

氏久公、

一同六石九斗七升九合壹勺六才

(東海山カ) 右同末寺東光山泊津海印寺 右同

太岳玄誓大居士文明二庚寅正月二十日逝去、忠国公、

一同三斗 海宝山清水院泊ノ法光寺時衆

一同式石三斗五升四合壹勺七才 泊津大知院真言

一坊津ハ日本三津ノ一ツニシテ、絶景ノ所古来ヨリ其名

高シ、

近衛龍山公

今はた、やまとの船のとまりにて

からのみなど八名のミ成けり

一 高百四石壹斗壹合四才

加世田郷内以坊村  
前八坊津村

一同式百四十四石八斗六升九合九勺九才

右泊村

衆中人体七十五人

惣士二百六十二人

イ人体四十五人

惣士百二十二人

用夫百六十八人

一 坊泊ハ、内々ハ坊并泊ト二ヶ所二分居由候へトモ、一  
外城ニ相立居候、

薩州川辺郡

山田鹿兒島ヨリ 三ヶ村

御領内山田多候故、川辺山田ト唱申候、以前川辺ノ

内、其後加世田ニ被召付外城立候由伝候、

一 宗廟王子大明神

一 高六石

肥後悟真  
寺末寺 永谷山 善積寺

此寺ニ貞久公御牌有、善積寺殿道鑑大禪定門、

肥後悟真寺二代之住持開山ニテ、御家五代貞久公御  
建立ト申伝由候、悟真寺ハ八代ニ有、

一 高壹石

光明寺

衆中高三百三十五石余

衆中人体七十四人惣人数七百六十二人

一 高六百八十七石四斗五合八勺九才

加世田郷内 上山田村

一同五百三十二石四斗五升一勺一才

右 中山田村

一同千式百二十六石三斗五升(四九)合九勺九才

右 下山田村

三行

合惣高式千四百四十六石式斗壹升九勺九才

用夫

薩州川辺郡

久志秋目鹿兒島ヨリ十三里 式ヶ村

内々ハ久志並秋目ト支配二ヶ所ニテ仕由候へトモ、小

所故久志秋目ト一外城ニ相立候、

一 宗廟九玉大明神

一 宝龜山

阿弥陀寺

久志ノ安養院真言

一 古宝山

久志ノ東泉寺禪

(仏徳山也)  
一 仏得山

秋目ノ昌峯寺同  
(正法寺カ)

一 如意山

秋目ノ大道庵同  
(大通庵カ)

惣高四百五十七石九斗七升六合式勺式才

衆中高百四十五石余

衆中人体七十人 土惣人数式  
百三十二人

一 高三百九十七石三斗二升一合二才

加世田 久志村  
郷内

一同六十石六斗五升五合二勺

右 秋目村

用夫二百二十五人

薩州川辺郡

硫黄島 鹿兒島ヨリ船  
路三十一里

三島 硫黄島・竹島・黒島、右  
三島ニテ一支配ナリ

一 権現 一分銀方ヨリ合力之  
官也、熊野権現之由

一 硫黄島本ハ鬼界ヶ島、亦沖小島トモ歌書ニハ有之、

千載和歌集旅之部

平康頼

さつま方沖の小島に我はありと

おやには告よ八重の塩風

一 高三十六石五斗六升五合六勺二才

川辺郡硫黄島

同国同郡

竹島 鹿兒島ヨリ  
船路廿八里

一 高二十石六斗八升九合五勺八才

薩州川辺郡

黒島 鹿兒島ヨリ船  
路四十三里

一 高四十五石壹斗六升四勺一才

右 三島ハ船奉行支配 檢者硫黄島ヨリ、  
両島兼役

薩州川辺郡

七島船奉行支配

惣高八百三十二石八斗九升壹合二勺五才

内、  
口之島 鹿兒島ヨリ  
路四十四里

高百拾壹石壹斗二升三合五勺四才

臥蛇島 右同六  
十九里

高四石四升八合九勺六才

中之島 右同船路七十  
三里七丁廻リ

高八十三石三升八合五勺四才

平島 平之瀬トモ云、壹里八丁廻リ  
鹿兒島ヨリ八十六里

高七十五石八斗五升七合二勺八才

川辺 黒島

悪石島 二里八丁廻リ、鹿  
兒島ヨリ八十七里

高三十五石四升壹合六勺七才

諏訪之瀬島 七里廻リ、鹿兒  
島ヨリ八十里

高百二十七石九斗六升九合八勺

宝島 鹿兒島ヨ  
リ百五里

高三百九十五石八斗壹升壹合四勺六才

合八ヶ所川辺郡

薩州甌島郡

甌島 二島

惣高頭三千二百六十七石三斗六升壹勺壹才

内、

上甌島

一高七百二十八石二斗五升六合

一同二百五十二石六斗八合三勺三才

一同百八十三石五斗九升三合七勺五才

一同五十五石三斗

一同五十六石七斗八合三勺三才

一同二十三石三斗八升九合五勺

一同拾五石五斗四升二合七勺壹才

一同九十三石六斗三升七合五勺

下甌島

一高九百七十三石壹斗三升五合壹勺六才

一同三百石七斗九合壹勺七才

一同百石九斗二升五合

一同二百五十五石八斗九升五合八勺三才

一同百七十三石七斗七升七合八才

一同五十三石八斗壹升六合六勺七才

一兩島衆中高九百八十七石余

人体三百九十四人 惣士千六  
十卷人

一御牧有市山野ト云、馬數百二十一疋 只今八引取  
二被仰付候

兩島用夫千九百六十人

右一ヶ所甌島郡一外城二相立、

衆中高

衆中人体三百九十四人 士惣人數千  
六十一人

平良村

瀬上村

小島村

薩州顯娃郡 顯娃ハ顯娃三郎忠長忠久  
公御時令居城、平姓也

顯娃 鹿兒島ヨ  
リ十三里

七ヶ村 池田村今和泉二入  
只今八ヶケ村

桑之浦村

中野村

手打村

片野浦村

瀬々野浦村

青瀬村

長浜村

蘭牟田村

一 開聞神社 延喜式神名帳薩摩国二座  
小之内薩州之一宮ナリ

一 開聞嶽 登り三里下り二里ト云、高山也、  
筑紫富士ト云是也

近衛龍山公

薩摩方系ひの郡のうつを島

これやつくしの富士といふらん

読人不知

東路を行心地すれ西の海

かいもん嶽は富士の写し絵

一 高式百六石

開聞山普門寺 坊津一乗院末寺 瑞応院真言

一 大野嶽権現

座主安養寺

右、当寺阿弥陀・釈迦二仏頼朝公御夫婦之御影仏也、

堂之正面ニ源家將軍頼朝公ト大文字ニ記、

一 高十四石式斗七升二合九勺一才 平源山 福昌寺 証恩寺禪

証恩寺殿義天存忠大禪伯久豊公・觀忠寺殿惣翁玄忠

大禪伯元久公

但、此外家久公・寿山妙久大姉久豊公御夫人御牌

有、

一 同壹斗

觀音寺

一 宝蔵山 坊津一乘院末寺 西福院

一 御領村 重田寺真言

衆中高千三百四十八石余

衆中人体三百三十九人 惣士八百十三人

惣高頭

内、

一 高二千三百三十石二斗一升七合七勺二才

郷内仙田村 穎娃

一同五百七石七斗八升八合一勺六才 古ハ宮十丁ト唱候由郷村帳見ル

右十町村

一同千九百六十石八斗六升六合七勺三才

右御領村

一同千三百七十一石九斗七升八合五勺三才

右別府村

右別府村、享保御支配ニ御領村ヨリ別立、

一同千三百四十一石六斗八合五勺五才

右牧之内村

一同千六百九十九石五升九合九勺二才

右郡村

一 唐松野御牧馬数二百四疋、同二百六十一疋穎娃

右一ヶ所穎娃郡

用夫

薩州揖宿郡 指宿ハ指宿五郎忠元忠久公之時令居城、平家ヨリ出

指宿鹿尾島 ヨ

六ヶ村

一 宗廟新宮大明神

一 高拾式石

安泰山福昌寺末寺源忠寺禪

源忠寺殿大中良等庵主貴久公、

一 淨興寺

一 同六石

長勝院

高頭

内、

一 高二千二百二十二石六斗八升四合四勺三才

指宿郷内拾貳町村

一同七百五十七石七斗三升八合九勺

右十町村

一同二千五百廿八石四斗一升五合九勺三才

右東方村

一同二千九百八十一石二斗八升七合七勺一才

右西方村

右西東両村之惣名ヲ十九町村ト唱候、万治以前二

両村ニ分リ候由郷村帳ニ見ル、

外ニ小牧村・岩元村今和泉ニ被召付候故除ク、

衆中高二千百七十四石余

衆中人体三百十四人惣七十七人

薩州穎娃郡・揖宿郡之内

今和泉鹿尾島ヨリ九里半 五ヶ村

私領高

島津因幡殿家跡

一 宗廟

(中宮大明神社脱カ)

一 日洞寺

(日洞寺カ)

一 高頭三千五百九十九石四斗余

内、

一 高千四百六拾壹石三斗三升九合六才

穎娃郷内池田村

一同三百八十壹石壹斗六升二勺壹才

指宿小牧村

一同四百九十九石二斗四升五合六勺二才

右同岩元村

一同

穎娃郷内仙田村ヨリ分ル 利長村

一同

指宿郷内西方村ヨリ分ル 新西方村

薩州給黎郡

喜入鹿尾島ヨリ七里 三ヶ村

私領高四千四百二十四石余

肝付弾正

一 宗廟三百余社大明神

一 常法寺言真

一 玉繁寺

一 浦町

一 惣高頭三千五百四十壹石二斗九升九合七勺三才

(三カ)

内、

一 高千七百八十二石五斗七升壹合(分)三才

下之村

一同千七百五十八石六斗六升九合六勺

上之村

一

瀬々串村

右瀬々串村、大高弘二無之、郷村帳二不相見得、

用夫九百二人

用夫九百人

付、瀬々村ハ長里ニ付候ヘトモ、其後六ヶ村ニ成候由、郷村帳ニ見ル、

一同六百十石八斗四合六才

右東別府村

一同六百七十九石七斗七升三合八勺五才

右西別府村

或人曰、知覧ニ橋立之諏訪大明神トテ立セ給フ、相

伝フ、川辺宝福寺六代ノ住持雲岳和尚ノ時、宝福寺

ノ少僧此諏訪神前ノ鎌ヲ取テ宝福寺ニ帰り、仏檀之

柱ニ討付置候、或夜衣冠正數人宝福寺ニ来リ、雲岳

和尚ニ向テ鎌ヲ可被返ト云フ、雲岳只人ニ非ト見テ

曰ク、鎌ヲ返ス事ハ安ケレトモ君此寺之火災ヲ以後

守護シ可給ト被頼、彼ノ人然ラハ以後火災ヲ可守ト

テ被帰、依之宝福寺ハ開基以來于今至テ火災無之、

橋立ノ諏訪ノ鎌トテ于今宝福寺仏檀柱ニ立テ有之云々、

私領高四千六百石余

島津李殿

一 宗廟中宮大明神

一 持宝院眞言

一 西福寺

一 惣高頭四千七百二十六石二斗壹升九合九才

内、

一 高六百三石六斗二升五合九勺壹才

知覧厚地村

一同千四百四十六石五升二合六勺壹才

右永里村

一同六百七十石九斗九升八合九勺壹才

右瀬々村

一同千十四石九斗六升三合七勺五才

右郡村

以前ハ六ヶ村ニテ候処、京竿之節厚地村ハ郡村ニ

薩州給黎郡・揖宿郡之内

山川 鹿兒島ヨ

四ヶ村

一 宗廟熊野権現座主宝糠坊格護高卷石壹斗七升三合八才

一 惣高頭四千石七斗七合五勺九才

一高三十六石九斗三升九合五勺九才

伊集院広濟寺 正龍寺臨濟末寺

惣翁玄忠大禪定門、応永十八年辛卯八月六日逝去、

元久公、

一同老石

宝持院

一同老石

児ケ水龍山寺

一湊口 有温泉、

一高八百八十三石九斗八升二勺壹才

指宿福元村 郷内

以前八山川村卜申候へトモ、明暦三年丁酉福元村二

成、

一高千七百九十石九斗九升三合五勺三才

右鳴川村 郷内

元指宿ノ内ヨリ被召付候由、郷村帳ニ見ル、

一同九百十四石七斗二升二合四勺四才

郷内 大山村

右大山村ハ顚娃内ヨリ被召付候由、郷村帳ニ見ル、

一同四百十石壹升四勺壹才

岡児ケ水村

右四ケ村用夫八百四十二人

衆中高八百七十七石余

衆中人体七十三人土惣人数七 百七十人

或記、大羅村・児ケ水以前ハ顚娃ノ内ニテ顚娃郡也

云々、

合三ヶ所給黎郡

薩州薩摩郡百次ハ古来号上野、上野太郎 忠宗忠久公時令居城

百次鹿兒島ヨリ十一里 二ヶ村

一宗廟諏訪大明神

一高二石九斗

生松寺真言

一同七斗

善応寺禪

衆中高三百十八石余

人体六十三人惣土百七十二人

惣高頭千五百五十石八斗三合四勺四才

内、

一高八百六十石七斗八升三合壹勺壹才

百次 郷内 百次村

一同二百九十石二升三勺三才

右 郷内 百次村 同 田崎村

用夫七十二人

同国同郡

山田鹿兒島ヨリ十一里 一ヶ村

一宗廟久木原権現

一 高二石八斗 （曹光寺カ） 越後□光寺末寺万福寺真言

一 同二石五斗 東光寺禪

衆中高三百八十石余

人体八十二人 惣士二百六十八人

一 高千四百卷石卷斗二升六勺七才

用夫五十二人

山田 山田村

薩州薩摩郡

隈之城 鹿兒島曰 三ヶ村

一 宗廟諏訪大明神

一 高三石

（川内山カ） 法昌山福寿院称名寺時衆

此寺二師久公・宗久公御牌、下馬札有、

久阿弥陀仏、曆応三壬辰正月二十四日宗久公、定山

道貞大禪定門、永和二丙辰三月二十一日六代師久公、

一 同三十卷石

（觀現山カ） 山内山平嶺石寺金剛院

一 同五石

大源寺禪

一 同八石

来国寺

一 宗廟稻荷大明神

衆中高千百九十八石余

一 平等寺真言

衆中人体二百七十一人 惣士八百三十七人

一 梁月寺

一向田御飯屋

向田町

一 高二千四百六拾卷石八斗三升七合壹勺九才 平佐惣高

一 惣高頭六千二百三十一石七斗九升八合九勺八才

内、

内、

一 高千八百七拾卷石四斗九升四合壹勺七才 平佐郷内 平佐村

一 高二千九百二十九石四斗三升四勺六才 隈ノ城東手村郷内

一 同五百九拾石三斗四升三合二才 右天辰村

一 同二千四百三十三石五斗七升壹勺九才 右西手村

用夫五十人

一 同千五百五十八石七斗九升八合三勺三才 右宮里村

用夫四百七十四人

同国同郡

高江鹿兒島曰 三ヶ村

一宗廟諏訪大明神

一高一石

(松嶺寺カ)  
峯松寺

一高一石

オウキ  
長崎寺

一久見崎御船手

一寄田野御牧 馬數三百三十三疋

衆中高二百十五石余

人体九十一人惣士二百五十八人

惣高頭三千三百七十一石九斗五升七合一勺九才

内、

一高二千八百九十三石六斗九合四勺八才

高江高江村 郷内

一同二百九十二石八斗二升六合四才

右久見崎村

一同百八十六石六升壹合六勺七才

右寄田村

用夫四百人

薩州薩摩郡

樋脇鹿兒島曰 六ヶ村

一宗廟一之宮大明神司官溝口尾張格護 高卷石三斗相付

一高三石

瑠璃光寺真言

一高三石

玉淵寺禪

衆中高千九拾五石余

人体百八十五人惣士五百五十六人

惣高頭八千五百七十七石六斗壹升二合五勺壹才

内、

一高二千三百五十一石二斗三升七合一勺壹才

入来市比野村 院内

一同三千百七十七石五斗一合八才

右塔之原村

一同八百五十五石一斗三升三合三勺五才

右倉野村

一同千五百七十八石四斗四升二合一勺九才

右中村

一同百四十石五斗八升三合三勺四才

右久住村

一同四百七十四石七斗一升五合三勺四才

右楠元村

用夫四百九十六人

一温泉二ヶ所市比野村上ノ湯 下ノ湯ト云

同国同郡入来ハ忠久公御時入来又五郎頼宗 入来院ヲ知行 其先祖不詳云々

入来鹿兒島 二ヶ村

私領高二千五百八十三石余

入来院隼人

一 宗廟大宮大明神

一 高千五百七十五石九斗四合壹勺四才

薩摩中鄉村

一 松林寺

用夫百十九人

一 壽昌寺

一 温泉敷多  
添田村

同国同郡

惣高頭四千八百八十五石六斗九升八勺三才

東郷鹿兒島ヨリ 八ヶ村

内、

一 宗廟諏訪大明神祭礼七月廿八日、在于斧淵村

一 高三千百九十八石六斗壹升三合二勺三才

一 高六石 吉祥寺真言

入來  
院内 浦之名村

一同五石 陽光山天沢寺禪 香積寺禪

一 高千六百八十七石七升七合六勺

右 添田村

一 笠山野笠松 御牧場數百七十五疋

用夫百六十七人

衆中高七百三十石余

人体二百三十九人惣士八百四十五人

薩州薩摩郡

惣高頭六千四百五十一石六斗六合七勺壹才

中郷鹿兒島ヨリ 一ヶ所  
十二里半

内、

一 宗廟諏訪大明神祭礼七月廿八日

一 高千四百七十七石二斗二升一合四勺七才

東郷クヱノミ  
内 田海村

一 高一石 宅万寺

一同百六十七石八斗八升八合七勺六才

右 白浜村

一 高一石 太平山伊集院広 安国寺臨濟  
濟寺末寺

一同二千百六十九石九斗八合四勺二才

右 斧淵村

右 一國一ヶ寺、足利尊氏將軍以來位牌有、

一同三百五十五石六斗八升六合五勺七才

右 安野村

衆中高百二十一石余

一同三百六十五斗一升一合四勺七才

右 鳥丸村

人体六十四人惣士百八十八人

一同四百十四石二斗九升四勺三才

右 藤川村

一同千十八石七斗八升三合八勺六才

同南瀬村

一同六百十三石三斗一升五合七勺三才

同右山田村

用夫六百四十三人

薩州高城郡

水引鹿尾島ヨリ十二里半 五ヶ村

一八幡新田宮 杜領高八百六十七石

右薩州一宮卜云、内、百石御供田

文書等数多有、五十石修補田

六百十七石杜家・社僧給地

一高九石壹斗 天満宮座主国分寺格護

高六百十七石 八幡新田宮杜領之内

内、

一高四十六石(壹百)斗一升七合 神龜山觀樹院真言

一同二十一石七斗九升三合 学頭坊

一同十二石五斗九升九合 檢校坊

一同十七石二升八合 經官坊

一同十一石九斗一升九合 正官寺坊(正官前坊カ)

一同十一石二斗三升七合 御政所坊

一同七石八斗三升二合

権宮司坊

一同十二石二斗三升七合

下宮司坊

一同十二石二斗三升七合

和光坊

一同十一石二斗三升七合

玉泉坊

一同十一石二斗三升七合

左刀坊(財力坊カ)

一同十二石二斗三升七合

円輪坊

一同二石七斗二升四合

五代院

一同三石四斗五合

九品寺

一高二十一石八斗 医王山正智院泰平寺真言

右、元明帝勅願所卜申伝候へ卜モ、勅所者無之候、

一同二石 鷲岳寺

一同二石一斗九升 照常寺

一 国分寺

一 京泊ノ淨鏡寺淨土

右、国分寺ハ一國一ヶ寺ニ而候、高天満宮之所ニ有、

衆中高千五百六十石余

人体百五十四人惣士四百四十五人

惣高頭七千三百二十三石壹斗二升二合一勺七才

内、

一高二千二百八石九斗五升三合一勺一才

水引 五代村 郷内

人体二百四十人惣士八百四十人

一同千五百十八石七斗二升三合五勺七才

右 宮内村

惣高頭五千八百二十石八斗八升七合四勺七才

一同八百三十八石八升二勺八才

右 大小路村

内、

一同千四百四十三石八斗一升九合三勺七才

右 網津村

一高千四百八十一石一斗七升七合三勺三才

高城 郡内 麓村

一同千三百十三石五斗四升五合八勺四才

右 草道村

一同千三百三十五石四斗一才

右 麦之浦村

用夫八百九十七人

一同四百三十九石五斗五升七合四勺

西方・湯田 両村 郷 村帳ニ不相見得候

大小路町 宮内町 網津村神護寺真言

西方村

五代町 火立番所

一同千八百八石七升三合七勺六才

以前ハ 高城 郷内 城上村

京泊御分国十六ヶ所湊ノ内 寺島川内川中ニ有之島也、こつとひ島御船藏十郎大夫宮有

一同九百五十六石六斗七升八合九勺七才

湯田村

用夫四百一人

薩州高城郡

湯田村湯有、 西方御飯屋宿場

高城鹿兒島ヨ 五ヶ村

麓村野町宿場

橋島其外小島段々有、 御分国五十二ヶ所船改所之由

但、薩州高城・日州高城同名ニテ唱又不同故川内

高城・庄内高城ト云、

薩州伊佐郡

一宗廟妙見大菩薩

蘭牟田鹿兒島ヨ 一ヶ村

一高城宮

私領高千六十石

榊山左京

一高一石

淨興寺

一宗廟日吉山王

一高五石

信興寺

普賢院真言

衆中高六百十九石余

(華嚴寺カ) 花岩寺禪

一 大翁寺

此寺樺山家代々位牌寺、自分修補、

一 高千四百三十七石二斗八升二合四勺九才 院内蘭牟田村

古ハ古里村・浦村・砂石村ト三ヶ村ニテ候由、

一 池有 此池ニ蘭多シ、故ニ所ノ名トス、宗廟日吉山王宮此所ニ有、山王ノ池ニテ蘭牟田中用水ノ池ナリ、此池ノ蘭ヲ取席ニウツ蘭牟田席名座ナリ

用夫八十四人

薩州伊佐郡

大村 鹿兒島ヨリ十里半 四ヶ村

一 宗廟大居神

一 高六石 雲長山 国分正興 寺末寺 大応寺臨濟

一同三石 吉祥寺

衆中高五百六十五石余

人体百三十人 土惣人数四 百五十五人

惣高頭五千四百九十六石五斗三升二合四勺九才

内、

一 高千四十二石九斗八升四合三勺九才 祁答 院内 北方村

古ハ中津川村、北南両村ト成、

一同千百九石二斗四升二合五勺 同南方村

一同千六百二十五石三斗二升四合二勺五才 同上手村

(古カ) 右ハ大村一名ニテ候ヘトモ、当時上手・下手両村ト成、

一同千七百十八石九斗八升一合三勺五才 同下手村

用夫三百人

中津川二ヶ村、其次黒木、其次大村二ヶ村両方ニ離居候、大村ニ麓有之、二ヶ所ニテ候、

薩州伊佐郡

山崎 鹿兒島ヨリ十里半 五ヶ村

一 宗廟飯田大明神 (富カ)

永安寺

衆中高三百七十八石余

人体八十人 惣土二百 二十二入

惣高頭三千七百二十二石六斗五升五合七勺二才

内、

一 高八百五十九石八升三合五勺 シラカハ 白男河村

一同百二十九石壹斗壹升三合三勺二才 泊野村

白男河村・泊野村・二渡村郷村帳ニ不見得、

此寺又五郎代々位牌寺、

一同七百七十五石九斗八升八合四勺三才

祁答院内山崎村

一同五十三石

撰龍山揚宣寺

一同五百八十石二斗二升五合二勺二才

藤摩郡二渡村

一同五石

松下坊

一同千三百七十八石二斗四升五合二勺七才

一同五十三石

青龍山大円寺

用夫三百八十人

祁答院内久富木村

一同十石

多宝寺禪

惣高頭七千九百二十三石四合一勺七才

同国同郡

内、

宮之城鹿兒島ヨリ十一里半八ヶ村

祁答院内平川村

私領高一万五千七十五石余

島津又五郎

一同千九百八十一石九升八合三勺三才

右求名村

一宗廟松尾大明神

一同八百六石六斗一升二合七勺一才

右時吉村

一若宮八幡宮清浄院格護

一同千二百六十八石二斗五升五合六勺貳才

右船木村

一陽広山曇秀寺禪

一同千三百壹石四斗三升三合四勺四才

同向虎居村

一真蓮寺真言

一同七百八石五升八合六勺五才

同湯田村

一高百石 京都妙心寺末寺関山派大徳山宗功寺臨濟

一同二百二十九石二斗九升九合三勺八才

同飛地終野村

一高十石 薬師院

一同四百四十五石三斗五升四合六勺八才

同麓村也屋地村

此寺二又五郎先祖代々廟所有、

用夫四百人

一高七十石右末寺

少林山屋地村大道寺臨濟

一温泉湯田村于河原

一同三石

神照寺

一野町

薩州伊佐郡

黒木鹿尾島ヨリ九里半 一ヶ村

私領高千二百十二石余

島津内膳

一宗廟市之大王権現

市之大王・二之大王・三之大王トテ三社有之、十一月八日市之大王祭礼、同九日二之大王祭礼、同十日三之大王祭礼ニテ候、

一諏訪大明神祭礼七月二十七日此時黒木中祭祀

高頭千三百二十七石八斗五升六勺三才

禰答黒木村院内

用夫八十七人

惣高頭四千三百六十一石三斗八升二勺五才

内、

同国同郡

鶴田鹿尾島ヨリ十三里 四ヶ村

一紫尾権現祭神熊野大権現三所、紫尾村、祭礼九月廿九日、禰答院格

一諏訪大明神鷲村、祭礼七月廿八日

一高四石三斗五勺九才

神崎寺真言

一同巻石巻斗二升四合五勺九才

竹林寺臨濟

一大願寺薬師堂柏原村于今字大願寺ト唱申候

右大願寺ト申寺、古十二坊為有之由候、今ハ引取ニ

テ薬師堂四間四面・鎮守堂相残、山門之跡石四計相

残候、南泉院御取立之御書付ニ薩州鶴田紫尾山大願

寺、元來之天台宗ニテト有之候ヘトモ、所伝ニハ臨

濟宗ニテ志布志大慈寺同前之大地ニテ為有之ト申事

候、紫尾山ハ紫尾村ニ有之、大願寺トハ別寺ニテ此

寺ハ真言宗ニテ開山空学上人ト申人ノ由候、今禰答

院ト申天台宗之寺御取立ニテ紫尾権現格護ニテ候、

衆中高六百七拾巻石余

人体八十八人土惣人数二百八十三人

一高千七百八十石九斗五升七勺九才

禰答柏原村院内

一同八百五十五石四斗九合二勺七才

同紫尾村

一同千百三十三石三斗六升四勺八才

同麓村

一同五百九十一石五斗八升三合三勺四才

同神子村

用夫二百八十五人

一温泉紫尾村権現之前ニ此温泉有、紫尾之湯ト云、

一野町

薩州伊佐郡

佐司從鹿兒島  
十一里 二ヶ村

私領高三千四百七十一石余 島津左中殿

一 宗廟阿字嘉大明神祭礼九月九日

一 諏訪大明神祭礼七月二十一日

一 松尾山興全寺真言 領主代々位牌所

一 觀音堂 興全寺有之、

惣高頭二千三百八十七石八斗三升七合八勺一才

内、

一 高千四百六十七石二斗八升六合八勺 祁答  
院内 広瀬村

古八作司村・木洪村・池野々村ト三ヶ村有之候由、

一同九百二十石五斗五升九勺四才 同田原村 トウ  
ハ

但、佐司村一ヶ名ニテ候処ニ此節二ヶ村ニ成ル、

用夫百七十六人

同国同郡

羽月鹿兒島  
リリ十七里 九ヶ村

一 宗廟熊野権現有九社、祭礼九月九日、若王寺格護

一 稻荷大明神

一 諏訪大明神

一 高老石五斗 若王寺真言

一同二石 大聖寺禪

一 鳥巢村 蒲生永興  
寺末寺 円通寺禪

一 蒲生永興 養龍寺  
寺末寺 禪

此円通寺二大 (實久) 中様御牌有、大中免トテ田地御免ニテ

相付居由候、由緒不相知、菱刈陣之時ニ御陣所ト申

伝候、

一 觀音堂 三間四面  
有于白木村

右、此觀音ハ從古來三所ノ靈仏ト申伝候、大口専念

寺之阿弥陀・同所コノシロ葉師 コノシロハ  
小苗代敷 此觀音皆

共ニ作仏之由、此御仏白木ニテ候故、直ニ村名トシ

テ白木村ト申候、平家時代ヨリ靈仏ニテ菱刈七外城

崇敬仏ニテ候、

衆中高四百八十石余

人体百四十四人 士惣人数  
百八十一人

惣高頭五千四百四十九石二斗四升九合三勺式才

内、

一 高六百六十石老斗六升六勺老才

羽月  
郷内 田代村

一同二百九十七石八斗九升三合一勺三才 同川岩瀬村

一同八百六十六石壹斗五升九合七勺 同麓大島村

一同五百七十三石三斗九升一合六勺八才 同金波田村

一同二百七十石九斗八升二合四勺八才 同堂崎村

一同千五百五十八石五斗一升九合八勺 同鳥巢村

一同四百七十二石八斗六升三合六勺 同白木村

一同六百四十六石三斗八升一合六勺六才 同宮人村

一同五百二石八斗九升六合六勺六才 同下殿村

用夫

人体百四人 士惣人数二百四十九人

高千九百八十四石三斗六升四勺八才

用夫百三十九人

一野町

同国同郡 大口初牛山牛屎院卜云、忠久公御時牛屎左衛門督元包知行、太樂氏

大口 從鹿兒島十七里 十五ヶ村

一宗廟宇佐八幡郡山寺格護、大田村

一諏訪大明神里村

一西原八幡宮

右、大口之三社卜申候、

一高二十六石 牛王山密教院郡山寺真言

一同十石 智額山 福昌寺末寺 成就寺禪

一泰清院殿関山良無大居士御牌有、

一大法山口称院専念寺 衆時衆 一高峯山興善寺

一本尊阿弥陀者名作三仏之内 一小苗代山永福寺

一青峯山泉徳寺 一西原山大瑞院

一瑞巖山 牛尾村 松隣寺 一出水山 此寺本尊十一面行基作 宝福寺

一瑞喜山祥雲寺 一牛王山西之坊

薩州伊佐郡

山野 從鹿兒島十八里半 一ヶ村

一宗廟熊野権現祭九月九日

一諏訪大明神祭七月廿六日

一愛宕山 有于諏方近所

一天満天神 万徳寺格護有于池中

一高壹石 万徳寺真言

一同壹石 芳宥軒禪

衆中高四百九石余

一 永峰山諏訪坊  
一 小苗代薬師

一 市山薬師三間  
四面

一 大口城山根切廻り二十一町四十三間

衆中高三千百八十三石余

人体三百七十四人土惣人数千四  
百八十六人

惣高頭壹万千七百二十二石二斗五升八合八勺

内、

一 高四百十四石二斗七升七合九才

大口  
郷内目丸村

一 同千七十六石七斗六升二合三勺八才

右  
同原田村

一 同九百八十石四斗壹升

太良  
院内市山村

大高弘隅州菱刈郡之内卜有之、御前帳薩州内二相

立有之、此節隅州菱刈郡二改ル、

一 同八百十六石壹斗五升四合二勺六才

同青木村

外二小川内・原田村都合三ヶ村先年相重候由、郷

村帳二見ル、

一 同四百九石壹斗九升八合八勺四才

大口  
郷内木氏村

一 同千四百八十八石七斗九升三勺五才

同大田村

以前八郡山村・榎田村・木崎村・大儀寺村・高柳

村五ヶ村ニテ候ヘトモ、万治御檢地二大田一村卜

成、

一 同五百七石四升八合三勺

ツツ  
牛尾村

一 同九百三十石石四斗五升六合二勺五才

同平出水村

一 同三百四十二石五升九合六勺九才

同淵辺村

一 同六石四斗七合八才

同渡田村

但、本文百ノ字落ルカ、当分百石余ニテ三十石門

三ツ、十石余浮免一ツ有之候由候、小木原村名一

所ニテ竿打残シ一村ニ相立候由、所ニテハ申伝候

由候事、

一 高千三百三十石七斗四升壹勺壹才

同小木原村

一 同二千八十三石九斗壹升四合九勺壹才

同里村麓村  
也

以前八羽田村・耳田村二ヶ村ニテ候ヘトモ、万治

二一村二成、

一 同千本ノマ、

同篠原村

一 同三百七十四石七斗八升五合四勺二才

太郎  
院村花北村

大高弘隅州菱刈郡ノ内卜有之、御前帳ハ薩州内ニ

立有之、此節御前帳隅州ニ成ル、

一 高六十石石三斗八合七勺五才此節  
重ミ

同小川内村

一 大口惣廻り二十一里三十五町三十六間、大口飛地小川

内惣廻四里二十八間、鹿兒島下町札辻ヨリ肥後久木野境迄二十里十四町九間、水俣境迄二十式里二十九町二

南溪ハ文明四年壬辰四月廿八日化ス、国久ハ薩州家

十一間、大口へ相境候外城吉田・吉松・馬越・羽月・出水・山野・求摩、

二代目也、  
野田感応寺レツコシ末寺 稜殿寺臨濟  
右同長壽寺同

一 小川内御番所、御関所故切手ナシニ罷通候儀不相成候  
繼持セ候ヘハ、  
不及其儀候

一 右同大藏庵同  
福昌寺 大同寺禪  
末寺

御番所番人上十五日大口衆中丸田与兵衛、  
下十五日同所衆中種子島清右衛門  
右十ヶ所伊佐郡

一 折口村永福寺臨濟  
衆中高千二百二十二石八斗四合壹勺三才  
人体二百十三人惣士人数五  
百五十人

薩州出水郡阿久根初莫祿、御家四代忠宗公  
御時莫祿兵衛尉成友居ス

惣高頭八千三百四十壹石六斗九升三合八勺四才  
右、大御支配高頭ニテ候ヘトモ、其後御支配当分高

一 宗廟開闢正一位  
阿久根從鹿兒島  
十九里半 八ヶ村

頭左ノ通、  
高頭七千五百八十四石五升六合三勺壹才

一 諏訪大明神  
一天満天神

内、  
一同千二百壹石三斗二升九合三勺八才

一 伊勢  
一 御霊大明神

一同千二百壹石三斗二升九合三勺八才  
一同五百二十三石三斗二升  
一同千六百九十六石四斗壹升七合四勺四才  
波留村

一 高壹石五斗七升二合九勺二才  
瑞香山蓮華寺臨濟  
当寺開山南溪カク和尚、天文二十年辛亥七月二十九日大

右兩名庄屋堀切十兵衛  
赤瀬川村

檀那島津国久逝去、桂林国久大居士墓所有子、当寺

鶴川内村

庄屋久保甚左衛門

一同千二百六石六斗六升四合六勺

庄屋肥田木榮右衛門

一同六百十石九斗六升五合八勺五勺

右同松下清左衛門

一同五百五十九石三斗二升七合一才

右同郡山覺兵衛

一同七百七十二石五斗九升五合二勺二才

一同八百四十八石四升四合五勺四才

此兩名庄屋楠田伊兵衛

用夫

一遠見番所

一船改番所

一島数四ツ前ノ海ニ有、

一倉津五十二ヶ所ノ内  
十六ヶ所ノ湊

一浦町

一大島卷里  
廻り

一桑島ビロウ  
島トモ

一小島

山下村

西目村

大川村

折口村

多田村

本ノマ、  
一元ノ島

薩州出水郡

長島從鹿兒島二十三里  
十三里廻リノ島也 三ヶ村

平尾村 指江村 山門野村ヤマドノ

一宗廟諏訪大明神山門野村増田格護、祭礼七月二十八  
日、御祭米三斗二升御物ヨリ被下

一若宮大明神祭神野田同前、委野田ノ所ニ記、所伝云、七  
月八日ニ被討被申候故七月八日ヨリ同十日迄

長島中此宮ニテ  
踊有之候由也

一高五石

一同 軍持院常念寺真言  
出水龍光寺末寺長光寺禪

長光寺殿昌嶽良久大禪伯義虎牌之由、

衆中高九百五十八石余

人体二百十三人惣士五百  
五十一人

惣高頭二千八百七十七石五斗七升四合九勺八才三ヶ村ニテ  
候ヘトモ

十ヶ村ニ  
高分有之

内、

一高二百七十五石一斗二升七合五勺

一同百九十二石八斗四升五合二勺出水藏本村  
郷内藏本村

一同四百十九石七斗七升六合八勺六才右下山門野村  
右平尾村

一同三百六十一石一斗五升八合四勺六才 右指江村

一同二百五十九石五斗二合六勺壹才 右山門野村

一同二百二十二石五斗二升三合五勺五才 同城川内村

一同三百七十六石一斗九升五勺一才 同鷹巢村

一同三百十石八斗五升八合四勺二才 同川床村

一同二百四石四合七勺八才 同浦底村

一同六十四石七斗一升三合三勺三才 同諸浦村

一長島之内獅々島 獅子島之内弊串・上同御所之浦

此二ヶ所湊十六ヶ所之内、

一高百三十石四斗五升五合

但、此高無納トシテ獅子島浦人ニ被下置候由、

一伊唐島三廻リ

一高壹石壹升八合七勺五才 伊唐島浦水手屋敷

一長島野御牧 馬数七百九十二疋

但、二牧有之、

一三船御番所衆中番

一山門野此所二下代蔵有、

用夫四百五十一人

薩州出水郡野田・高尾野八山門院也、忠

野田從鹿見島 二ヶ村

一宗廟熊野権現

一若宮大明神

相伝、島津薩摩守義虎舍弟常陸守ト申人有、義虎ヨ

リ野田一所被遣由候、然処ニ此常陸守謀ヲ以テ天草

之内長島之城主越前守鳥衆五人ノ内ノ由候、名字追テ可記候、ヲ攻落シ、

長島被成領地之処ニ臣下ノ内義虎へ讒言申候者、常

陸守殿天草へ一味ニテ御家被亡存念之由申候ニ付、

義虎是ヲ信シ於出水常陸守ヲ被誅、其靈為崇タ、リ因之若

宮ト祭ルト、実否不知、或吉田若狭守靈ヲ若宮ニ祭

ルト、不知孰力是ヲ

一高二石 龜翁山西姓院 薩州天台之一寺山内寺天台

忠久公御下向以前ヨリ為有之寺ノ由候、

一同二石 鎮国山 京都東福寺末寺、五感応寺臨濟山派臨濟宗三州門首

相伝、文治之比本田次郎親経于薩州下向而建立云々、

一忠久公・忠時公・久経公・忠宗公・貞久公此五代御牌

モ有之、  
右御五代御石塔并本田次郎石塔坏申伝数多有之、

一 木牟礼城、忠久公薩州御下向之時此城ニ被遊御座、夫

ヨリ右御五代此城ニ為被遊御座由候、古跡ニテ候、只

今ハ出水脇元支配之地ニテ、野田ノ内ニテハ無之候、

衆中高四百六十石余

人体百七十八人士惣人數三  
百七十七人

高頭五千二百八十七石一斗三升七合七勺五才

内、

一 高二千四百五十三石一斗五升八勺二才 山門  
院内上名村

一同二千八百三十三石九斗八升六合九勺三才 右  
同下名村

用夫百八人

一 野町

薩州出水郡

高尾野 從鹿兒島  
二十三里 六ヶ村

一 宗廟紫尾權現

一 高卷石六斗 福性院

一 高卷石六斗 洞亀寺

衆中高千六十八石余

衆中人体三百四人 士惣人數八  
百十七人

惣高頭五千五百七十八石四斗三升五合四勺壹才

内、

一 高千六十八石九斗二升四合二勺七才 山門  
院内下高尾野村

一同五百二十六石六升六合七勺八才 同唐笠木村

一同千九百九十三石七斗三升七勺三才 同大窪村

一同千四百七十二石一斗二升五合二才 同柴引村

一同五百九十三石三斗七升一合四勺四才 同上鶴村

一同七百二十四石二斗一升六合六勺七才 同下鶴村

用夫

薩州出水郡

出水 從鹿兒島  
二十五里 十ヶ村

一加志久利大明神薩摩國二座並小之内

高六十石

一 筈崎八幡

一

一同二十六石 宝池山無量寿院成願寺真言 (達磨山カ)

一同十石 達麻山福昌寺 龍光寺禪 末寺

龍光寺殿松夫道存大居士、長祿三己卯二月廿九日卒

去、久豊公御二男持久、

(行法山カ)  
龜翁山一心院專修寺時衆

衆中高七千九十二石余

人体九百六十九人惣士三千七百四十四人

惣高壹万九千九百五十三石三斗二升壹合六勺九才

内、

一高三千七十五石七斗六升五合一才

出武本村  
郷内

一同二千五百七十六石五斗三升一合六勺五才

同上知識村

一同三千三百三十石五斗八升九合六勺八才

同下知識村

一同二千貳百四十六石九升七合七才

同下鯖淵村

一同千六百六十五石一斗六升七合八才

同六月田村

一同千六百三十三石六斗二升七合二勺九才 同上大川内村

大川内村・鯖淵村先年ヨリ兩村ツ、二成、此節御

前帳ニ相立候、

一同九百三十一石二斗五升五合三勺一才

同莊村

一同二千六百十六石九斗一升一合五勺七才

同西目村

一同二千二百四十三石九斗一升九合七勺 同上鯖淵村

内、

一同七百三石四斗五升六合七勺九才

同下大川内村

用夫千四百五十八人

一多田崎遠見番所

一脇元御番所

一脇元遠見番所

一瀬崎野御牧 馬數四百二十五疋

一米之津五十二ヶ所  
船改番所

一黒之瀬戸早人之薩摩之瀬戸ト申名所之由、脇元ヨリ長島へ相渡候瀬戸ニテ候

一童島浦

一浦町

一出水御飯屋

一御関所・御番所肥後通御切手ナシニ罷通候儀  
不罷成候跡、同断

一山北、出水・高尾野・野田・長島・阿久根山北五ヶ所

卜申候、

右五ヶ所出水郡

合薩摩国十三郡惣廻百八里二十二丁

右高二十七万七百六十九石三斗四升五合五勺九才

合高頭三十万八千七百六十二石六斗九升七合三勺五才

増三万七千九百九十三石三斗五升一合七勺六才

右之内高千三百五十五石壹斗九升五合四勺二才

大口之内花北村・市山村隅州之内ニテ候へトモ、大口  
之高頭ニ込ル、

外ニ高八百五十五石四斗八升一合八勺

曾木之内長野村薩州之内ニテ候へトモ曾木高二込ル、  
五十三ヶ所

内、老ヶ所鹿尻島、五十二ヶ所外城此内十二ヶ所私領

一出水肥後境ヨリ佐多御崎迄四十一里二十九丁二十間、

薩藩例規雜集

七

從是隅州外城・諸島高井村里數、名所旧跡迄付

隅州大隅郡

桜島又向之島トモ云、從鹿兒島 十八ヶ村  
麓横山迄一里之海上

一 宗廟五社大明神

一 嶽横山權現・有村權現有兩社、嶽迄一里十六町四十六間、絶頂迄一里二十四町十七間

潮音寺真言

一 有于武村西寿寺禪

一 横山御飯屋

此所ヨリ里數付桜島惣廻リ九里三十一町四十五間、

同道ヲ廻リ七里十二町三十四間、横山御飯屋ヨリ小

池村迄十二町、小池ヨリ赤生原迄六町、赤生原ヨリ

武迄二十五町、武ヨリ藤野迄十町、藤野ヨリ西道十

町、西道ヨリ松浦村九町、松浦ヨリ二俣村七町、二

俣ヨリ白浜村迄統境ニ阿弥陀山有、白浜ヨリ高免村

一里十七町、高免ヨリ黒神村一里八町、此間ニ字都

ト云入江有、黒神ヨリ瀬戸村迄一里四町、瀬戸ヨリ

脇村十町、脇ヨリ有村八村続川原有、有村ヨリ古里

一里、古里ヨリ湯之村二十五町、湯之村ヨリ二十五

町野尻村、是ヨリ二十三町赤水村、此村ヨリ横山御

薩藩例規雜集七

目錄

(大隅カ) 薩摩国郡鄉村社寺由緒

(次行、本文より補) 日向国諸県郡々鄉村社寺由緒

琉球国

薩隅日琉球諸島鄉村數

薩藩例規雜集七

四一七

大隅国郡鄉村社寺由緒

飯屋廿町程也、

一 烏島横山御飯屋ヨリ七町

一 沖之島野尻ヌヱ燃崎ヨリ八町

一 瀬戸向ノ間海上三町十六間

衆中高六百七十六石六斗六合

人体四百九十四人土惣人数  
千二百四人

内、

三百八十八石九斗八升一合二勺二才 桜島ニ有

二百八十七石六斗二升四合七勺八才 薩州吉田ニ有

惣高頭二千六百六十八石一斗五升五合一勺九才

内、

一 高二百二十五石三斗九升三合七勺七才 向島  
郷内横山村

内、高九斗三升六合四勺四才 沖之島

一 同二百八石二斗七升一合八勺八才 向島  
郷内小池村

一 同二百二十五石八斗五升八合三勺四才 同赤生原村

一 同三百三十五石二斗二升八勺二才 同武村

一 同二百九十三石五升三合一勺四才 同藤野村

一 同七十二石三斗一升四合五勺八才 同西道村

一 同六十一石二斗五升五合一勺一才 同松浦村

一 同三十四石九斗六升五合六勺三才 同二俣村

一 同百十三石五斗五升四合一勺六才 同白浜村

一 同二十四石二斗五升六合二勺五才 同高免村

一 同百三十八石二斗八合三勺三才 同黒神村

一 同百五石八斗四升五合八勺三才 同瀬戸村

一 同百三十三石五斗九升五合八勺三才 同脇村

一 同百十八石八斗八升一合二勺五才 同有村

有村ニ温泉海中ニ出、

一 同八十二石四斗四升四合七勺九才 同湯之村

一 同百八十一石九斗七升九合一勺七才 同野尻村

一 同二百七十一石四斗九升三合七勺三才 同赤水村

一 同四十石六斗二升六合四才此節湯ノ村ヨリ分ル 同古里村

用夫三百三十九人

隅州大隅郡

牛根從鹿兒島  
五里海上 三ヶ村

一 宗廟居世神大明神

一 高老石 有于麓村 花藏院真言

一 同卷石 有于二川村 喜翁院禪宗

但、此寺ニ鎌田源左衛門菩提所代々之位牌有、

衆中高三百十九石余

人体百五十九人士惣人数  
四百十七人

惣高千五百七十四石壹斗九升四合九勺壹才

内、

一 高

麓村

一 同千三百七十七石八升七勺七才

同田神村

一 同

二川村

一 同三百九十四石五斗三升六合七勺七才

同新御堂村

一 同

境村

一 同千三十六石八升三合九勺三才

同本城村

用夫三百五十人

隅州大隅郡

垂水從鹿兒島  
海上五里 九ヶ村

私領高壹万百石余

島津備前殿

用夫

右一名享保御支配垂水二付、

一 同二百九十五石三斗一升八合七勺六才

鹿屋クヌキ  
郷内柵原村

一 同二百六十六石二升七合五勺

同浜平村

一 同六百九十四石九斗七升六合一勺五才

同高城村

一 宗廟上之宮貫大明神

一 下宮

一 高五十石

成就院真言

同国同郡

大根占從鹿兒島海  
陸十二里 三ヶ村

一 同七十石

宝巖山清水楞嚴寺末寺、心翁寺禪

一 宗廟川上大明神祭礼十一月卯日、大鳥居  
仁王有、城本村有

古寺号改、右馬頭忠将以来代々位牌所、

一 高壹石

報恩寺

一 江之島弁才天ノ宮有

惣高六千四百二石八斗九升二合二勺

内、

一 高七百七十石六斗三升三合四勺四才

垂水  
郷内海瀉村

一 高七百五十四石八斗一升六合六勺六才

同中俣村

一 同八百七十七石四斗一升八合二勺二才

同市来村

一同卷石

天松院

一

永林庵

一

瑞積庵

一

衆中高百四十三石余

衆中高百四十三石余

人体百八十二人惣士人数  
四百四十九人

高頭五千三百四十五石八斗一升二合六勺二才

内、

一高八百三十二石九斗九升卷合三勺八才古八飯屋村

根占  
郷内城本村

一同二千二百五十三石四斗七合二勺六才古八大根  
占村

同馬場村

一同千二百五十九石四斗一升三合九勺八才 神之川村

用夫二百二十九人

隅州大隅郡

新城從鹿尾島  
海上七里 一ヶ村

私領高千九百十八石余

島津安房殿

一宗廟神貫大明神郡山惣兵衛格護

一諏訪大明神同人格護

一

上山寺禪

一

妙蓮寺法花

高千二百八十六石四斗五升卷勺卷才

新城、以前八鹿ノ屋一名ニテ候処ニ其後一所二成、

一外城立候卜申伝事ニ候、

用夫三百六十八人

同国同郡祿寝ハ沙弥行西清重忠久公御下向ノ  
比令居住、祿寝家ノ祖

小根占從鹿尾島十  
三里海上 五ヶ村

一宗廟諏訪大明神祭礼八月廿八日

一若宮八幡

一高卷石 東善寺真言

一同六石 園林寺禪

一同三十石 安樂寺天台

一(宝蔵寺カ)宝室寺 福田寺浄土宗

一 柏庭庵

一 光岩寺 大浜心休庵 瑞泉寺

一 積緑寺 (續翠寺カ) 了叟寺

東瀨寺

凡小根占十三ヶ寺

衆中高四百二十二石

人体二百七十七人土惣人数六  
百九十三人

高頭七千二百二十三石一斗六合五勺三才

内、

一高三千二百六十一石六斗五升五合七勺一才

根占  
郷内川北村

一同千二百七十三石三斗壹升三合四勺四才 同川南村

一同七百六十壹石五斗六升三合二勺 同横別府村

一同五百九十四石一斗二升九合五勺七才 同辺田村

一同千二百三十二石四斗四升四合七勺九才 同山本村

用夫八百五十五人

隅州大隅郡田代ハ忠久公御時田代次郎  
兼盛ヨリ代々領地之由候

田代從鹿兒島  
十六里二ヶ村

一宗廟北尾六所権現祭礼九月九日山上階百計

一若宮八幡川原村

一高壹石

宝寿院真言

一同四石

宝光寺禪

一鵜戸権現大原 岩穴大滝之辺滄所也、  
村

一甕岩川不思議之岩也、  
原

一花瀬岩ナメリ五六町之間、春ハ桜・躑躅多絶景之所、

其名高シ、華瀬三所権現之宮有、小根占ヨリモ落合川

流合有、春沢村トイヘル有、小根占猪賀倉トイヘル所

ノ近所ニアリ、

衆中高

衆中人体百四十人惣士人数三  
百五十七人

高頭二千四百七十五石三斗二合八勺九才

内、

一高千四百五十二石五合四才古大祿田村  
二ヶ村ニ成

根占  
郷内麓村

一同千二十三石二斗九升七合八勺三才

同川原村

同国同郡佐多ハ佐多太郎存盛忠久公  
ノ御時ヨリ居城之由

佐多從鹿兒島海  
上十八里四ヶ村

一宗廟御崎権現極楽寺格護、此寺郡村二有、

御崎権現、山中一里之間皆蘇鉄山也、

一十三所権現 辺塚村

一高卷石 来迎寺

一同卷石 曹源寺

一立目野御牧 馬数

一大泊御分国十六ヶ所湊之内

一ヒロフ島有于冲

衆中高八十石

人体百六十五人土惣人数三  
百八十四人

高頭三千八百四十卷石四斗二升四合五勺九才

内、

一高千百六十七石五斗四升二合五勺

一同八百九十三石七升七合七勺一才

一同九百十五石四斗八升一合三勺五才

一同八百六十五石三斗二升三合卷才

用夫

合八ヶ所大隅郡

隅州肝付郡肝付郡ハ古来肝付氏  
代々領地之由候

百引徒鹿兒島 二ヶ村

一宗廟利大明神

一高卷石 宝円山 千手院 丸山寺真言

一同卷石 般若寺禪

一同二石五斗九升五勺 善福寺禪

衆中高九百七十八石余

人体七十二人惣土人数四  
百三十人

高頭三千三百八十六石五斗一升二勺二才

内、

一高二千五百四十石七升一合四勺四才

百引郷内、古西原村・南方村、寛永御支配迄ハ大

村、万治御支配ノ時ハ百引村、其後麓村ト唱候由、

一同八百四十六石四斗三升八合七勺八才百引平房村  
郷内

用夫

隅州肝付郡

高隈徒鹿兒島 二ヶ村

相伝、以前串良ヨリ此外城分り候由、

一宗廟中津宮大明神

一高卷石 長福寺真言

一同卷石 法音寺禪

衆中高五百二十六石余

人体四十九人惣士百十七人

一 高隈嶽

高頭三千四十七石三斗二合三勺五才

内、

一 高千三百七石五斗九升六合六勺九才

申良 郷内 上高隈村

常二八上名村

一同千七百三十九石七斗五合六勺六才

下高隈村

右同下名 村唱候由

用夫

同国同郡鹿野屋六津野四郎兵衛尉御家三代之比令地頭也云々

鹿野屋從鹿兒島 四ヶ村

一 宗廟狩長大明神大久保較負格護

祭礼十一月中卯、此日市立卯ノ市ト云、正月二十二

日田植祭り、六月二十九日名越祭、此日子高須浜下

リ、神宮寺有、

相伝、鹿野屋ハ伊集院右衛門大夫一所之地、其後島津(忠棟)

右馬頭一所地ニ成、鹿野屋ノ内新城分島津大和一所ニ

成、大和生害ノ後島津又助領地下成、鹿野屋ハ其後外城ニ成ト云々、

一 医王院真言

一 安養寺禪

一 高牧野 馬数三百八十二疋

衆中高千三百八十八石余

衆中人体百二十六人惣士三百二十二人

高頭八千二百八十四石一斗四升一合七勺一才

内、

一 高二千七十五石八斗七升六合九勺二才

鹿野屋 郷内 上名村

一同四石七升五合

同北高洲村

一同二千六百八十一石二斗七升一合二勺五才

同下名村

一同三千二百一十一石三斗六升七合五勺古八中之村ノ由候

中名村

一同三百一十一石五斗五升一合四才

同南高洲村

古ハ高洲村、此節南高洲村・北高洲村ニヶ村ニ成、

用夫

一 長谷觀音堂三間上名村ニ有之候、医王院支配、春ハ躰四面

躑多、

隅州肝属郡大始良ハ古来祿寝小太郎義明ト云人居城ノ由

大始良從鹿兒島十一里 七ヶ村

一 宗廟岩戸大明神黒木格護 祭礼九月十九日

一 高卷石 照山寺真言アサヤマ

一 同卷石 龍翔寺臨濟リウケンジョウ

嘉慶元年丁卯五月四日氏久公也、

一 此寺(氏久)齡岳玄久大禪定門御石塔・御牌有、敬外欽公大姉

御夫人、溪月宗卿(江ノ)大姉氏久公御女ナリ、年間不相知

候、

衆中高四百三十九石余

人体百三十人士惣人数二 百七十四人

惣高頭七千六百六十六石三斗八升九合六勺二才

内、

一 高千二百三十二石九斗五升三合四勺

大始良 南村 郷内

一 同千三百十五石三斗四升二合九才

同西俣村

一 同七百六十八石四斗八升五合五勺

同横山村

一 同八百三十二石八斗五升一合八勺六才 同大始良村

一同七百二十二石九升六合四才

同獅子目村

志々目村トモ

一同六百六十九石八斗五升三合五勺五才

同浜田村

一同千六百二十四石八斗七合九才

同野里村

外二古江浜・野里村之内八百石花岡二付、

用夫二百人

一 大始良城

隅州肝付郡

花岡從鹿兒島八里半 海上八里 二ヶ村

私領高六千六百九十七石

島津千次郎

一 宗廟正一位当座大明神祭礼九月九日

一 高四十二石 心如院天台

此寺或真如トモ、

一同四十二石 福昌寺末寺禪定寺禪

一 白水村 山島寺真言

高頭千四百十五石九斗七升三合五勺五才

内、

一 高六百十五石九斗七升三合五勺五才

大始良 木谷村 郷内

一同八百石

同白水村

用夫八百二十九人

一小島

一鵜戸権現

同国同郡

同国同郡申良ハ北原又太郎延兼忠久公御下向之時分令知行伴家也云々

始良從鹿兒島十二里半 三ヶ村

申良從鹿兒島十三里 十ヶ村

一宗廟正若宮八幡

一宗廟一之宮大明神

一高三十六石

摩尼山千手院幸田寺真言

一高二石八斗一升二合五勺

井手神

一高十三石

宝陀山福昌寺末寺 含粒寺禪

但、御修補所ニテハ無之、

久山妙榮大姉元久公御夫人、月庭桂秋大姉日新公御

一諏訪大明神

息女肝付兼統室、天正九年辛巳九月三日、

一万八千之宮

一同十石

玉泉寺禪

一高壺石

坊津一乘院末寺 成願寺真言

此寺開山道元和尚木像、大池穴大唐竹山寺内ニ有之、

一高壺石

福山大安寺末寺 安住寺禪

衆中高六百四十六石余

一 成願寺・安住寺・志福寺麓三ヶ寺ト云、此寺遊行一

人体七十八人土惣人数二百七人

高頭六千八百五十四石一斗一升六合四勺二才

宿寺故御修補有、

内、

一熊野権現有于柏原近所、此所権現馬場ト云

一高

上之名村

一千念寺浄土

一同

下名村

一柏原御分国十六ヶ所湊之内、浦町有肝付与・高山与下代出物蔵等有

一同

麓村

衆中高八百四石

人体百五十一人惣土三百九十二人

高頭巷万九千六百九十二石九斗五升三勺壹才

内、

一 高二千二百七十三石二斗壹升八勺七才古八柏原村

申良川東村 郷内

一 同千六百七十六石壹斗二升七合九勺壹才古八中別府村

同川西村

一 同二千七百三十三石八斗八升七合二勺八才

同有里村

一 同千四百三十石四斗六升二合六勺

同岩弘村

一 同千九百七十三石二斗九合二勺五才籠村也

一 同千五百五石二斗八升四合五勺五才

同池之原村

一 同千三百四十二石五斗四升三勺九才古八上原村内

同細山田村

一 同二千四百十二石五斗五升三合六勺六才古八小原村之内

同下小原村

一 同千八百二十四石九斗六升六合五勺古八上原村之内

同上小原村

用夫

隅州肝屬郡

高山從鹿兒島十三里 七ヶ村

一 宗廟四十九所大明神

一 高十石

開山空快上人、永觀三年乙酉肝付河内守伴兼行建立、

一 同十二石

開山剛中大和尚、嘉慶二戊辰五月二十七日寂又、

一 同二十石

此寺忠昌公・義久公御兩牌有之、

開山春巖祖東和尚、応永九年壬午二月二十八日開基、

同二十一年甲午十月二十八日祖東和尚示寂又、

此寺(肝付兼元)二天叟儀公大禪定門之牌有、肝付家先祖之由、

一 円通山長能寺禪

一 波見村福寿院真言

一 地福寺真言

一 円福寺真言

一 妙高山帝釈寺臨濟

一 柏尾山道隆寺臨濟

此寺二古作觀音堂有、

東春山臨川寺

瑞雲軒臨濟

同新留村

靈護山盛光寺臨濟

上原庵臨濟

同後田村

日新院禪

長能寺禪

用夫千二百九十人

兩谷山聖第寺禪

長野山光福寺禪

光嚴庵禪

南泉寺禪

隅州肝屬郡

良清軒禪

龍心庵禪

内之浦從鹿兒島十九里 三ヶ村

米山寺禪

瑞祥寺禪

一宗廟鷹屋大明神

東禪寺禪

長照寺禪

一高卷石 感応寺真言

一波見浦町有十六ヶ所ノ内ニ、八見得不申候、高山野町有唐仁町、

一同卷石 長泉寺臨濟

衆中高二千三百七十二石余

衆中高三百六十八石余

人体二百二十人土惣人数八百三十五人

人体六十人土惣人数百二十八人

高頭卷万二千三百八十一石九斗二合一勺一才

高頭四千三百三十六石六斗四升八合九才

内、

内、

一高八百九十九石七斗三升二合八才

高山波見村郷内

高山南方村郷内

一同二千八百十二石七斗九升一合六勺七才

同前田村

同北方村

一同千三百九十四石八斗七升四合九勺五才

同宮下村

一同千三百三十八石八升二合五勺九才

同岸良村

一同六百二十六石八斗二升六合八勺七才

同富山村

用夫五百七十一人

一同千四百十八石五斗五升八合九勺九才

同野崎村

合八ヶ所肝付郡亦肝屬郡共、

一同三千八百九十石六斗七升九合三勺八才也麓村

同国曾於郡曾於郡福山ハ古廻ト云、飫肥伊豆守元久公御時令居城、廻氏頼政苗ト云々

福山從鹿兒島九里半 二ヶ村

一宗廟宮浦大明神延喜式大隅国五座之内正一位

一高十五石一斗七合二勺九才天直派下西上野長源寺末寺

永泰山大安寺禪

大安寺殿心翁大安大居士永祿四年辛酉七月十二日新公御二男右馬頭忠將

一高壹石六斗 不動寺真言

衆中高九百八十四石余

イ人体百九十八人 惣士七百十四人

人体四百五人士惣人数三百人

一福山野御牧御領國一番大牧也馬數二千二百六十三疋

一浦町

一下代蔵 一出物蔵

高頭二千四百十一石二斗二升四合五勺

内、

一高

一同

用夫三百九十四人

隅州曾於郡

市成從鹿兒島 二ヶ村

私領高千六百四拾九石余

一宗廟大王大明神(本玉力)

一高百五十石 (裏城山内)宝城山兩足寺禪

一高頭二千二百五十九石五斗六升二合六勺

内、

一高九百四十七石二斗五升二合式勺九才

一同千三百十二石三斗一升三合一才

用夫百十一人

末吉市成村 同諏訪原村

同国同郡

恒吉從鹿兒島 四ヶ村

一宗廟投谷八幡

一高壹石 吉祥院真言

一同壹石 德泉寺

衆中高七百八十八石余

人体百十八人惣士三百八十七人

一高頭三千四百二十五石二斗五升八合九勺(才九)

内、

一高九百三十三石六斗七升八合五勺六才 恒吉長江村

一同七百十六石四斗三升四合二勺七才 同須田木村

一同七百五十一石三斗八升四合一勺七才 同坂元村

一同千二十三石七斗六升壹合九才 同大谷村

用夫

隅州曾於郡

末吉從鹿兒島十五里 七ヶ村

一宗廟諏訪大明神

一高二十六石 無量壽山(深九)染川院光明寺真言

一同十石 興昌寺禪

一弥勒山宝泉院遊行一宿寺故御修補所光福寺時衆

一住吉大明神筑紫日向小戸橋檣原也、因テ往古社建南郷村

一櫛大明神尊中之瀨ニ濯玉ヲ時出生シ玉ヲ、底筒男・表筒男命魂也、同所

一小戸池櫛大明神有于神前

一神殿額下部兼連之筆跡

一桜谷 一三津瀨 一中津瀨 一下津瀨 一橋山

其外神代旧跡有、南郷村八日州ノ内也、国境石有、当所無紛住吉本社ノ由下部兼連自書之有縁起一卷、西ノ

海檣原ノ潮路ヨリ阿良波礼伊天シ住吉ノ神、下部兼直之歌也、

一末吉野御牧 馬數五百疋

衆中高三千三百八十八石余

人体四百三人惣七千三百六十二人

高頭一万六千四百一十一石一斗二升八合五勺五才

内、

一高千六百六十六石五斗三合三勺六才 古八小島村道持村

末吉郷内岩崎村

一同千七百八十三石一斗五升七合一勺七才

同中之内村

中ノ内村、古八棍ヶ野村・土成村・田尻村、

一同千九百六十八石一斗一升四合七勺二才

同五十丁村

一同二千七百七石一斗七升七合三勺三才

同上財部郷内諏方方村

諏訪方村、古八西ノ村・林迫村・蔵町村、

一同三千八百六十九石二斗一升八勺七才 末吉深川村郷内

深川村、古八柳板村・村山村・漆崎村・鶴森村・

上畑村、

一同千八百三十石二斗六升六合四勺九才麓村也、

同二之方村

二之方村、古八稻井原村・宮路村、

一同二千五百八十六石七斗四升九合六才莊内南郷内

ミオノコウ  
南郷村

南之郷村、古八大裏村・中裏村・楳村、此一ヶ村

八日州諸県郡ノ内、

用夫

人体四百五人士惣人数  
千三百人

高頭七千八百六十九石五斗八升五合二勺四才

内、

一高二千七百八石四斗八升八合九勺五才

上財部郷恒  
吉郷相込ル  
北俣村

一同二千百四十二石九斗三升七合三勺四才

日州内下財部村

一同三千十八石一斗五升八合九勺五才

用夫四百五十七人

上財部  
郷内  
南俣村

同国同郡

財部從鹿兒島  
十四里 三ヶ村

一宗廟日光神祭神天照大神

此宮へ慶長五年三月十六日(十三カ)龍伯様被遊御社參、御高

二十石余御寄付被成候由、山田利安・伊集院抱節両

判御目録社人蛭牟田所持、

一高十四石 小牧山法嚴寺真言  
仏性院ト云 仏性寺

一同壹石二斗 興禪寺

衆中高千七百七十四石余

隅州曾於郡敷根ハ古来土岐左衛門尉国房  
トイフ人居城ノ由

敷根從鹿兒島  
八里 三ヶ村

一宗廟劔大明神祭礼九月九日

一高壹石 蓮持院真言

一同壹石 瑞慶寺禪

一角藏薬師堂福山原登リ立  
ニ有所修補

衆中高三百八十五石余

人体(百十四カ)  
百四十四人士惣人数  
百十四人

一浦町

高頭三千百九十石八斗六升七合七勺五才

内、

一 高千九十四石五斗七升二勺五才

敷根郷内湊村

一 同千五百二十九石七斗四升九合四勺九才

以前者敷根村

同麓村

一 同五百六十六石五斗四升八合五才

同上之段村

用夫

同国同郡

国分從鹿尾島八里 十九ヶ村

一 正八幡宮

繪旨・院宣・將軍家并諸家文書數多有、

高七百二十九石七斗九升七合九勺二才

内、

六十石

油田

三十六石七斗五升二合九勺二才

修補田

六百三十三石壹斗四升五合三才

社家社僧給地

一 大穴持是以為正

一 稻荷大明神富隈御城内

一 稻荷大明神浜之市

一 韓国宇豆峯神社在上井之郷、延喜式大隅五座内

但、此宮二月午日・九月九日・十一月午日三度ノ祭

有之候、

一 觀音堂国分寺

一 觀音堂宮内獅子尾

一 高三十三石

文明山福昌寺末寺龍昌寺禪

義久公御牌有、并二大中公・義久公御嫡女義虎御夫

人之牌、龍昌寺殿貫明存忠庵主、

一 同五十三石

五峯山龍護院大乘院末寺金剛寺

義久公・同御女・御上様実溪妙蓮大姉義久公御簾中

牌、

一 鷲峯山勸持院

有三牌本龍寺・本興寺末寺遠寿寺法華左ノ通

門主列、此寺ニ義久公・持明様・同御母堂、

一 高四十一石二斗七升二合五勺二才

五山派京都南禪寺末寺靈鷲山 正興寺臨

但、正八幡神領之内宮内、

一 高四十三石八斗五合七勺二才

宝来山淨菩提院大乘院末寺 正高寺真言

但、正八幡宮神領之内、

一高十石一斗四升三合二勺二才

正八幡神領之内社僧正護寺

右同神領之内

一高十四石一斗五升二合八才

梅靈山無量寿院宮内也正国寺禪

一伊勢

一龍昌寺隔庵傍叟寺禪

一鈴照山寿岩軒

江雲寺

淨慶寺

長久寺

西雲寺

名所

一気色杜府中村  
新古今集

(藤原良経)  
撰政太政大臣

秋近キケシキノモリニ鳴セミノ

涙ノ露ヤ下葉染ラン

一奈毛木杜内村二有  
同集

橘俊宗女

イカニゼン歎ノモリハ茂レトモ

(金葉和歌集カ)  
木ノ間ノ月ノ隠レナキ世ヲ

衆中高六千五百二十六石余

人体三百五十一人土徳人数千  
三百十五人

一野町

一唐仁町

高頭式万千九百六拾六石壹升四合五勺壹才

内、

一高千三百二十九石三斗四升七合七勺

東国分  
郷内向花村

一同千二百四十四石九斗一升五勺二才

同府中村

一同千七百四十五石四升四合二勺七才

同新町村

一同九百九十石八斗二升三合二勺三才

西国分郷内  
桑原郡之内野口村

一同八百六十一石四升八合五勺五才

東国分郷内  
右同郡之内松木村

一同七百三十九石八斗七升五合

同郷内見次村

一同九百二十石八斗八升一合六勺四才

西国分  
郷同郡内村

一同千九十八石四斗六升一合八勺五才

右同郷小田村

一同九百三十五石壹斗七升三合七勺五才

同小浜村

一同六百二十石九斗八升七合四勺九才古ハ畠  
中村

同郷内桑  
原郡之内真幸村

一同七百八石七升三勺七才

東国分  
郷内小村

一同千九百五十四石九斗三升九合七勺二才

同下井村

一同九百石九斗七升三合一勺三才

同川内村

一同二千九百八十五石四斗六升九合二勺二才

同上小川村

一同千九百七十石八斗一升六合三勺七才 東区分 福島村 郷内

一同千五十八石一斗八升一合八勺七才 同桑原 内山田村 郷内

一同三百二十九石三斗八升一合二勺四才 右同住吉村

一同五百四十三石八斗八升三合七才 右野久美田村

一同千二十七石七斗四升五合五勺二才 同上井村

用夫千六百九十一人

隅州曾於郡 清水ハ本田因幡守国親御家九代忠国公御時ヨリ令居城 姫木ハ姫木十郎守護道鑑公御代此城ヲ守ル 大中臣氏

也云々

清水 徒鹿兒島 八里 五ヶ村

一 山王社 台明寺格護

一 守公神

一 北辰妙見

一 高六石 仏頂山 能州総持 寺末寺 楞嚴寺禪

楞嚴寺殿貫明存忠庵主義久公、

一同十三石 竹林山衆聚院 台明寺天台

一 山王座主、台明竹此寺ヨリ出、文書数多、

一 岡寺 (片岡寺カ) 此寺ニ龍伯公御詠歌御自筆アリ、

片岡をかたひく寺に住人は (かこひてカ)

うき世の中をしら菊の華 (ヤカ)

一 楞嚴寺隔庵西雲寺・永江寺・円通山国分寺・洞雲軒

衆中高八百八十石余

人体二百三十九人 惣士九百六十五人

高頭五千八百九石八斗三升壹合七勺四才

内、

一 高千三百七十一石七斗八升六合八勺五才 清水 郷内郡田村

一同八百二十七石九斗七升六合二勺四才 同弟子丸村

一同六百十七石九斗七升八合五勺四才 同山之路村

一同二千二百九十二石三斗二升七合六勺 同姫城村

一同六百九十九石七斗六升二合五勺 川原村

用夫

同国同郡 曾於郡ハ税所兵衛尉祐満忠久公 薩州御下向御令居城也云々

曾於郡 徒鹿兒島 八里 五ヶ村

一 霧島山神社 日向国四座並之内、諸県郡一座小有、延喜式 神名帳、座主花林寺格護、野上権現、田口村

神領高五百四十四石九斗七合二勺九才

一 霧島山錫杖院華林寺真言 十一坊 白坂坊 林泉坊 大日坊 多門坊 泉藏坊 集福坊

山下坊 普門坊 花藏院 集林坊 (松林坊カ)

一宗廟止上權現

一高三十石

吉水山(註明院也)稱名院念仏寺時衆

念仏寺阿弥陀堂五間四面、

一高十石

吉祥院真言

一同壹石

慈恩寺

衆中高八百五十八石余

士二百十八人惣士人数八百七十三人

一春山野御牧 馬數四百五十六疋

高頭四千七百十四石七斗四升七合四勺七才

内、

一高千二百三十四石四斗四升七合六勺

曾於郡松永村

一同五百二十九石三斗二合六勺一才

同大窪村

一同二百二十四石二斗七升六合四勺壹才

清水同川北村

一同九百十七石九斗七升一合四才

同田口村

一同千八百八石七斗五升三勺七才

曾於郡重久村

用夫百五十人

合九ヶ所曾於郡

日当山從鹿尾島 四ヶ村

一宗廟日吉山王

一高十石

三光院

一高十三石

西光寺真言

一

東林寺

此寺門前有温泉、俗二東林寺ノ湯ト云、

衆中高四百二十六石余

人体八十三人惣士三百五拾人

高頭二千八百七十四石七斗一升一合四勺六才

内、

一高百七十九石二斗二升一合四勺五才

日当山朝日村

一同七百六石四斗四升二合七勺八才

鄉内同西光寺村

一同千六百六石三斗一升二合八勺

曾於郡東郷村

一同八百八十三石七斗三升四合四勺二才不見

曾於郡同佳例川村

用夫

同国同郡

踊從鹿尾島 六ヶ村

一宗廟妙見大菩薩

一高卷石

(真福院カ)  
新福院真言

一同卷石

東光寺

衆中高五百二十三石余

イ百十七人  
人体八十三人  
九十八人

高頭四千六百九十九石四斗一升二合二勺三才

内、

一高五百三十三石七斗五升三合六勺五才

曾於郡  
郷内持松村

一同千三百三十二石二斗九升八合一勺五才

踊郷内、古ハ  
巢窪田村

宿窪田村

一同六百二十四石八斗六升五合

同上中津川村

一同千七石三斗八升一合九勺三才

中津川村此節  
二ヶ村ニ成

同中津川村

一同七百九十四石一斗七升六合二才

同万膳村

一同六百六石九斗三升七合四勺八才

同三体堂

用夫二百四十六人

一宗廟安良大明神祭礼九月二十九日

一高卷石

真乘院真言

一高卷石

仙寿寺禪

衆中高六百四十八石余

人体百四十八人  
土惣人数五  
百六十一人

一野町屋敷二千ヶ所、町端水天堂、阿  
弥陀堂有、麓八町手前左手ニ有

一地頭飯屋町之上岡手ニ有、

高頭四千五百二十石八斗八升三合二勺九才

内、

一高千八百十石一斗三升四勺七才

横川  
郷内中之名村

中之名村、古ハ中之村・上之村・下之村、

一同六百三十六石四斗六升八合一勺三才

同下名村

一同二千七十四石二斗八升四合六勺九才

同上之名村

用夫三百十人

同国同郡

栗野 従鹿兒島  
十二里 七ヶ村

一宗廟正若宮八幡高二石、木之瀬右京格護

一高二十石

義弘公御子  
蘭桂様御寺福城山福昌寺末寺徳元寺禪

隅州桑原郡 横川ハ横川藤内兵衛時信  
承久之比居城之由

横川従鹿兒島  
十里 三ヶ村

徳元寺殿慶雲幸公大禪定門、文祿四年乙未七月四日

卒去、惟新公御子久四郎忠清、

一同尙石

蓮乘院真言

衆中高千四百四十八石余

人体二百三十二人士惣人数七  
百七十八人

高頭七千五百六十石七斗一升九合四勺七才

内、

一 高六百壹石五斗五合五勺二才

栗野  
郷内稻葉崎村

一同三百八十八石三斗二升四合四勺八才古八崎  
鶴村

同田尾原村

一同八百七十六石九斗四升二合八勺七才

同恒次村

恒次村、古八上村・広田村、何比一村二成候儀、

不相知候、

一同七百二十三石八斗三升二合六勺壹才

同高田村

一同千四百三十二石二斗壹升五合三勺二才古八栗  
野村

桑田共

同米永村

一同千四百八十九石八斗八升三合四勺古八小  
羽村

同木場村

一同二千四十八石一升五合六勺三才古八北  
名村

同北方村

用夫五百四十七人

隅州桑原郡

吉松從鹿兒島  
十四里

四ヶ村

一 宗廟筥崎八幡

有于川西村、御神ト申有、十月二十三日ヨリ同二十

八日迄祭有之、二十五日ニハ頭殿ト申四五歳ノ童子

兩人吉松ヲ廻リ候祭有之云々、

一 高壹石

光照院

一同壹石

玉泉院

一 此寺茶之名所、  
般若寺

一千手觀音堂

一 衆中高六百七拾七石余

般若寺

小林瀬多尾権現別当  
山伏寺 内小野寺

人体貳百拾四人士惣人数五  
百七十九人

高頭四千七百八石六斗壹升八合一才

内、

一 高

一同

水流丸村

一同

中津川村

一同

川添村

一同

用夫二百五十四人

合五ヶ所桑原郡

隅州始羅郡蒲生ハ古来蒲生氏代々領地ノ由ニ候

蒲生從鹿兒島五里半 九ヶ村此内一ヶ村山田二ヶ村今ハ八ヶ村

一宗廟正八幡若宮瀬戸口舍人格護

一楠田大明神

一高五十四石七升三合

大定山田布施常珠寺末寺 永興寺禪

永興寺殿松齡自貞庵主義弘公、

一同七石

千手院真言

一同一石一斗七升四合

法寿寺臨濟

一青色野御牧 馬數四十疋

衆中高二千七百三十九石余

人体四百五十人土惣人数千二百三十五人

高頭八千八百十二石九斗八升五合二勺五才

内、

一高八百七十九石三斗五升五合八勺九才

蒲生郷内久末村

一高二百九十一石八斗五升一合九勺三才

同西浦村

川西村

外二北村郷村帳ニ有之、

一同千八十二石一斗四升一合九勺二才

同白輪村 白男村

一同三百四十三石三斗四升五合二勺二才

同米丸村

一同千二百九十五石九斗一升三合六勺三才

同上久徳村

以前八久徳一村、延宝四年丙辰御竿人之時二ヶ村

二成、

一同千四百八十二石一斗五合六勺三才

同下久徳村

一同八百五十九石七斗三升五合一勺

同漆村

一同千五十四石八斗二升七合六勺

同北村

外二木津志村隅州山田ニ被召入、

用夫三百十六人

一野町

隅州始羅郡加治木ハ古来加治木氏代々領候由

加治木從鹿兒島五里 五ヶ村

私領高壹万九千四百二十五石余 島津兵庫殿

一宝現大明神ホウケン

一宗廟春日大明神

一 春日寺真言

貴久公御夫婦・義久公四牌有、

指館湖月宗江大禪定門義弘公御二男、

(長年寺力)  
長歳寺禪

一 妙心寺末寺安国寺

足利尊氏將軍御願一國一ヶ寺隅州一ヶ寺ニテ候、

一 義弘公御影像 本誓寺浄土

此尊像御存生之内御出来ニテ候、

御同人様御位牌先住自分安置之由候、

一 浦野町

一 出物藏

高頭巷万九百八十六石二斗七升八合四才

内、

一 高三千二百六十八石八升五合一勺

加治末 反土共  
郷内 段土村

一同三千七百四十石三斗三升四合八勺三才

右同木田村

一同千七百七十五石二斗八升五合七勺三才

右西別府村

一同六百三十二石一斗三升三合一勺二才

右日木山村

一同千四百七十一石九升七合六勺

右小山田村

以前高井田村為有之由候へトモ、何頃禿候哉、当

分無之由候、

用夫四百五十八人

隅州始羅郡溝辺ハ溝辺孫太郎守護道鑑  
公之時令居城、氏不詳云々

溝辺從鹿兒島 五ヶ村

一 宗廟鷹大明神

一 高老石

(大長院力)  
大長院真言

一同老石

心慶寺禪

地藏院禪心慶寺末寺

衆中高四百二十六石余

人体八十二人惣士二百  
四十三人

高頭四千三百四十八石八斗四升六合七勺八才

内、

一 高

一同

一同

一同

一同

用夫

同国同郡

山田從鹿兒島  
五里半 六ヶ村

一宗廟黑島大明神

一高卷石 正田院真言

一同卷石六斗 陽春院

衆中高五百四十一石余

人体百五十九人土惣人数四  
百六十三人

高頭四千五百四十四石九斗九升四合五勺六才

内、

一高千七石六斗五升八合三勺四才 帖佐  
郷内 上名村

一同四百六十石六斗七升三合三勺四才 同辺川村

一同四百一十一石二斗七升七合一勺五才 同北山村

一同千二百五石九斗七升四合卷勺七才 同下名村

下名以前ハ小田村、先年引並之時二村二成、

一同四百七十二石五斗九升八合六勺三才 同大山村

一同四百二十四石七斗八合三勺四才 蒲生  
郷内 木津志村

此村近年蒲生ヨリ入、

用夫二百十九人

隅州始羅郡帖佐ハ古来肥後房  
良西居城之由

帖佐從鹿兒島  
四里半

一宗廟新正八幡祭礼十月二十五日

一住吉大明神

一高二十七石 平安山八流寺增長院真言

一同三十石 如意珠山智恩院末寺願成寺淨土

松齡自定庵主義弘公・実窓芳真大姉御同人御夫人、

此両牌願成寺、

願成寺阿弥陀堂 願成寺十王堂

一瀧水山福昌寺末寺心岳寺禪

左衛門尉歲久寺、心岳寺殿心岳良空大居士天正二十

年壬辰七月十八日、

一同三十二石 龍護山福昌寺末寺総禪寺禪

総禪寺殿グイキヤウヂヤウ題橋柱公大禪伯牌、文明九年丁酉八月六日

卒去、久豊公御三男豊後守季久、

一同卷石 円明院

一同卷石 三祖院

衆中高千二百七十二石余

人体三百四十三人土惣人数千  
四百六十人

高頭巷万三千七百八十石五斗五合壹才

内、

一 高千四百九十一石六斗九升七合二勺九才

帖佐  
郷内三十町村

一 同四百五十四石三合壹勺

同深水村

一 同五百五十五石六斗三升九合二勺七才

同豊留村

一 同二千五百十三石六斗七升六合二勺三才

同東餅田村

以前八餅田村一名ニテ候処ニ寛文中兩村ニ成、

一 同二千四百十四石九斗一升三合八勺三才

同西餅田村

一 同六百九十八石八斗壹升五合八勺四才

同住吉村

一 同三百五十五石九升三合二勺

同長瀬村

一 同六百九十五石三斗七合五勺五才

同中津野村

一 同四百十八石

同増田村

一 同四百十石七斗八合二勺四才

同鍋倉村

一 同九百八十七石八斗七升二合九勺三才

同寺師村

右一名隅州山田之内ニテ候処ニ此節重富外城立候

ニ付帖佐二入、

隅州始羅郡

重富從鹿兒島

私領高巷万千八百五十五石余

島津若狭殿

一 宗廟

(岩嶺大明神社脱力)

一 高五十石

円明院天台

高頭四千三百五十石

内、

一 高二千三十八石七斗八升二合六勺

帖佐  
郷内平松村

一 同二百八十六石四斗壹升七合

同脇元村

一 同七百三十石九斗三升六合一勺四才

同春花村ハルケ

一 同七百十六石七斗八升四合九勺

同船津村

一同

薩州吉田郷内東佐多  
浦名ヨリ別立 觸田村

用夫二百巷人

合六ヶ所隅州始羅郡

隅州菱刈郡菱刈氏代々領分ニテ古來  
本城二居城之由

湯之尾從鹿兒島  
十四里 二ヶ村

一 宗廟御靈大明神鎌倉之權五郎景政之  
靈ヲ祭ノ由申伝候

一 高巷石

蓮台院真言

一 同卷石 高源寺

衆中高三百七十八石余

人体百三十四人惣士人数  
三百十五人

一 温泉有

一 野町

高頭二千六百三十石五斗一升壹合二勺

内、

一 高千八百七十二石六斗二升九合九勺

一 同七百五十七石二斗八升二合一勺一才

用夫百三十一人

太良  
院内河北村

右川南村

同国同郡

本城從鹿兒島  
十三里 四ヶ村

一 宗廟諏訪大明神

一 高卷石 甘露寺

一 高卷石 曹源寺

一 現王山 正覚院大林寺時衆

一 野町

衆中高五百十九石余

人体百七十五人惣士人数  
百七十五人

高頭五千六百九石五斗四升五合三勺

内、

一 高五百八十二石六斗壹合七勺四才

一 同千七十三石六斗七升七合八才

一 同千四百十五石二斗一升四合五勺八才

一 同二千五百三十八石五升一合九勺

用夫百六十人

太良  
院内重留村

同南浦村

同下手村

同荒田村

隅州菱刈郡

馬越從鹿兒島  
十三里半 三ヶ村

一 宗廟諏訪大明神

一 高七石四斗壹升九合二勺五才

一 同卷石

ヲツバ  
ツバ黒坂寺真言

長寿寺

此長寿寺町頭二有、此寺門前之坂ヲシン庵ノ坂卜申候、如何様此辺ニ如斯申候寺為有之事哉、

衆中高三百七十八石余

人体百十九人士惣人数  
百十九人

高頭四千五百十六石七斗二升五合八勺九才

内、

一高二千七百四十石八斗一合三勺六才

太良  
院内前目村

一同九百二十六石八勺

同田中村

一高八百四十九石九斗二升三合七勺三才

太良  
院内德辺村

用夫四百六十六人

合四ヶ所菱刈郡

一野町

外田丁場、此節除大高弘、永野村薩州伊佐郡ノ内

二有之、郷村帳ニハ伊佐郡ニ不見得、御前帳ハ隅

州ト有之、此節御前帳薩州ニ改ル、

用夫百二十八人

隅州熊毛郡種子島ハ四郎左衛門信式忠久公  
御下向ノ比島主也、種子島家祖

種子島從鹿兒島海上四十八里 十七ヶ村

種子島左内

私領高一万千石余

一宗廟惡瀬大明神

本源寺法華

一高老石

觀音寺真言

一同百石

(慈徳寺カ)  
慈恩寺法華

一同老石

広徳寺臨濟

一同五十石

(大倉寺カ)  
大恵寺石同

衆中高三百七十九石余

一熊野権現

人体九十八人士徳人数三  
百十二人

高頭九千三百三十四石七斗四升五合九勺四才

高頭三千七百老石九斗五升二合七勺一才

内、

内、

一高八百六十八石二斗二升五合八勺四才

一高千八百五十八石八斗六升七合九勺一才

太良  
院内里村

一同九百五十七石六斗二合九勺老才

同針持村

一同二百七十五石九斗三升四合六才

同国上村

一同八百八十五石四斗八升一合八勺九才

同長野村

一同百六石二斗五升四合八勺九才

同安納村

古ハ西面村鷹村、  
俗赤尾木村ト申候

種子島  
院内西表村

一同五百二十七石七升九合七勺九才

同現和村ゲンシヤウ

同国馭讓郡

一同二百六石五升六合二勺五才

同安城村アンシヤウ

屋久島從鹿尾島四十八里 二十ヶ村 十八里廻り

一同六十卷石五斗八升二合二勺九才

但、山中二有之村也、故二俗二山之古田ト云

古田村フルタ

一宗廟屋久権現延喜式ニ益教神社馭讓郡一座小ト有之ハ此社ノ由候 大隅五座ノ内

同 一長田

同二漆カ 一漆

一同百九十四石八斗七升九合八勺九才

同住吉村

一安房

同 一宮之浦屋久奉行在番之所

一同二百三十四石七斗卷升七合一勺八才

同納官村ナツクワン

同 一安房

同 一宮之浦屋久奉行在番之所

一同七百七十石六斗六合卷勺四才

同野間村

高頭千三百八十六石六斗五升二合九才

一同五百七石八斗八升八合五勺四才

同増田村

内、

一同四百十九石八斗九升一合八勺八才

同油久村ユク

一高百八十四石六斗六升四合五勺八才

屋久島郷内 同宮之浦村

一同六百九十石六斗三升六合八勺八才

同坂井村

一同四十二石四斗八升五勺四才

同老湊村

一同八百五十八石八斗九升二合六勺一才

同平山村

一同七百卷石卷升五合

同長田村

一同千三百三十七石五斗五升一合二勺六才

同基永村クキナガ

一同四十四石二斗五升六合二勺五才

同尾間村

一同千五百五十八石八斗七升三合五勺四才古ハ中村

同中之村

一同五十四石八斗七升七合八才

同湯泊村

一同四百七十五石二斗七升一合九勺八才

同西之村

一同八十九石四斗九升六合六勺七才

同吉田村

此村西之端也、

一同百七石八斗八升一合二勺五才

同栗生村

一同四百四十石四斗二合九勺二才

同島間村

一同二十六石六斗

同志戸子村

用夫九百人

一同十石一斗八升二勺卷才

同中間村

一馬毛島三里廻、從種子島三里、無人島、馬并鹿多、從種子島時々魚取ニ參島也

一同十六石三斗六升三合三勺三才

同楠川村

一同十一石二斗一升三合五勺四才

同小瀬田村

一同八石五斗一升一合四勺六才

同小島村

内、高八百八十五石四斗八升一合八勺九才

一同八石一斗九升八合九勺六才

同恋泊村

但、曾木之内長野村薩州ヨリ入、

一同十石五斗二升九合一勺七才

同椎野村

同二千百四十二石九斗三升七合四勺四才

一同二十八石一斗五升八合三勺三才

同平田村

但、財部之内下財部村日州ヨリ入、

一同五石六斗七合二勺九才

同舟行村

外二、

一同十五石八斗一合四才

同安房村

高千三百五十五石壹斗九升五合四勺二才大口之内市山村・花北村薩州へ

一同四石九升六勺三才鄉村帳三六黒石野村下有、大高弘同

同江石野村

相除

一同十石六升五合六勺二才

同麦生村

一同六石六斗五升三合壹勺三才

同原村

四一八

原村・脇元村鄉村帳ニ有、平村ハ鄉村帳不見得、

日向国諸県郡々鄉村社寺由緒

同国馭謨郡口之永良部島

日州諸県郡

但、屋久島支配之内也、

吉田從鹿兒島十五里 六ヶ村

右島高百八十五石二斗九升三合七勺五才

吉田多候故真幸マサキ吉田ト云、

合二島馭謨郡

一宗廟天満天神

大隅国八郡惣廻り百壹里二十七丁

一高卷石 觀音寺

内、外城数四十一ヶ所

一高卷石 昌明寺

内、六ヶ所私領

衆中高三百三十一石余

合高二十五万九千三百四十五石八斗八升六合一勺五才

人体百三十七人

但、此内五万三千五十四石八斗五升三勺四才 增高

イ四百六十人 惣人数二百七十八人

一有温泉昌明寺之湯下云、

高頭三千三百八十五石五斗六升七合六才

内、

一高六百七十七石八斗一升七合二勺壹才

古八向  
名ノ由 吉田 向江村

一同四百五十三石三斗六升壹才

古八鶴田  
村之由 同水流村

一同五百八十一石五斗七升二合五勺九才

同亀沢村

一同五百一十一石六斗四升五合三勺二才

同岡松村

一同八百六十八石九斗八升七合九勺四才

古八内立馬場村、上  
下田村当分一ヶ村 同内立村

一同三百五十二石一斗八升三合九勺九才

同昌明寺村  
村二成由

用夫百壹人

一野町

衆中高三百二十石余

人体九十四人土徳人数二  
百七十八人

高頭二千九百九十七石三斗二升二合二勺五才

内、

一高六百四十八石六斗七升六合一勺四才

馬関田  
浦村

古八裏村・高牟礼村・岡本村当分一ヶ村之由、

一同五百六十五石八斗九升四合七勺九才

同柳水流村

一同千百八十八石八斗八升五合四勺一才

同島内村

一同六百六十三石八斗六升五合九勺一才

麓村 同川北村

用夫百十四人

一野町

同国同郡

加久藤從鹿兒島  
十六里半 十ヶ村

一三社

但、水天・荒神・妙見也、

一二之宮大明神

一高二十三石八斗七升四合九勺九才

日州諸県郡

馬関田從鹿兒島  
十五里

四ヶ村

一宗廟天満天神

一高六斗

威徳院真言

一高壹石

大田寺禪

光林山大乘院末寺吉祥院不動寺真言(天正四年丙子カ)

涼山幻生大禪定門惟新公御子鶴寿丸様天文三年乙亥十一月二十一日御逝去

一高二石五斗二升八合二勺二才 德泉寺釋

一 同五十石 高蓮山(福性院カ)福性院二宮寺真言

一 同三石七斗 栗下村地神官僧寺三德

右三德、木崎原之時占仕候依忠節、吉松・吉田・馬

関田・加久藤・飯野・小林・須木・高原・高崎・野

尻・高岡・綾・穆佐・倉岡以上十四ヶ外城家督御免

ニテ、四季土用キヌ經相廻リ勤來候事、

一 関所番

衆中高千二十五石余

人体二百六十五人土惣人數六百三十二人

高頭九千四十三石二斗八升六合二勺一才

内、

一 高千七百六石八斗一合六勺四才 加久藤 栗下村

一 同千十一石七斗九升五合五勺四才古ハ中福良村 同小田村

一 同三百十三石三斗三升二勺壹才 同榎田村

一 同千二百六十四石三斗三升七合七勺三才古ハ長江村

同西永江浦村

一 同六百四十三石七斗三升九合三勺八才古ハ吉田法藏寺村ノ由候

同東永江浦村

一 同九百八十石五斗四升八合六勺九才 同永山村

一 同七百九十九石四斗三升一合五才 同灰塚村

一 同九百八十六石四斗七升八合七勺六才 同西江村

一 同五百五十九石二斗三升八合二勺三才 同川北村

一 同七百七十八石三斗四合九勺八才 同湯田村

用夫四百六十人

一 野村(町カ)今町ト云、古町ト云所モ有之候由

日州諸郡

飯野從鹿兒島十八里 十ヶ村

一 白鳥山祭神日本武尊、座主満足寺格護

一 狗留孫山権現座主端山寺格護

右狗留孫山神三座ハ鹿兒島ヲ去コト二十一里良ニ当

レリ、山路峻峻ニシテ到ル者或匍匐シ、或ハ樹枝ヲ

攀テ、嶺ニ涉リ谷ニ下ルコト幾何ソヤ、山靜ニ谷深

シテ一鳥啼カス、仙斧丁々ノ響稀ニシテ実ニ塵外ノ

淨境也、麓ヨリ三里、山上ニ至テ其長十五尋、囲七

尺四方、又高キコト五尋ニシテ、囲ハ相同キ、自然  
ノ二長石深谷ノ中ヨリ屹立シテ空裏ニ聳ユ、縁起ニ  
曰、是ハ上古ニ健盤・姿竭ニ龍王ノ為ニ狗留孫仏・

観音大士建玉ヘル石卒都婆也、因テ山ヲ狗留孫山ト

云、後ニ建仁ノ開山葉上僧正中華ニ在ルノ日、医王

山ニ於テ指示ヲ蒙リ帰朝シテ此山ニ来リ、卒都婆ヲ

拜シ谷傍ノ山巔ニ一宮ヲ建テ、弥陀・薬師・観音ノ

尊像ヲ安置シ、三所権現ト号ス云々、

一一之宮大明神

一高五十石

大戸諏訪大明神座主鹿尾島延寿院格護

一同百四拾三石五斗二升三合

白鳥山金剛乘院満足寺真言

但、此高木崎原依忠節前代出来御免ニテ賦米計掛ル、加久藤ニ  
所之門地有之候、一唯惣參大禪定門又一郎久保公御牌彦山寺ニ有、  
置ハ先師光嚴自分ニ安  
置之由満足寺申出候

衆中高二千四百六十四石余

人体三百三十二人惣土人数八百六十人

高頭九千十一石二斗九升九合八勺六才

内、

一高八百四石二斗一升二合九才古ハ宮原村 飯野郷内上江村

一同四百三十七石四斗五升二合八才 同今西村

一同六百八十三石四斗五升二合九勺壹才 同大河平村

一同八百三十六石六斗三升二勺九才 同杉水流村

一同二千三十五石二斗二升五合八勺六才 麓村也

一同千三十三石三升三勺 同原田村

一同四百六拾六石八斗四升七合五勺 同坂本村

一同五百七十七石八斗八升一合三勺七才 同池島村

一同千四百三十三石六斗七合四勺七才 同末永村

一同九百九十九石九斗五升九合九勺九才 同大明司村

用夫四百十四人

一野町

一高二十七石四斗二升九合一勺七才

保寿院新阿弥陀堂高有之候へトモ、修補所ニテハ無之候

一同二十石 龜城山飯野宗江院末寺幻生寺禪

凉山幻生大禪定門、義弘公御嫡男御牌、

一同二十石 兜卒山能州総持寺末寺長善寺禪

此寺ニ義弘公・久保公・家久公・貴久公御牌有、

一同十八石 右同本寺飯野長善寺末寺宗江院

一同二十七石四斗二升九合九勺七才 保寿院真言

稻荷山西方寺

一同四石

愛染院真言

一同七石

成就軒

一大河平此処ニ大河平休兵衛鹿尾島土ニテ、代々誓固被仰付置候

此三家代々行司役ヲ勤、

衆中高三千三百十七石余

人体三百三十九人士惣人数九百二十一人

高頭八千六百三十六石壹斗二合七勺八才

内、

日州諸県郡

小林從鹿尾島二十里 七ヶ村

古ハ三ノ山伝ニ霧島山ニ嶽三ツ有故、以前ハ三ノ山ト

為申由、或半分ハ以前ヨリ小林ト為申由モ申候、

一 嬭守ヒナノリ権現祭礼九月十九日・十一月十五日両度有黒木丹後格護

一 八王子権現此宮麓宗廟之由、

一 熊野権現此宮東方宗廟ト申候、

一 瀬多尾権現此宮以前ハ霧島山上ニ有、享保元燃以後、権ハト云山中ニ勧請、吉松内小野寺格護

九月廿九日祭

一 高二石三斗

観音寺真言

一 高二石

昌寿寺禪

一 一同六十石

南泉院直末寺此寺ニ地藏堂有 円岳寺天台

一

高原神徳 宝光院天台

一 河野坂元八重尾

一 野町 用夫四百十二人

一 野町

日州諸県郡

須木從鹿尾島二十三里 七ヶ村

一 高千五百九十三石九斗九升三合二勺八才

小林郷内真方村

一同千五百二十五石八斗八升六合七勺七才

古ハ北方村

一同六百十石七斗九升四合二勺六才

同北方村

一同二百八十七石五斗三升一合七才

同東方村

一同三千三百三十一石二斗三升九合二勺壹才

同水流迫村

一同千五十八石壹斗八升四合八勺五才

同細野村

一同千二百二十八石四斗七升三合三勺三才

同南方村

一同千二百二十八石四斗七升三合三勺三才

同堤村

一同千二百二十八石四斗七升三合三勺三才

同堤村

一宗廟高卷石七斗三升七合 大歳大明神

一高卷石 世尊寺真言

此寺ニ古来ノ阿弥陀堂有、

一高卷石六斗 一麟寺禪

但、此寺ニ米良氏位牌・伊集院忠真堂有、

衆中高五百六十九石余

人体二百十人士惣人数五  
百五十二人

此所山深ク、金松氏・永井氏両家代々行司役ヲ勤、

高頭千二百十九石九斗一升三合卷勺四才 須木  
之内須木村

用夫百二十三入

一野村(町九)

同国同郡

高原從鹿尾高  
十六里半 五ヶ村

一霧島山東御在所座主東光坊格護  
祭礼九月九日

一霧島六所権現狹野神徳院格護  
祭礼九月廿九日

一高 天台穴太流 霧島山鋤杖院花林寺天台  
東觀山末寺

一高 東光坊

一高卷石 法蓮寺禪 花堂ノ坂元寺天台 地藏院真言

一東光坊門前祓川卜云、

一神徳院門前佐野卜云、

衆中高千四十五石余

人体百六十一人士惣人数四  
百五十八人

高頭四千三百二十六石四升四合六才

内、

一高三百八十三石五斗八升八合 古来ハ入来村、引並  
御竿ノ時分ヨリ改

高原  
郷内後河内村

一同四百四十四石二斗六升二合六才

古ハ高原村、外ニ黒鳥川内此  
節被召置候蒲牟田へ相加候 右同麓村

一同四百七十六石一斗六升九合三勺六才

右同蒲牟田村

一同五百九十九石一斗五升二合三勺九才 同広原村

一同二千四百五十二石八斗七升二合二勺六才

但、飛地高原ヨリ相  
隔候事凡四里半 同水流村

一松ヶ城下申伝候、  
高原城郭ノ廻リ十九丁二十間

本丸竪七十二間 横二十三間

二ノ丸竪二十六間 横十四間

三ノ丸竪四十四間 横十六間

取添丸暨八十間 横三十間

右、古来伊東家持城ノ由、城内ニ桂円法花大禪定門

石塔一基・駕河大隅守法花千部供養石一基有之、

用夫

一野町

一御池

霧島山之池也、一里廻リ七湊有、東光坊之近辺故、

高原之御池ト申候ヘトモ、過半都城ノ内ニ掛リ候、

一野町

用夫二百九十八人

一同千八百石壹斗九升六合四勺六才 右同大牟田村

一同六百二十六石三斗四升八合七勺二才 右同前田村

古八樋渡村相立有之、当分繩瀬村ニ込由、

一高千二百三十八石四斗四升三合三勺三才 高原繩瀬村 郷内

内、

高頭二千九百七十二石九斗八升八合五勺一才

日州諸県郡

高崎 從鹿兒島 十八里 三ヶ村

延宝八年十二月新外城ニ御取立被仰付候由、

一宗廟宇賀大明神祭礼九月二十八日

一高老石

幸樹院真言

一同老石

(海蔵寺也) 皆蔵寺禪

一淨蓮寺禪 繩瀬村ニ有、繩瀬村 之宗廟天満天神

一轟 有于繩瀬村、去川之川上爰 其間ニテ落ル所也、其間ニ間半 其長廿凡半町計有、

衆中高四百五十一石余

人体百三十五人 土惣人数三 百九十一人

日州諸県郡

大崎 從鹿兒島 十八里半 十一ヶ村

一高四百三十三石壹斗六升壹合四勺六才

飯隈山権現別当

右、飯隈山飯福寺照信院ハ本山派山伏門首ニテ、宗

旨天台 薩隅日三州ノ 袈裟頭ニテ候

日本国中本山二十八之大達所、往古ヨリ勤仕也、号

救仁郷深仙坊、

一同百老石一斗四合一勺七才

飯隈山 坊中 中之坊天台

一宗廟妻万一之宮大明神

同飯宿村

一高四石

多門院真言

一同

今田村

一同卷石

心慶寺禪

用夫千二十七人

衆中高九百八十三石余

一野町

人体二百九十四人士戀人數七百六十人

高卷石卷斗九升七合九勺二才

高頭卷万五百五十四石四斗八升四勺九才

大崎・志布志境論地大崎ハ麥田村、志布志ハ野井倉村

内、

一高八百八十二石四斗九升六合六勺八才

求仁 菱田村

古ハ益丸一村ニテ候処、京竿以後神領・益丸都合

日州諸県郡  
志布志從鹿兒島二十里 十二ヶ村

三ヶ村二成、

一宗廟山口大明神祭神天智天皇之靈

一同九百三十一石二斗七升二勺一才

同井俣村

一高三十一石五斗六升

秘山密教院宝満寺律

一同九百七十七石七斗四升

同益丸村

宝満寺如意輪觀音堂座像一体一仏舍利二粒勅封五色光

一同千二百二十六石四升五合四勺二才

同横瀬村

明アリ、

一同千二百七十四石一斗一升八合六勺五才

同野方村

右当寺ハ相州鎌倉極楽寺ノ沙門ニ信仙又英基ト云和尙トモ

一同二千百十三石五斗七升二勺

末吉 郷内永吉村

者、正和五年此所ニ来リ開創セシ也、花園帝ノ勅願

一同八百四十三石八斗三升九合九勺九才

求仁 院内神領村

ニテ南都西大寺ノ末院也、草創以來律灯ヲ挑ケテ于

一同五百六十一石五斗二升三合三勺卷才

同持留村

今不滅熄、大士ノ尊像ハ運慶ノ作也、是ハ中津川道

一同三百二十卷石四斗二升一合八勺八才同岡之別府村

海・原田光信又信長ト云ル三人ノ者、志願ニテ元応

一同千四百廿二石八斗五升四合卷勺六才或符宿トモ

二年南都西大寺ヨリ当寺ヘ降臨ナシ奉レル殊勝ノ靈

仏タリ、又仏舍利ハ曆三年左兵衛督源朝臣直義院

宣ヲ奉リ、扶桑ニ於一國一基ノ塔婆ヲ安置其一也、

院宣並直義之状有、歷年舍利分身シテ十八ケト成、

一 高六十四石七斗二升

密厳山丈陸寺大性院真言

一同十五石

大慈寺即心院臨濟塔頭

此寺ニ氏久公御夫婦・御女溪月宗郷江カ大姉御牌有、

一同四百七十一石一斗九升六勺二才龍興山

京都妙心寺末寺、大慈寺臨濟  
慈広恵寺トモ有之

開基祖勅諭仏智大通禪師、曆三年大慈広恵ノ二字

ヲ賜フト、

大慈寺光久二網敷寛陽院様・大玄院様御牌先住自分奉安置、

一 高十九石三斗三升四合三勺 新豊山福昌寺末寺陽泰寺永泰寺也禪

此寺貴久公御牌有、

一 高二石三斗四升三合五勺 遊行上人一宿  
寺故御修補所

福寿山無量院海徳寺時衆

衆中高三千二百六十四石余

人体四百三人土惣人  
数千人

一 夏井御番所

一 八郎ヶ野御番所

此所他国境御関所、出入切手ナシニ通儀不罷成、

跡同断、

高頭卷万三千四百七十五石七斗壹升二合八勺二才

内、

一 高二百八十八石七斗五升三合壹勺三才

求仁夏井村  
院内

一同三百九十四石七斗九升七合壹勺九才

同田之浦村

一同千三百二十一石五斗一升八合三勺五才

同野井倉村

一同二千三百八十一石三斗八升七合六勺九才

同安楽村

一同千百廿四石九斗三升六合五勺五才

松山蓬原村  
郷内

一同六百五十二石一斗九升七合六勺八才

求仁野上村  
院内

一同三百三石三斗四合五勺

同原田村

一同千九百七十四石六斗九升三合六勺五才

同伊崎田村

一同二千四百二十二石六斗八升四合四勺六才

同野下高弘二有同槻野村  
同帖村

一同千四百七十六石二斗二合四勺五才

同内之倉村

一同九百十石九斗四升九才

一同五百四石四斗七升七合八才

同町畠村

同国同郡

用夫二千四十六人

都城從鹿兒島十六里 二十六ヶ村

一浦町御国十六ヶ所之内津口御番所有

私領高三万三千八百石余

島津筑後

日州諸県郡

松山從鹿兒島十七里 三ヶ村

一宗廟正若宮八幡

一建氣大明神

一高卷石

蓮華院真言

天長寺真言

一同卷石

蒼龍庵

龍峯寺禪

衆中高六百四十八石余

一梶山御番所

人体九十七人士惣人數二百五十四人

所々辺路

高頭二千三百三十一石四斗七升一合一勺

梶山切寄番

同所辺路細目番所

内、

中野辺路番所

同所杉ノ木水流辺路番人

一高千三百三十石四斗四升七合八才

松山郷内新橋村

辺路野首番

前村番

一同四百十二石八斗四升八合一勺四才

同尾野見村

上同諏訪口同断

梶山浦福留辺路同断

一同五百八十八石壹斗七升五合七勺八才

同泰野村

梶山寺垣ノ木番人

上同留木野同

用夫二百八十四人

上同牧野同

上同走持同

一野町

同所正矢谷同

同断平山同

此十二ヶ所辺路

右同大野同

右之外、段々辺路番人付置候、

高頭三万二千百八十六石七斗四升二合三勺

内、

一 高千九百七十八石五斗一升四合七勺九才

莊内中 河東村

一 同二千三百二十二石八斗壹升九合二勺七才

同宮丸村

一 同七百七十四石一斗七升三合四勺四才

同寺 郷内木之前村

一 同九百八十九石五斗一升三勺一才

古ハ井 蔵村

三俣 院下長飯村

一 同九百七十七石一斗八升六合四才

莊内寺 郷内安久村

一 同千二百十九石三斗五升七合八勺壹才

古ハ原 口村

三俣 院上長飯村

一 同七百五十一石七斗六升三合五勺四才

古ハ後 校村

同後久村

一 同二百六十三石五斗八升八合壹勺三才

同早水村

一 同百四十三石九斗二升八合一勺二才

同寺柱村

一 同七百二十二石九斗六升六合四才

同田辺村

一 同六百五十石九斗三合五勺四才

飯田 郷内鷲巢村

一 同二千二百六十三石五斗六升四合六勺八才

鷲巢ハ三俣 五十町飯田

五十町村

一 同二千二百九十四石一斗一升三合一勺二才

莊内寺 郷内梅北村

万治御支配ヨリ益貫村・寄田村卜ナル、享保御支

配此ニケ村ハ被召除梅北ニ立、

一 同千五百二十七石二斗八升四合三勺八才

北郷 郷内横市村

一 同千三百三十九石七升一合二勺五才

中郷 郷内郡本村

一 同二千七百六十石二斗三升九合二勺八才

莊内北 郷内前川内村

一 同千三百八十七石四斗四升五合六勺三才

前ハ安永村 郷内

莊内北 郷内西嶽村

一 同九百三十三石九升八勺四才

前ハ安永村 郷内

一 同二千二十八石六斗九升五合二勺壹才

山田村、古ハ上中原村、高原郷之内梶原村、中郷

之内一ケ村ニナル、

一 同五百二十石五斗四合壹勺七才

三俣 郷内岩満村

一 同七百二十九石一斗九升三合三勺三才

中郷 郷内丸谷村

一同七百七十四石六升五合九勺四杓 同野々美谷村

一同八百八十四石五升二勺杓 莊内北 金田村

一同千九百三十六石三斗五升五合八勺三杓

右同中 高木村

一同千五十二石七斗九升六合八勺八杓

右同北 石寺村

一同千二百二十一石五斗六升五勺二杓

右同中 水流村

外増貫村・寄地村被召置候、

用夫千二十人

一野町 本町 新町 唐仁町 高木町

一日州三俣院高城・山之口・勝岡、都城之内ニテハ志和地、

梶山之内高木、田上、川内、野々美谷舟場ヨリ、下高

原ノ内水流名、

右、三俣ニテ御座候ト下々申伝候、正説ノ書付等ハ

無御座候、以上、

元禄十五年午十一月二十二日

一又高城・下之城・山之口・上去川・下去川・梶山・勝

岡トモ申候、此説ハ七ヶ所有之候、

一又庄内三俣八ツ之外城、三俣松尾トモ山ノ口・梶山・勝

岡・野々美谷・下之城高城有水・小山高城ニ有之・高城等也、

又三俣郷数之事、

一山之口・高城・勝岡・都城之内梶山・野々美谷・高木・

志和地・薄谷村・大西村

但、此両所唯今丸谷村ト唱候、

水流村・金田村北郷三俣ニ相加リ候、外ニ岩満村三俣

院ニテ候、

右郷数ハ貞享二乙丑五月御記録所ヨリ都城へ御尋有之、

又宝永七庚寅上使御通国之砌、高辻帳拔書ヲ以御尋之

節、都城ヨリ申上候郷ニテ候、

右之通、段々有之候へハ、三俣八ノ外城ト申事究テ無

別条所ハ無之ト見得候、

日州諸県郡

勝岡從鹿兒島十七里 三ヶ村

一宗廟諏訪大明神

一高壱石 長久寺

一同壱石 鷄足山梁新寺

衆中高七百三十八石余

人体五十人土惣人数二百五十四人

高頭三千二百四十三石八斗八升九合六勺九才

内、

一高

樺山村

一同

餅原村

一同

藜池村

用夫二百四十人

日州諸具郡

山之口從鹿兒島十九里 三ヶ村

一的野正八幡宮于留吉村有、三俣之宗廟、卜申伝之由

弥勒寺格護祭礼十月二

祭二出候名花木村・富吉村・勝岡餅原村・藜池村・高城桜木村也

右正八幡、和銅三年建立之由、伊東氏三俣領地之比

氏神卜申伝候、

一走湯権現山之口宗廟別當示現院東之坊祈願所真言

一高卷石

桂谷山修善寺真言

此寺ノ本尊千手観音、御長八尺余、座像、行基菩薩

之作也、京都鞍馬之外西国方無類之靈仏之由、

一同卷石福昌寺末院、号地藏院之由、菩提所

桂昌山十輪寺禪

衆中高九百二十六石余

同国同郡

人体九十九人士惣人数三百十三人

高頭三千九百六十五石六斗六升五合二勺壹才

内、

一高千五十九石八升二合三勺九才右八山之口村当分毛同

三俣麓院内麓

一同八百九十一石四斗八升二合六勺三才 同花之木村

一同二千十五石一斗一勺九才

同留吉村

用夫三百三十四人

一山之口惣廻合門数四万四千四百四十六間町ニシテ六百九十町四十一間、里ニシテ

四十一間

一鬼山越筋上使飢肥ヘノ古通道ニテ、只今ハ通用無之候、

一日当瀬御番所、飢肥境ニテ辺路道有之候、

一一之渡御番所、山之口麓札辻ヨリ十二町四十六間有之

候、右同断、

一飛松御番所、山之口麓札辻ヨリ飢肥領境川中迄繩二里

三十一町八間、御番所ハ右川中境ヨリ二百五間、町ニ

シテ三町二十五間、此方ニテ候、

一在番所右之通飢肥境目故、從鹿兒島在番被詰居候

高城從鹿兒島十九里 七ヶ村

一宗廟春日大明神古伊東家領内之時、氏神ト申候、此社山杉山ニテ過分有之、東龍寺格護

一高九石三斗六升六合

春日山三摩地院東龍寺真言

一同十二石 東霧島神社

東霧島山金剛仏作寺真言

一同三石

吉祥寺臨濟

一同五石一斗一升八合

福壽寺

一諏訪大明神

一石山觀音靈仏之由、有于石山村

石山寺

衆中高千七百四十三石余

人体二百老人士惣人数五百人

高頭九千百三石四斗四升八合七勺三才

内、

一高千四百九十八石五斗五合八勺

三俣 大井手村

一同千三十五石九斗三升五合七勺三才

同桜木村

一同九十四石四斗二升二合二勺九才古ハ下川内村

同四ヶ村

一同五百四石八斗九升三合七勺五才

此村ハ高城飛地ニテ麓ヨリ川越其間二里半計

同東霧島村

一同二千三百老石九斗九合四才

同石山村

一同千四百四十四石九斗四升六合三勺二才

同有水村

有水、古ハ下川内村・上川内村・宮原村一村二成、

田尾ト申所、以前ハ田尻村ト申候由、

一同二千二百二十二石八斗三升五合八勺麓村ニテ候

同穗万坊村

用夫五百八十七人

一野町

日州諸郡

野尻從鹿兒島二十里半 五ヶ村

一宗廟大王權現

一八社大明神

有于紙屋村、以前ハ紙屋外城ニテ、此社御修補所之

由候ヘトモ、延宝九年紙屋外城御引取ニテ野尻二被

召付、從是所修補之由候、祭礼ハ十一月初申、

一高老石 本光寺

一高老石六斗 真光寺禪

一高老石 有于紙屋村、以前ハ御修補所、外城御引取以後所修補

(法心寺カ) 法正寺真言

一同老石 有于紙屋村、上同斷、然トモ高ハ西寺以前ノ通

福万寺禪

衆中高千三百十三石余

人体二百六十六人土惣人数八百五十卷人

但、野尻之儀、内々ハ只今モ野尻・紙屋卜二二分

リ居候由、嘸五人之内一人ハ紙屋ヨリ勤候由、

高頭三千七百二十五石二斗七升壹勺七才

内、

一 高八百九十二石三斗壹升七合七勺

野尻麓村  
郷内

一同百八十二石二斗五升四合壹勺六才

高原  
郷内 笛ヶ水村

笛ヶ水村・江平村延宝九年高原ヨリ被召付候由、

一同六百九十壹石四斗壹升三合三勺

野尻  
郷内 三ヶ野山村

一同千十七石三斗八升七合二勺六才

同紙屋村

古ハ外城ニテ候処ニ、延宝九年野尻ニ被召付候由、

一同九百四十一石八斗九升七合七勺壹才

高原  
郷内 江平村

用夫二百七十七人

一 紙屋御番所

御番所故出入無手形罷通候儀不能成候、番人ハ所衆

中之内七八ヶ年ニ代合相勤候、御扶持二十俵宛、

一一ノ瀬番所此一ノ瀬辺路故番人有、

是迄内場外城

関外四ヶ所

紙屋・去川御番所之外二四ヶ外城有之、

日州諸県郡 関外四ヶ所之内

倉岡從鹿兒島  
二十八里 二ヶ村

一 宗廟図師大明神

一 高壹石

郡山寺真言

一同壹石

龍泉寺禪

衆中高五百三十三石余

人体百二人土惣人数二百三十八人

高頭千六百九十九石五斗四升二合八勺壹才

内、

一 高千九十一石五升七合五勺九才麓村ナリ

穆佐  
郷内 糸原村

一同六百八石三斗八升五合二勺二才

同有田村

有田村ハ倉岡ヨリ川向左右延岡領ノ内ニ有之村也、

延岡領富吉村・穆佐ノ間ニ有之、

用夫七十二人

一 野町

一 倉岡御番所從鹿兒島三ヶ月代合勤番、

同国同郡 關外四ヶ所之内

綾從鹿兒島  
廿七里半 二ヶ村

一 宗廟三之宮大明神宮永美濃格護

一 高式石 法音寺真言 一同四石

一 伝徳寺時衆 一 阿弥陀寺時衆

一 流辺寺禪 一 仏像寺時衆

衆中高千二百七十四石余

人体二百七十六人土惣人数八  
百四十四人

高頭四千七百二石七斗八升九合四勺壹才

内、

一 高二千五百十五石五斗八升八合九勺七才綾郷  
内 南俣村

一同二千百八十七石二斗四勺四才 同北俣村

用夫二百二十七人

一 野町

一 綾在番所境目故当分從鹿兒島  
横目四ヶ月代

日州諸県郡 關外四ヶ所之内

穆佐從鹿兒島  
二十七里 三ヶ村

一 宗廟宇佐八幡

一 高七石四斗 天正寺

一同三石 悟性寺禪

衆中高千五百十七石余

人体二百二十三人土惣人数五  
百七十七人

高頭四千四百四十七石二合壹勺八才

内、

一 高千五百四石六斗五升三合壹勺式才古八歳永村上  
兩村二成

一同千四百二十石八斗六升七勺二才 同下倉永村穆佐  
院内上倉永村

一同千五百二十一石四斗八升八合三勺四才

用夫三百十人 同小山田村

同小山田村

日州諸県郡 關外四ヶ所之内

高岡從鹿兒島  
廿六里余 十二ヶ村

伝聞、高岡ハ慶長五年八代ノ内楠良ト申所ニ城地御見

立ニテ高岡之城ト為申由候、夫ヨリ高岡ト申外城ニ成

為申由、其以前ニハ八代ト申外城ニテ、相良日向ト申

人地頭職ニテ為有之ト申伝事ニ候、

一宗廟粟野大明神祭礼十月朔午ノ日、此日流鏑馬百騎余大神事有、六月二十七日延岡領神之町二浜下り川舟數十艘

一高十六石以前八長福寺(高福寺力)

興福寺真言

一同十四石

龍福寺禪

一同八石二斗六升七合七勺一才粟野宮 格讓

粟野寺真言

一同七十七石八斗八升八合五勺四才但、此高ハ高岡之内、

深年村真金山 法華嶽寺禪 福昌寺末寺

法花嶽藥師堂

此藥師靈仏ニテ其名高シ、從佐土原現米四十石四斗、

俵ニシテ百俵從古來付來り取納有之由候、

一高三石此寺ニ大中公御牌有

八代之光孝寺禪

一同壹石二斗

八代之万福寺真言

一松尾山房州妙本寺末寺 法華宗富士門流

浦之名村本永寺法花

一当山派山伏寺高岡・穆佐・綾・倉岡当 山派山伏袈裟頭

深年之善載坊(善哉坊力)

衆中高壹万二千九百五十五石余

人体六百五十四人土惣人数 二千二人

高頭二万九百二石四斗五升四合二勺二才

内、

一高八百六十八石六斗壹升四合七勺九才

穆佐高浜村

一高千六百八十七斗二升壹合二勺五才

飯田五町村

柚木崎村当分五町村ニ込ル、

一同二千六十九石二斗七升壹合五勺

同花見村

一同二千四百六十七石六斗六升三合六勺四才

同入野村

入野村ハ紙屋之内ニテ、紙屋外城御引取候以後高

岡ニ付候卜承事ニテ候、

一同二千五十石二斗五升七合壹勺八才

内山浦之名村

一同二千五百六十石三斗二升三合六勺五才

八代深年村

一同二千五百七十六石二斗六升三合九勺壹才

内郷八代南俣村

八代、古ハ大裏村・目黒村・川上村・切畑村・樋

渡村込、

一同千三百七十一石一斗九升九勺六才 同八代北俣村

八代、古ハ北方村共唱候哉、北俣之内ニ北田卜申

所有之、古來ハ北方村卜唱候由、

一同千七百七十石四斗四升五合

八代田尻村

一同千五百五十四石三斗八升二合四勺七才

内山内山村

一同千百十八石一斗八升一合二勺一才

八代向高村

一同千八百八十石一斗三升八合六勺六才

飯田飯田村

一 高岡惣廻り三十八里八町三十六間半 上畑飛地廻り三  
里十六町廿九間

一 六里老町四十卷間

志布志丸山ヨリ都城ミツカノフ迄福島領境、

一 十三里七町四十三間

都城ミツカノフヨリ勝岡・山之口・高城・高岡・穆

佐之内三ツ岩迄天領境、

一 五里三町四十五間

穆佐ノ内三岩ヨリ倉岡瓜生野三ツカノフ迄

内、ムカサ内三里二町二十五間

高岡花見内六町二十間 天領境

倉岡内老里三十卷町

一 三里四町三十二間

瓜生野三ツカノフヨリ田尻キツネ塚三ツカノフ迄

内、倉岡老町 但、里八本ノ通十町二十八間

高岡老里三十四間 秋月式部殿領境

一 五里六町十六間半

田尻キツネ塚三ツカノフヨリ右深年三ツカノフマテ

内、綾六町四間

高岡五里十二間半 天領境

一 三町四十五間

深年三ツカノフヨリ同所ヨロヒ塚迄秋月長門守殿領

境、

一 三十四町五十五間

ヨロヒ塚ヨリ八代樋渡三ツカノフ迄天領境、

一 二十九町五間

樋渡三ツカノフヨリ同所鳥巢三ツカノフ迄高鍋領境、

一 六町十三間

トリノス三ツカノフヨリ同所東迫三ツカノフ迄

一 二町四十四間

東迫三ツカノフヨリ同所城塚三ツカノフ迄高鍋領境、

一 四町十三間

城塚ヨリ同所塩ヌコリ廻三ツカノフ迄天領境、

一 二里十町五十一間

ケンノフヨリ和木薄カクボキリ立塚迄、

一 他領ヨリ薩摩領ニ飛地、薩摩領ヨリ他領ノ内ニ飛地ノ

帳、

中山原二有  
一角込田廻り九町五十八間

花見村ニ秋月式部殿御領、金輪村ヨリ飛地、

八反田  
一下田四十六間八反式畝二十四步平右衛門先

此田花見村ヨリ式部殿御領内金崎へ飛地、

同所  
一下田八間四畝反三畝十步四郎右衛門先

右同花見村ヨリ金崎村へ飛地、

ヌメリ川  
一下田十六間廿二間  
伝右衛門先

此田式部殿御領吉野村へ花見村ヨリ飛地、

一二十二間廻り

但、川原田尻村ノ内式部殿御領嵐田村ヨリ飛地、

一四天ノ尾野岡廻り壱里十五町十四間 但、田島少々有、

右ハ、高岡向高村・内山村・入野村ニ相掛り、御領

森永村ヨリ飛地、

一田四町四十八間廻り

御領森永村ヨリ高岡入野城現寺山、向高竹之脇之間

二飛地、

一田三町五十間廻り

御領ヨリ向高・入野綾ニ掛り飛地、

一田三町二十七間廻り

御領ヨリ向高上之宮田入野城現寺山之下溝畑ニ有之

飛地、

横枕  
一田十七町十九間廻り 但、中二溝有、

深年村ノ内ニ秋月長門守殿御領宮王丸ヨリ慶田力迫

二飛地、

但、慶田力迫ト申ハ高岡深年村ノ内也、

一田五町五十間廻り

一同九町十五間廻り

但、上慶田中二溝有、

一田七町三十間廻り 但、中二溝有、

此三行秋月長門守殿御領宮王丸ヨリ深年村ニ飛地、

鳥越前  
一田壱町四十七間廻り

御領八幡村ヨリ高岡八代南鳥越村ノ前ニ飛地、

伊佐生田  
一田八町四十七間

高岡八代北俣村へ秋月長門守殿御領伊佐生村ヨリ北

俣村光孝寺ノ後ニ飛地、

右ノ内、他領ト出入有之、元禄十年丑十一月十九日

境見分奉行林久兵衛・本城源四郎、山奉行日高六郎

兵衛、梶山在番肝付清左衛門、筆者佐々木新右衛門、

絵師長瀬市兵衛・同坂元勘兵衛、山奉行所筆者湯浅

権之助ニテ繩引有之候、

高岡惣用夫千九百八十人

一町

一高岡諸具境ヨリ泊之浦迄四十一里式十九丁廿間

一高岡地頭代

諏訪甚兵衛

一八代在番高岡慶交代

一榎木抑

高岡衆中榎木仲右衛門

一去川御関所勤番

高岡衆中二見休右衛門

二見三四郎

一高岡ヨリ他領新納院高城迄七里

右、関外四ヶ所

高十五万二千九百三十二石壹斗九升壹合二勺三才

外二、

高二千四百四十二石九斗三升七合三勺四才

財部之内下財部村

同二千五百八十六石七斗四升九合五才

末吉之内南郷村隅州へ相除、

日州諸具郡合外城二十ヶ所、内、一ヶ所私領、

日向国惣廻り二百八里三十三町

内、九十里廻り薩摩御領分惣廻り

薩摩・大隅・日向之内諸具郡

合高七十二万四千四十石二斗二升六合九勺四才

内、十一万千六百六十二石一斗九升九合四勺四才

增高

四一九

琉球国

喜界島又鬼塚島トモ 六間切村無  
從鹿兒島海上

高老万八百三十六石五斗八合五勺七才

内、

一高千七百七十六石二斗五升五合二勺四才

東間切

一同千八百六十九石一斗六升四合七勺六才

西目間切

一同千六百九十石二斗四升壹勺九才

志戸桶間切

一同二千五十七石三斗四升壹合九勺壹才

湾間切

一同千八百九十三石四斗八升七合六勺二才

荒木間切

一同千五百五十石一斗七合壹勺四才

伊砂間切

琉球国

大島從鹿兒島海 七間切  
上百五十里

名瀬間切二十村 住用間切十四村 焼内間切二十村

笠利間切十五村 西間切二十九村 古見間切十村

東間切廿一村

合百三十八ヶ村、七間切二相付、名瀬間切廿三、

高三千二百五十八斗九升四勺九才

一大熊村 一浦上村 一有屋村 一阿里村

一中勝村 一伊津部村 一金久村 一阿佐仁村

一知名瀬村 一根瀬部村 一小宿村 一佐仁村

一瀬志古村 一浦村 一屋入村 一木場村(久場村也)

一瀬毛留部村 一円村 一阿木村(阿木名村也) 一加徳村

一有村(有良村也) 一芦毛部村 一阿加礼村

七間切、右ノ外六ヶ切之村名略之、

一都合高一万六千七百七十八石二斗九合五勺九才上古小琉球ト申候

ハ此大島ノ事ノ由候

同国

(徳之高九)  
徳島十八里 三間切

一高五千二百四十六石一斗七升七合壹勺四才

西目間切十五ヶ村

一阿木名村 一三京村 一当部村 一平山村

一瀬瀧村 一大津川村 一九年母村 一兼久村

一阿布木名村 一浅間村 一岡前村 一松原村

一与那間村 一年々村(手々村也) 一金見村

一高四千三百七十二石八斗八升五合七勺二才

西東和間切十六ヶ村

一喜念村 一目手久村 一佐弁村 一古里村

一西繩村(面繩村也) 一柳福村(松福村也) 一白猪村 一伊仙村

一中山村 一馬根村 一浅間村 一木之香村

一阿権村 一糸木名村 一犬田布村 一小島村

一高五千七百石三斗八升九勺五才 東間切十二ヶ村

一初次木村 一母間村 一串村 一花徳村

一井之川村 一神之峯村 一諸田村 一和瀬村

一秋徳村 一亀津村 一尾母村 一山村

合高一万五千三百十八石四斗四升三合八勺壹才

琉球国

沖ノ永良部島 三十七ヶ村十三里廻り長廿五里

一高六千四百一十石二斗四升二合八勺八才

与論島 三里廻リ、此島ヨリホラノ貝出ル  
沖ノ永良部島支配

一高二千四百十三石二斗三升五合二勺四才 是送道之島五島

琉球国

沖繩島 本琉球是也、縦三十五里、横三里  
従是島以国司之支配

一高六万四千四百九十石一斗一升七合六勺二才

王城中山 首里ト云

那覇 ナハ、湊ノ名、湊口  
広サ廿五間

運天 ウシアシ上同、薩摩通  
融ノ湊ナリ

国頭 同上

ヤン原 同上

同国

計羅麻島

一高二百十石四斗七升九合七勺六才

戸無島

一同四十六石八斗一升七合七勺三才

(粟国カ)  
粟島

一同七百五十四石二斗二升四合三勺壹才

琉球国

惠平屋島

一同五百六十一石五斗七升九勺

伊是那島

一同七百七十七石八斗二升六合七勺八才

伊惠島

一同三千七百七十七石一斗九升八合三才

久米島 従那覇津申方四十八里  
産物米・真綿・蘇鉄

一高三千八百十三石一斗四升一合六勺三才

宮古島

一同一万二千九百七十七石五斗八升三合七勺七才

八重山島 従宮古島申西方四十八里  
産物米・太平布・芭蕉布

一同六千八百八十一石七斗四升四勺壹才

沖繩島ヨリ以來十島分

合高九万四千二百三十三石七斗九勺四才

琉球国司領

琉球国草木鳥獸産物之事

一三段花 (仏桑華カ)

一仏相花

一龍眼木

一赤木

一黒木

一檜 ガツマル

一デコ

一阿檀

一福木

一ヤウガ

一沢藤

一マメガ

一月指

一風蘭

一名護蘭

一アワ蘭

一作蘭

一モイクヒ

一菓梨花

一蘇鉄

一マネ

一金子蝶

右ノ外ハ日本ニ有之候草木ノミニテ候、花実目ニ立不

申、草木ニハ為替品多可有之、

内、

一海馬 一綾鳩 一ミふうつら 一黒鷄 一コカフ

一高三十三万二千二百八十九石二升一合三勺六才

一八重山蝙蝠

諸御蔵入

一琉球国之海外ニ隣国トテハ無之候、乍然高砂ト申所唐

右之内、

へノ海路ヨリハ程近有之由候へトモ、互ニ通融無之候

一高五万七千七百五十六石六斗四升九才

道之島

事、

一同千八石八斗<sup>(升九)</sup>二合一勺六才

神領司

八重山島之内、

諸御免

一はてるま島

高五十二万七千八百八十六石一斗五升四合七勺壹才

給地

此島琉球国先島ノハテナリ、此所迄從鹿兒島海上三百

右之内、

六十二里、

一高三十一万七千四百七十六石八斗六升五合九勺五

一アンマク、海老ニ似タル魚ナリ、海中ニ住、陸ニモア

才

鹿兒島給地

カリ田畑ヲ損サシ申魚ニテ候由、取候テ被下、別テ宜

一同九万九千三百二十一石八斗七升八合一才

外城給地

魚ニテ候へトモ、難取得魚ノ由候、俗ニ童子強勢ニ見

一同九万四千二百三十石七斗九勺二才

琉球国司領

得候ヲアンマクト申事ハ此魚ノ事ニテ候由、此ハテル

一同七千九百四十四石六斗一升四合五才

諸御免地

マ島辺ニモ罷居魚ノ由候事、

一同百八十一石六斗八升七合六勺五才

琉球国十五島

上下西田町屋敷

合高十四万五千九百八十七石三斗四升壹合三才

一同千二百四十八石二斗二升三合九勺 土屋敷座付

薩摩・大隅二ヶ国并日向国諸県郡・琉球国諸島々迄

都合御高八十六万七千二十八石六斗七升二合一勺八才

薩隅日琉球諸島鄉村數

百三十三ヶ所

内、五十五ヶ所 薩州 外城

四十三ヶ所 隅州 右同

二十ヶ所 日州 右同

十五ヶ所 琉球諸島

一人体三千二百三十二人 鹿兒島諸士

内、七十三人 御寄合以上

高持 千七百十七人

無高 千四百四十二人

一同老万七千七十八人 薩隅日三州外城衆中

内、高持 一万二千三百十六人

無高 四千七百六十二人

一神社四千四百十五座 仏閣四千四十六宇 寺院千八百

十五軒三州ノ  
惣高也

ノ